

259-97



1200701754921

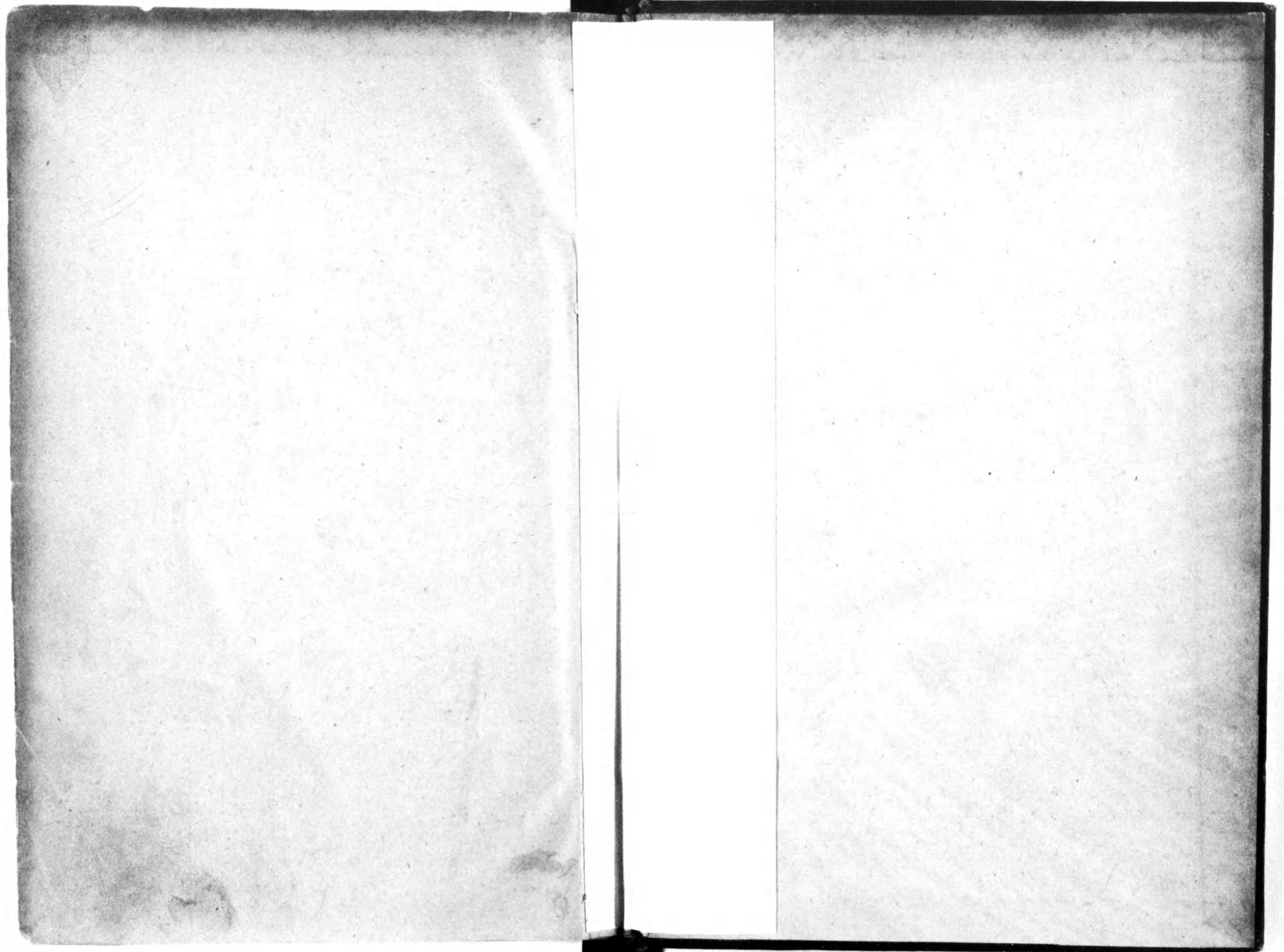
259

97

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30^{5m} 1 2 3 4 5

始





改正增補第十七版

少年園編纂

明治三十五年

東京遊學案内

東京 内外出版協會

東京遊學案内

目次

上篇 遊學者の指針

第一章 上京の準備……………一

○遊學の目的……………二

○志操の轉變……………四

○學校の選擇……………五

○中學校教育の素養……………八

○父兄への注意……………九

第二章 受験の格例……………一〇

○入學試験科目……………一〇

○身體の検査……………一二

○年齢の制限……………一三

○身元保證人……………一三

第三章 學費の概算……………一四

○入學受験料又は束脩……………一四

○月謝又は授業料……………一五

○月俸及下宿料……………一五

○書籍及筆墨紙料……………一八

○制服制帽調製費……………一八

○年額及月額の比較……………二〇

第四章 修業の年限……………二三

○學科卒業の年限……………二三

○分科大學と大學院……………二三

○陸海軍の諸學校……………二三

○學習院及華族女學校……………二四

○官立高等諸學校……………二四

○私立専門各學校……………二五

第五章 着京の注意……………二六

○遊學の季節……………二六

○各學校の學年學期……………二七

○東京迄の鐵道旅行……………二七

○各港汽船便……………三三

○金錢の注意……………三四

○旅行中の警戒……………三五

○東京市中の旅店……………三六

○着京後の乗車注意……………三七

○鐵道馬車と勸工場……………四一

○交際の注意……………四二

第六章 宿所の選定……………四四

○監督の必要……………四四

○下宿所の位置……………四五

○區役所所在地……………四六

○郵便局所在地……………四七

○郵便爲替取扱所……………四八

第七章 衛生の注意……………五〇

○都會と病原……………五〇

○傳染病と季節との關係……………五一

○著名の病院及醫師……………五二

○體育の必要……………五四

○精神の休養……………五六

○公園の散策……………五七

○博物館及遊就館……………五七

○新聞雜誌縱覽所……………五八

○文部省直轄學校の入學者數……………五九

中篇 各學校の規則

第一章 官立學校……………六二

○東京帝國大學……………六二

○學習院……………六七

○華族女學校……………六八

○高等師範學校……………六九

○女子高等師範學校……………七三

○第一高等學校……………七五

○東京高等商業學校……………八六

○商業教員養成所……………九〇

○東京高等工業學校……………九〇

○工業教員養成所……………九五

○東京外國語學校……………九七

○東京美術學校……………九八

○海軍軍醫學校	一二五
○東京商船學校	一二五
○東京郵便電信學校	一二七
○蠶業講習所	一二八
○水產講習所	一二九
第一章 公立專門學校並各種學校	
○東京專門學校	一二一
○明治法律學校	一二三
○東京法律學院	一二六
○專修學校	一二七
○日本法律學校	一二八
○和佛法律學校	一二九
○慶應義塾	一三〇
○同附屬商業學校	一三三
○大倉商業學校	一三三

○東京音樂學校	一〇一
○東京盲啞學校	一〇三
○陸軍大學校	一〇四
○陸軍士官學校	一〇五
○中央幼年學校	一〇七
○東京陸軍地方幼年學校	一〇八
○陸軍戶山學校	一〇九
○陸軍砲工學校	一一〇
○陸軍騎兵實施學校	一一〇
○陸軍經理學校	一一一
○陸軍獸醫學校	一一一
○陸軍獸醫學校	一一二
○海軍大學校	一一三
○海軍兵學校	一一三
○海軍機關學校	一一四

○臺灣協會學校……………一三四

○國學院……………一三五

○哲學館……………一三七

○濟生學舍……………一三八

○工手學校……………一三九

○東京農學校……………一四一

○東京商業學校……………一四二

○日本美術院……………一四三

○鐵道學校……………一四四

○東京航海學校……………一四六

○東京物理學校……………一四七

○東京慈惠醫院醫學校……………一四八

○私立藥學校……………一四八

○東京齒科醫學院……………一四九

○東京顯微鏡院……………一五〇

○東京獸醫學校……………一五一

○東京主計學校……………一五一

○東京政治學校……………一五二

○日本體育會體操學校……………一五三

○明治學院……………一五四

○青山學院……………一五四

○佛教高等中學……………一五五

○曹洞宗大學林……………一五六

○淨土宗高等學院……………一五六

○國民英語學會……………一五七

○正則英語學校……………一五八

○イーストレキ英語會話學校……………一五九

○青年會夜學校……………一五九

○二松學舍……………一六〇

○斯文學會……………一六一

- 東京學院……………一六二
 - 國語傳習所……………一六二
 - 東京英語專修學校……………一六三
 - 數理學館……………一六四
 - 順天求合社……………一六四
 - 東京府職工學校……………一六五
 - 中等教員講習所……………一六六
 - 教員傳習所……………一六七
 - 其他の學校所在地……………一六八
- 第三章 官公私立中學校並に同程度の學校……………一七一**
- 高等師範學校附屬中學校……………一七一
 - 東京府第一中學校……………一七一
 - 東京府開成中學校……………一七五
 - 東京府第四中學校……………一七五
 - 早稻田中學校……………一七六

- 早稻田實業中學校……………一七七
- 日本中學校……………一七七
- 錦城學校中學校……………一七八
- 成城學校……………一七八
- 攻玉社中學校……………一七九
- 日比谷中學校……………一八一
- 獨逸學協會中學校……………一八一
- 麻布中學校……………一八二
- 正則中學校……………一八二
- 中學郁文館……………一八三
- 京華中學校……………一八三
- 商工中學校……………一八三
- 京北中學校……………一八四
- 大成中學校……………一八四
- 立教中學校……………一八四

第四章 高等女學校並に各種女學校

- 曉星中學校……………一八五
- 東京中學校……………一八六
- 其他の中學校所在地……………一八六
- 女子高等師範學校附屬高等女學校……………一八七
- 東京府第一高等女學校……………一八八
- 東京府第二高等女學校……………一八九
- 日本女子大學校……………一九〇
- 東京女學館……………一九二
- 共立女子職業學校……………一九三
- 跡見女學校……………一九六
- 女子美術學校……………一九七
- 淑徳女學校……………一九八
- 明治女學校……………一九八
- 立教女學校……………一九九

下篇 入學試験問題

- 第一高等學校……………二〇九
- 高等女子佛英和學校……………二〇〇
- 普連土女學校……………二〇一
- 頌榮女學校……………二〇一
- 女子英學塾……………二〇二
- 日本女學校……………二〇二
- 成女學校……………二〇三
- 女子語學校……………二〇四
- 東京裁縫女學校……………二〇五
- 保姆傳習所……………二〇六
- 帝國教育會女子講習會……………二〇七
- 其他の女學校所在地……………二〇七

附錄 圖書館

- 帝國圖書館……………三二五
- 帝國教育會書籍館……………三三二

- 東京高等商業學校……………三二〇
- 東京高等工業學校……………三二八
- 東京美術學校……………三三六
- 東京音樂學校……………三四三
- 東京外國語學校……………三四九
- 東京郵便電信學校……………三五二
- 商船學校……………二六〇
- 高等師範學校……………二七〇
- 女子高等師範學校……………二八一
- 陸軍士官學校……………二八八
- 海軍兵學校……………二九六
- 海軍機關學校……………三一五

東京遊學案内

上篇 遊學者の指針

第一章

上京の準備

上京の準備

東京は我が帝國の首府にして、學術技藝の淵藪なれば、教育機關の設備至らざるなし、故に、政治、法律、經濟、産業、兵備に關する要務より、醫學、文學、宗教、理科、美術、工藝に至るまで、其一を修習して、社會に立たんと欲する者は、笈を負うて、悉く皆この東京に來り學ばざるはなし。

然るに、都下の學校は、種類極めて多くして、其性質も亦複雑なれば、地方少年諸君には、容易に其良否を判つ能はざるの憾あり。因りて吾等は、此等の人々の便宜を圖りて、『東京遊學案内』を發行し、明治二十三年以來、毎歲二回東京の學事を網羅し、大は官立學校の諸規則、入學試験問題より、小は私立學校の組織教員生徒の數までも、其新らしきもの、必要なるもの、一も此中に收めざるはなし。

本年も、亦遊學者の東京に膺集する季節に近づけり。即ち各學校に照會して、最新なる事實を蒐め、茲に第十七版を發行して、我が帝國次代の國民たるべき、遊學者諸君の爲めに、東道の主人となりて、其責任を盡さむとするなり。

遊學の目的

○遊學の目的

諸君。諸君が上京の望を懷くは、學業の成就と共に、將來の榮達を期するにあらん、さらば諸君が笈を負うて、上京の途に就かるは、これ獨り郷關を出づるの初旅のみにあらずして、實に將來の活社會に雄飛せんとする準備なり、自己一生の運命を定めんが爲の、最大事なる旅路の第一登程なるべければ、まづ其遊學の目的に就きて、十分の思考を凝らすべきは勿論、又其遊學の方法に關しても、最も周密にして遺策なき計畫と熟慮とを盡さずんばある可からず。

東京に遊學する者、殊に素封家の子弟にありて免れがたき缺點は、確乎たる目的を定めずして、漫然上京するにあり。遊學數年、何の爲すこともなく、空しく日を送りて、遂に遊蕩社會に墮落し、非常の迷惑を父兄に及ぼすものは皆是れなり。

又、將來の目的を假定して上京したる者も、中途に志操を變じ、朝に法律を學ぶかと思へば、夕には兵學に志し、今日實業を目的として銳意勉學しつゝあるも、明

日は文學に望を轉ずるが如きは、是亦自ら將來の榮達に遠ざかるものなり。

故に吾等が諸君に望む所は、遊學の意を決する前に於て、先づ其目的を確定する事是れなり。蓋し諸君が笈を負うて上京せんとの志を起すの時や、必ずや幾多の小説的空想は、諸君が腦裡に充滿し、功名の心、榮達の念、交も其うちに往來するならん、かくして最も煌々たる希望の光明は、遂に諸君の相繼ぎて起る腦裡の雜念を征服し、或は深思熟慮の暇さへも與へらるるなく、僅々有する先天の嗜好を恃み、且つは同郷先輩の成功の跡に見て、容易く成業の日あるを夢みつゝ、漫然上京するの結果は、乃ち失敗の悲運に歸せざるもの尠し。是れ蓋し諸君が目的の、未だ斷乎として確定せるものなきより、諸君を惑はし、諸君を陥るるに於て、無數の方便と策略とに富める東京の惡書生社會は、志操脆く方針の確かならざる諸君の弱點に乗じて其目的を變更せしむべく、極めて難からざる所以ならずはあらず。故に諸君に肝要なる事は、其最初を慎むこと是れなり。即ち唯一の目的を確定せんには、少なくも、境遇、周圍、將來、家族、一身の嗜好と希望、時勢等の方面より沈思熟考して、これ等の調和が、最も平均に行はれたるものに於てせざる可からず、かくして一たび立ちたる目的は、決して永遠に變更せざるべきを要す。

○志操の轉變

附和雷同、流行を趁うて屢々志望を轉じ易きは、少年に免れがたき一大弊習なれども、上來述ぶる所の如きは、畢竟するに、郷里にありて、十分に遊學の目的定まらざる中に上京したる結果にして、是等は遊學者自身に取りても、又其父兄諸氏の爲めにも、甚だ不利益なることなれば、思想未だ定まらざる少年の、漫然東京に來り學ぶは、極めて危険なること、謂ふべし。

これに加ふるに、東京は、人口百四十萬餘の大都會なれば、遊學諸子の耳目に觸るゝものは、悉皆誘惑の種子ならざるはなし。爲めに、餘程着實なる老成人すら、なほ時に岐路に迷ふことあるを免れざるが故に、血氣未だ定まらざる少年子弟に在りては、最も堅固なる志操を有し、以て其身を保たずばあるべからず。

凡そ世間の刺戟は、おのづから、少年を岐路に迷はしめ易きものなり。即ちこれを監督し掣肘すべき父兄、若しくは嚴格なる師友ありて、始めて之を支持行進せしむべし。然るに、山海幾百里、眼前監督者なくして、身邊又掣肘者なし、豈又殆からずや。

例へば東京の中學校は數多くして、各々其特色を有すると共に、學生風を異にす

○學校の選擇

るを以て、未だ自から割據睥睨の姿なきにあらず、是を以て、或は交友の勸誘に依り、或は世上の評判に迷ひて、學籍を變轉するものあり。これ即ち迷路に入るの第一歩にして、また他人の説に心動き、再三再四學籍を移轉する如きあらば、學業何の時かよく成就せんや、往來躊躇の間に年は逝きて、臍を噬むも及ばざること多かるべし。此弊は最多く私立學校に於いて見る事實にして、其迷惑の極、遂にまた浮ぶべからざる暗黒中に墮落する少年の、絶えず續出する事情を思へば、吾等は遊學者自身の爲めに、堅く自ら信じて決して依頼心を起さざるべきことを奨め、又其父兄諸氏に對しては、深く將來を警むべき必要あるべしと信ずるなり。

吾等が、最深く遊學者諸君の爲に悲まざる可からざるは、中篇に述べたる幾多の官公立學校と、及私立學校の若干を除く外は、凡て諸君が、智識と見界とを高尙にせんが爲に、有爲の決心と幾何の費用を齎らして、態々上京せる其希望を充たす程の、良好なる私塾や學舎やが、全く缺乏を訴へつゝあること是れなり。諸君或は怪しみて謂はん、東都は教育の淵藪地と云ふ、豈青年が意に従ひて學ぶべき、良學舎なきの理あらんやと。想像としては又一應の理あるなれど、これ蓋し諸君が、餘り

に東都を過信せるの誤りなるなり。實にや諸君が、其郷里の新聞紙上、東京何々私立學校、或は何々講習會員募集等の、大々の廣告を散見せし時には、其卒業年月の極めて迅速にして、卒業後の立身の極めて容易なる、棚より牡丹餅の墜つるが如き感に撲たれて、直にも東京に飛出したくなることなるべし。さはれ諸君、暫く胸に手を置きて熟思し給へ、凡そ人の鬼神ならざる以上は、斯の如く無限に、無極に智識は詰込まれ得べきものにもあらず。また其様に、歲月を縮むることも出来ぬ筈なり。然るに渠等は外國語にても何にても、僅に二三月乃至長くも一年位の修業を以て、三年五年と正則の順序を踏み、官立學校に勉強したる者と、同一の成績を呈せしむると云ふは、嘘にも信ぜられぬ咄ならずや。若しまたかゝる捷業が、萬一にも出来得べしとせば、誰か態々回り遠にも、官立學校に苦學屹々たる者あるべき。また上京の學生は悉く數年ならずして、大紳士ともなり得べき筈なるに、實際然ることなくして、却りて反對の風儀を呈するを見なば、諸君は大に覺る所なかる可からず。見よ渠れ到る處に散在する、私立學舎の内容を、渠等は第一に、仰山なる標札ばかりを門前に立て懸け、第二に何々學士、外國人誰々と、其人々の承諾などは、勿論得られざる筈の姓名を、教授者の中に連れ、甚だしきは有名無實の爵位的

人物さへも私造することあり。第三に贊成者に何々侯爵、何々伯爵と、これまた其當人の一向關り知らざる名を記す等、すべてこれ等は皆何事にも正直なる諸君をして基礎充分に固く、また有益なる様に思はし、以て諸君が資財を絞り取らんと、最悪むべき奸策に出づるものなれば、或は身元保證金と稱し、或は束脩とか受験料とかと名づけて、諸君より若干金を受納し、直ちに影を匿すものもあらん。然らざるも一意學生の多數にして、收納の多からんのみを目的とするより、不規則、不親切實に極まるものにて、所謂其講師なる者には、事故の言譯を以て、缺席月に半する者すらあり、甚だしきは、いつまでも開校をせぬ故、學生或は之を責め、或は受験料束脩の返戻を請へば、言を左右に托して之を拒み、遂に泣寝入に了るなど決して少なきにあらず。されば勿論風儀の如き、一向に制禁する所なくして、生徒は教師を思ふこと恰も商家の番頭の如くなれば、教師もまた生徒に對する凡て顧客と一般の思あり。一方には惡友類を以て相集まる故に、知らず識らずの間に誘惑せられて、救ふべからざる惡習に陥れるもの、吾等が知れる少年のみにても、殆ど十餘人を數へ得べし。諸君には凡て故郷あり、一日も早く卒業して、父母の温顔を拜せざるべからず、出来得る丈の速成を望むは、情として無理ならぬことなれど、ものに

は皆夫れ夫れの順序あり、程度あり、已に其業に志す以上は、いかに待遠くとも、それ丈けの事務と、相當の時間に忍耐し、服従するの義務確かに存することなれば、今諸君が一身一家に一村に極めて重大なる關係あることを知ると共に、ますます其進退に大事を取りて、努め輕はづみの舉動をなす勿れ、努め理由なき速成を望みて、かれ等奸惡の輩に乗せらるゝ等のことある可からざる也。其東都に遊學せんとするや、先づ之を在京の友人に尋ね、知己に照會し、充分此學校は安全なりとの保證を得て、始めて閩門を出づべし。

○ 中學教育の素養

子弟を東京に遊學せしむるには、其前に、府縣の中學校、其他、同程度の學校を卒業し、十分學藝と思想とを發達せしめ、志望確定して容易に動かざる後に於てすべし。是蓋し最も安全の方法なり。但、府縣立中學校は、東京にある私立の中學校に比較して、其設備は、概して確實なる基礎を有すれども、外國語の如きは、大都の諸學校に若かざるものあるが故に、志望の如何によりては、早く上京せしめざるを得ざるものなきにあらず。然れども、是亦志操堅固なる少年にあらずば、甚だ危険なることを忘るべからず。

○ 父兄への注意

今や都鄙の交通日に開けて、首府と地方との消息は、互に明白なるに似たれども、事實は却て然らずして、首府の價値は地方人によりて、確かに十層倍も過大に信ぜられつゝあるなり。故に少年諸君の功名心の燃えて火の如きや、一たび上京の念萌しては、さらでだに過信せる東京の更に其良好なる方面のみを見て、殆んど暗黒の一面を觀測せずしてやむ。然り、而してよくこれが利害を示し、以て其確固たる方針を定めしむべき、父兄の智識はいかに、渠等はただ上京して失敗せる郷里の誰々より歸因せる——其暗黒なる方面より推して、更に光明の一側に及ばず、たゞ東都は惡魔の棲家とのみ一徹に考ふるより、遮二無二子弟を壓制して其決心を思ひ止まらしめんとする故、極端と極端はこゝに衝突し、終にあたら少年をして、其志を果さしめずして、厭世と不平に沈ましむるは往々にして見る所の例なり。すべてこれ首府の消息に不明なるの罪に歸因せずんば非ず。斯る場合には先づ第一に父兄たる者、よく公平の見と詳細の探索とを以て其子弟の爲に計ることこそ望ましかれ。殊に一たび其遊學を許す以上は、獨りその將來を警むるのみならず、其居所、學校の選擇等は、最も詮索の親切を缺くべからざる也。

第二章 受験の格例

斯くて、愈上京を利益と認め、父兄も亦其危険ならざるを確めて、之を許すに至りたらば、始めて少年諸君が、笈を負うて大都に遊ぶは、其自由なり。然れども、諸君は、郷里に於て、若しくは府縣の學校に於て、其目的とする學校の^{〇〇〇}入學試験に應じ得べきだけの力を養ふことを勉め置かざるべからず。國語、漢文、數學等の學科は、東京に於てするよりは、寧ろ地方にある間に學ぶ方利益なり。

入學試験科目

〇入學試験科目

入學試験科目の中、國語といへば、和文の意味に解して、古代の文學書類の中より、其一節を拔萃して、之に解釋を施さしめ、又、彼の和文の語法をも試験することありと雖も、多くは、普通の假名交り文を以て、國語とし、其力を試むるには、多くは作文科の中に於てし、別に試題を設けざるが、從來の習慣なるが如し。又、漢學は經書の意義に重きを置かずして、歴史中の文義を解し、兼ねて簡潔なる假名交り文を作る資けとして重んずるもの、如し。故に各學校の入學試験には、漢文の句點、反點、送り假名を附けしめ、間々其熟句の解と一句一章の意とを記さ

しむるを多しとす。

外國語は、英佛獨の三國語中、其一を選びて、主要なる第一外國語として課し、各官立學校の入學試験には、外國語に最も重きを置くが如し。而して多くの學校に於て通例採用するものは、英語科なりとす。

地方の中學校は、前に述べたるが如く、或る學科は、東京の私立中學校に優るものあるも、外國語に至りては、比較的劣れるもの多きが如し。されば、地方より上京のものは、暫く中等教育を主とする私立中學校にありて、なほ英語、若しくは獨佛語を補修する方大に利益なるべし。

醫術其他専門の學科によりては、獨逸語を學ばざるべからざることあれども、何の科を修むるに限らず、英語科より入るものも、獨語を幾分か學ぶの利あるが故に、餘力あらば、此科目にも相當の時間を費すこと肝要なり。

作文科にては、純粹の和文、若しくは漢文を課せず、普通の假名交り文を用ゐて記事、論說、書牘の類を試むるが通例なるも、彼の外國語の試験には、歐文を以て文章を作らしめ、若しくは歐文和譯を以て作文の科に充つるものあり。

數學科は、何の學藝を修むるにも必要なるものにして、各學校に入學するに此試

驗なきはなし。殊に陸海軍の兵學に通せんとするには最も必要なるが故に、諸君は、専ら心思を潜めて、此學科を修むるの要あり。

地理、歴史も一通りは必要なり、殊に日本地理に、意を注がれんことを望む。地理と歴史とに次ぎて、諸君は博物、物理、化學等の理科を修めざるべからず。我國の學生は、從來是等の學科を輕んずるの弊あるが故に、高等専門の學術を修むべき素養缺乏して不便少なからざるが如し。

尙、此外に入學試験に必要なものは、習字、圖畫、及體操なるが、其中、體操は、これを課せざる學校もあり。されど、官立學校に入らむとするには、學科試験の外に、是非とも身體検査を受けざるべからざるが故に、諸君はこゝに留意して、其健康を保たざるべからず。身體検査の中に於て、殊に注意を要すべきは、肺患其他の病因の有無と、視力の強弱如何とにあり。

身體の検査

○身體の検査

身體の検査は、官立學校にありては、極めて嚴重なれども、私立學校にては、制限を設くること甚だ緩く、又學力の多少に就きては、私立學校にては、業を受くるに足れば、入學に差支なきこととするを多しとす。

年齢の制限

○年齢の制限

又、身體の検査と共に、入學試験に要する資格は、即ち年齢の如何にありて、各學校の規則に於て定められたる範圍の外は、採用せざるものなれば、其格例に準據して、これに後れ先たゝざらむやう注意すべし。然るに、世には實際と反する年齢を詐りて入學する爲、徴兵適齡等の點に於て大に不都合を來すことあり。

○身元保證人

すべて、官立學校に入學せんとする者は、東京府下にて最も確實なる身元保證人を立つるを要す。其證人は、正副二人、若しくは一人にして、公民の資格を具ふる者たるべし。然らざれば、學校に於て適當なりと認むる所の地位を有するものか、職務を帯ぶる者たるを要するが故に、諸君は、在郷の日に於て、豫め證人を立つる準備をなし、上京と共に必ずこれを定めよ。但私立學校にては、左程に六ヶ敷規則を設けざれば、大抵一戸を立つる者ならば、證人たるに妨げなき者の如し。

然れども證人とは、實際此の如く形式的の輕々しきものにあらざして、萬一諸君が在學中、若し一身上に事故ありと假定せよ、其證人は學校に對して大なる責任を有するを以て、相成るべく親懇の人に依頼するを便とす。

身元保證人

第三章 學費の概算

遊學者諸君の爲めに最も大切なることは、學資支辨の道にして、當今は、一ヶ月十五圓、少なくとも十圓を下らざる範圍に於て、夏期休業の二ヶ月を除き、毎年十ヶ月間の支出を標準として、一ヶ年百圓乃至百五十圓の供給を受くべき道を立てざるべからず。數年前までは、一ヶ月七八圓の學資を以て支ふることを得たりしも、近頃は物價非常に騰貴して、迎ても從來の比にあらず、例へば二錢五厘の湯錢と、通常十五錢の理髮代の如きは、如何に質素を旨とするも、十圓以下の學費にては、頗る困難なりと知るべし。

依て諸君の参考に供へむが爲め、試みに其費目を擧げて、遊學を實行せらるべき手引きをなさむに、其支出額の中に於て、先づ第一に必要なものは、入學受驗料又は束脩なるべし。

入學受驗料又は束脩

○ 入學受驗料又は束脩

私立の學校にては、生徒入學の際、束脩又は入學金と稱するものを要し、官立學校にては、束脩を受けざる代り、多くの受驗料を徴收し、東京帝國大學の如きは、

月謝又は授業料

受驗料の外、入學の許可を得たる者は更に入學料を徴收す。故にいづれにしても、第一に此種の金を要す。但、これは入學の際、一度のみに限ることにて、毎月納むるにあらざれば、格別學費の支出に對して影響あることなかるべし。束脩の定額は、一圓乃至二圓までを限りとし、官立學校の受驗料は、大抵一圓乃至五圓なりとす。

○ 月謝又は授業料

次は、毎月の月謝にして、私立學校は、一般に一圓乃至二圓迄を定額とし、官立學校にては、授業料として、毎月一圓乃至二圓五十錢を定日に徴收し、これが納附を怠れば、保證人をして代納せしむ。尤も官立學校にては、授業料をば、一ヶ年、十圓、十五圓、二十圓、二十五圓の數種に定め、夏期休業の二ヶ月を除き、其餘の十ヶ月に配當して分納せしむるが常なれども、或は之を二三期に分ちて納めしむるものあり。次に注意しおくべきは私立専門諸學校の聽講券なりとす。此券は月謝の納附と共に交附せらるるものにて、登校の際は必ず之を携帯して、時に校員の改券を受くるものにて、つまり月謝納附濟の證と、其校生徒たるの證なるに、近來惡書生等の奸手段を行ふものありて、此間亦種々の弊害を存せりと云ふ。

月俸及下宿料 15

○ 月俸及下宿料

次は、毎月の月俸、若しくは下宿料なり。月俸とは、學校の寄宿舎に住するもの、食料及宿料として納むる所のものに係り、又市中の下宿屋より通學する者は、下宿料として食費と間代室料又は座敷料とを支拂はざるべからず。

通例寄宿舎にては、凡そ五、六圓の月俸を納め、下宿屋にては、七、八圓乃至十圓の下宿料を拂ふを例とす。

月俸、若しくは下宿料の中には、座敷料をも含有し、通例それにて毎月の食費宿料を支ふるを得れども、尙ほ塾費、若しくは舍費として二三十錢乃至一圓、若しくは校費教場費として、これに相當せる月額を徴收せらるゝ所あるべし。但、其様な學校にては、却て月俸の方に於て其負擔を低額に止め、又座敷料として別に二三元を求むる所の下宿屋にては、食料として最低額五、六圓を受くるが故に、いづれにしても、諸君の負擔に格別相違する所なかるべし。

此外、寄宿舎、下宿屋に於て、諸君の擔當すべき重なるものは、石油と炭代との二つなるが、冬季中炭代一ヶ月一圓と算すれば十分なるべく、夏季に際しては、炭代の支拂を要せぬ故、石油代のみなれば一ヶ月五十錢あらば足るべし。

猶書函、机の類は、市内の指物商、古物商に就けば、極めて廉價に購ひ得らるべし。

く、これは成るべく下宿屋へ引越の際、豫じめ準備するを便とす。然れども寢具及蚊帳の類は、凡て郷里より携へらるべし。何となれば此等の具は、之を購ひ得ぬこととはなけれど高價にして且つ品質醜惡、經濟的に於ても不得策の上なく、また實用上に於ても、諸君の母君姉君の、其弟其子が、異郷の寒さをも冒けぬ様との、深き仁慈の情より手から製られたるに比して、その綿の厚薄、寒温の差幾何ぞや。若し之を毎々損料屋より借りるが如きことあらんか、少くとも一夜の損料を五、六錢として、之を一ヶ月一年に積るときは、巨大なる額となるべし、さればこれ等の品は、出來得る丈け、其郷里より携帶するをよしとす。

就中最注意すべきは、上京後下宿屋の選擇なり。單に下宿屋としいへば、諸君或は公々然看板を掲げたるものゝみと思惟すべけれども、東京に於ける下宿屋は決してそれのみにあらずして、所謂「素人下宿」といふものあり。こは家事の經濟上、不用に屬する若干室を貸間するものゝいひにて、之に賄附と賄付ならざるものとあり。而して其の下宿料の一般は、殆んど純然たる下宿屋と大差なくして、甚しきに至りては、却つて公然の下宿屋より冷淡なるあり。然れども稀に家族の少數なるを寂しさの餘り、貸間する等の家は、其親切なる待遇、到底下宿屋生活者の夢想し能

はざるものあるなり。

諸君もし出京して、眼に觸るゝ家の門柱、或は格子等に『かし間』の貼札あるを見れば、必ずや其れと覺らん。しかし諸君もし其家に下宿せんとせば、其知己或は近傍に於いて其家風を探知したるのちに定めよ。然らずんば往々にして不及の後悔を貽すことあるべし。

亦純然たる下宿屋の選擇についても然り、殊に近來悪書生等の巢窟然たるもの往々之あるを以て、これ又注意せざる可らず。

かつ下宿料も、其下宿屋所在地によりて、同じ賄にても多少の相違あるを以て、先づ一應注意せざる可らず。試に先づ其例をあげていはいは、神田錦町、神保町、猿樂町、小川町、三崎町邊は四疊半二階七圓五十錢位にて、本郷と麴町とはやゝ之に準ずれども、牛込、赤坂、四谷等山の手に至りては、之よりは一層廉なりと知るべし。しかし日本橋、京橋、下谷邊の下宿の多くは會社、銀行員等半紳士的のもの多く下宿するを以て、大抵は十圓以上、所謂高等下宿といふものは是なり。

書籍及筆
墨紙料

○書籍及筆墨紙料

さて、其次に必要なるは、筆墨紙料、書籍費なり。書籍とても、格別高價なるも

制服制帽
調製費

のを要せざれば、年額十五圓にて足るべく、筆墨紙料を加へて月額四圓あらば、裝飾品、贅澤品等は成るべく節用して、郵便税、理髮料、湯錢、履物料、齒磨、楊枝、石鹼、靴墨、衣類洗濯料等其他すべて、其中にて辨ずるを得べく、なほ別に雜費二三圓あらば、諸君は焼芋豌豆の買食ひに小遣錢の多きを誇り、又は新聞雜誌など、毎朝食後窓前に披きて餘裕を示すことを得べし。

○制服制帽調製費

學校に依りては、制服を着用せざるべからず。其費用は、冬服八九圓、夏服四五圓、制帽一圓内外、外套十圓として、靴、靴下、襯衣、股引等を合して五圓とせば普通の服装をなすを得べし。

然し、制服は諸學校皆着用せざるべからざるにあらざるのみならず、又一二年間新調すれば、其後は必ずしも毎年新調するに及ばず、或は繕ひ、或は洗濯して、交るゝ用ふるを得るものなれば、其費用の如きも稍々減ずることを得ん。

東京遊學の書生中には、無闇に書籍制服の購求を名として、臨時に十圓以上の費用を取寄する者ありといふ。醫學生などは、器械の購求、若しくは顯微鏡の必要を言ひ立てては、金を請求して父兄を驚かし、甚しきに至りては尙それにも満足せ

ずして、病氣大至急金送れ、爲替は電信にてなどと迫り、又此他種々様々の口實を以て、遊蕩上の軍用金を徴發する者少なからざれど、是等は却て遊學の中止歸省を促す種にて、事實暴露の曉には、學費停止の原因となるべきものなれば、遊學生の慎むべきこと言ふまでもなきなり。

尙又多くの書生中には、衣服を飾り、酒食に耽り、月額三十圓前後を費して、紳士を氣取れる者なきにあらねど、遊ぶに忙はしきものは勉強の暇なく、是等の書生が學校に於ける席次の低きに過ぎたると、缺席日數の多きとは、決して諸君が見習ふべき良き儀範にあらざると知るべし。

これを要するに、成業の日までは、嚴正なる學生の低度生活を成し遂ぐべくして、決して絹布の衣服を纏ひ、時計、持物に綺羅を飾り、偽造紳士所謂ハイカラの境遇に落ちて、素志を失ふが如きことあるべからず。

遊學數年、この心得を失はざる限りは、高等諸學校は謂ふも更なり、大學の課程に進むも、月額十二三圓乃至十五六圓を以て、兎も角その業を卒ふるとを得べし。

○年額及月額の比較

夏期休業の二ヶ月を省きて、學費を通算するときは、左の計數を得べし。是に由

りて之を觀るに、諸君は初めに於ては、月額十二圓を以て二三年を維持することを得べく、次第に學業の進むに従ひ、多少の増額を要とするも、月額十五圓以内に於て修業を成し得ることは難からざるべし。

授業料	月額	年額
寄宿料	同	同
書籍費	同	同
筆墨紙料	同	同
諸雜費	同	同
總額	同	同

金壹圓乃至貳圓五拾錢
 金七圓乃至九圓
 金壹圓乃至壹圓五拾錢
 金壹圓乃至貳圓
 金貳圓乃至參圓
 金拾貳圓乃至拾八圓
 金拾圓乃至貳拾五圓
 金七拾圓乃至九拾圓
 金拾圓乃至拾五圓
 金拾圓乃至貳拾圓
 金貳拾圓乃至參拾圓
 金百貳拾圓乃至百八拾圓

勿論、此外に、入學金、其他、机、本箱、夜具等の買入代を要とするも、これ等は一時の事なれば、別途支出として算すべく、官立學校に入りたる後は、被服料を要するも、是等は成業に近き頃の別途豫算に過ぎざれば、斯ばかりの費用は惜むに足らず、父兄諸君も喜びてこれを出だすに吝ならざるべければ、卿等も苦學の褒賞として、此等の要求を提出するも、敢へて遠慮にも及ばざることならんか。

第四章 修業の年限

○學科卒業の年限

上京の準備、學費の概算と共に一考すべきは、上京の後、成規の學科を履修するに、凡そ何程の年月を要すべきかといふこと、是れなり。官立高等の學校に入學する前には、普通の學科を修めむが爲め、中學校を程度とせる豫備科、若しくは、受験科の中等教育を受くるを要す。是等の學校を卒業するには、凡そ五、六年を要すれども、豫め地方に於て中學校を卒業し來らば、時に一躍して高等の學校に入るを得べし。未だ卒業せざるも、英語、國語、漢文、數學の四科に長じたる少年は、出京後も、短日月の間に於て、其受験科を卒ふるとを得べし。

官立高等の學校に入るには凡そ五、六年の受験科を卒業する程度の學力を要すれども、私立の専門科に入らんとするには、一、二年の課程を卒りたる上は、優に入學の資格を得べし。

○分科大學と大學院

さて、愈々高等なる官立學校に入りたる上にも、其卒業には少からざる時日を費

さざるを得ずして、尙其上に分科大學に入りて三、四年の歲月を送り、進みて大學院に入りてこれを終らむとせば、大抵三十歳前後の年齢に達せざるべからず。博士の稱號を得て、社會の上流に立たむとするは、決して容易の事にあらず。

中學校	五、六年		
高等學校	大學院科	三、四年	
分科大學	法科、醫科	各四年	工科、理科、文科、農科
大學院	五、六年		各三、四年
通計	十六、七年乃至十七、八年		

○陸海軍の諸學校

陸海軍諸兵科の學校は、その豫備科より通算すれば、初級士官となる迄には、八、九年の歲月を費し、尙陸海軍大學校を卒りて高級士官となるまでには、前後の經歷を積みて、十餘年の星霜を軍隊生活に要すべし。

成城學校	中學校	五、六年	高等科	一、二年
地方陸軍幼年學校	三、四年			
中央陸軍幼年學校	一年九ヶ月			
陸軍士官學校	一年			
通計	五年九ヶ月乃至七年九ヶ月			
攻玉社海軍豫備學校	五、六年			

學習院及華族女學校

海城學校	五ヶ年
海軍兵學校	四ヶ年
海軍機關學校	四ヶ年
通計	九ヶ年

○學習院及華族女學校

學習院の如きは、普通の學校と其趣の異なる所多きことは謂ふまでもなきことなるが、尙小學科より大學科までの卒業には、前後十八年の長日月を學窓の下に送らざる可らざれば、上流貴族の子弟等にありては、少からざる苦學なるべし。

學習院	初等學科 六ヶ年	中等學科 六ヶ年	高等學科 三ヶ年
華族女學校	初等高等小學科 各三ヶ年	初等高等中學科 各三ヶ年	通計 十二ヶ年
大學科	三ヶ年	通計 十八ヶ年	

官立高等諸學校

○官立高等諸學校

官立高等諸學校の修業年限は、次に示すが如し。これに受験科を合算すれば、七八年の歳月を要せむ。

高等師範學校	豫科 一ヶ年	本科 三ヶ年
女子高等師範學校	四ヶ年	
高等商業學校	豫科 一ヶ年	本科 三ヶ年

私立專門各學校

○私立專門各學校

私立の各種專門學校は、概わ三年前後を以て年限として、長きも五六年を出づるもの短きも二年を下るものは、是亦珍らしき所なるべし。されば、豫備科を合算するも、多くは五ヶ年にして成業すべく、又當人の心掛け次第に依りて、三年の時日を學窓に送るときは、大抵卒業の成果を得て、錦衣故郷に歸ることを得べし。

高等工業學校	染織科、窯業科、應用化學科等	本科 各三ヶ年	現業實習 各一ヶ年
東京商船學校	航海科	五年五ヶ月	機關科 五ヶ年
東京外國語學校	三ヶ年		
東京美術學校	豫備科 一ヶ年	各本科 四ヶ年	

第五章 着京の注意

○遊學の季節

少年子弟が、其府縣の中學を卒業して後、専門若くは自己の欲する學業を修めんが爲めに遊學するや、必ず其時期を誤る可からず。若し然らずして漫然上京するに於ては、或は入學期に後れ、或は早きに過ぐる爲め、空しく時日を無爲に徒消するが如きことあり。凡そ人間の弱點は、概ね閑居の時に現はるゝものにして、恐る可き誘惑の手に握手し、惡むべき惡魔の口に接吻し、遂に自から起つ能はざるの悲境に陥るは實に此間に在り。

之を要するに、學資の概算、修業の年限、將來の目途、既に確定して上京せんとするには、先づ出來得る丈の準備は之を其在郷中に完整する様に心懸け、着京より入學までの間は、必ず東京ならねばならぬ學術の研究を、漸く完了し得る丈の餘裕に見積り、それと見込みたる學校の學年、若くは學期の前（多くは春秋の二期中）、或は半年、或は一二月、成るべく都門に閑居の害を免るゝを程度として郷里を立たるゝこと良策なる可し。

○各學校の學年學期

學年といふは、九月十一日より起算し、翌年七月十日に至る十ヶ月間を指すものにて、これを二分し、三分して、幾學期とするが通例なれど、中には、四月一日より始むる所も多ければ、是等は、本書の中篇に於ける各學校の規則を見て、之を知るべし。

官立學校にては、毎學年の終りに於て、次年度の新入生を試験してこれを入學せしむると、偶々補充試験をなして臨時に募集すると、この二つの外、如何なる時も、決して入學を許さざれば、時期を失うて悔ゆることなかれ。

私立學校は、多くの場合、一人にても試験して、或は全く試験なしに、入學せしむる慣例なれど、中途入學は損ありて益なく、時としては、次の學期に又修學を繰返す場合も起るべき故、成るべくは、學年始業の初めに於て、入學せらるゝが利益なるべし。

○東京迄の鐵道旅行

かくて、遊學の季節に迫らば、諸君は愛すべき郷里を出て立ちて、此東京に來らるゝならむが、吾人は、是等諸君の爲めに、先づ鐵道の便利を示して、以て上京の

手引せむかな。

諸君は、東京より以西のものならば、東海鐵道線に由りて、新橋停車場を指さるゝなるべく、又、東京より北ならば、奥羽若くは直江津線にて、上野停車場を指し、東部ならば房總總武の諸線に據らるゝなるべし。

○東北鐵道線

上野停車場は東京市の北端にあり。青森と相距ること四百五十六哩に餘る。其途中田端より水戸を経て仙臺に向ふ線あり、大宮より直江津を経て越後沼垂に向ふ信越線あり、又小山より水戸又は前橋に出づる支線あり。

青森東京間

東京 青森間	四五六哩	五圓六十九錢	東京 福島間	一六八哩	二圓二十二錢
同 盛岡間	三二九哩	四圓十六錢	同 郡山間	一三九哩	一圓八十八錢
同 一關間	二七三哩	三圓四十九錢	同 白河間	一一五哩	一圓五十九錢
同 仙臺間	二一七哩	二圓八十一錢	同 宇都宮間	五六哩	九十三錢
同 白石間	一八九哩	二圓四十七錢	同 小山間	四七哩	六十七錢
直江津長野間	四六哩	六十九錢	直江津横川間	九九哩	一圓三十九錢
同 上田間	六七哩	九十七錢	同 高崎間	一一七哩	一圓五十九錢

直江津東京間

直江津輕井澤間	九二哩	一圓三十錢	直江津東京間	一八〇哩	二圓四十八錢
---------	-----	-------	--------	------	--------

直江津沼垂間

直江津柏崎間	二二哩	四十六錢	直江津沼垂間	八五哩	一圓七十錢
--------	-----	------	--------	-----	-------

同 長岡間

前橋高崎及東京間

前橋 高崎間	六哩	九錢	前橋 浦和間	五六哩	七十九錢
同 熊谷間	三一哩	四十四錢	同 東京間	六九哩	九十七錢
同 大宮間	五二哩	七十四錢	高崎 東京間	六三哩	八十九錢

仙臺水戸及東京間

東京 仙臺間	二二六哩	二圓九十二錢	東京 勿來間	一一〇哩	一圓六十錢
同 中村間	一九三哩	二圓五十錢	同 水戸間	七四哩	一圓四錢
同 原ノ町間	一八一哩	二圓三十七錢	同 友部間	六五哩	九十錢
同 平間	一三三哩	一圓八十錢	同 土浦間	四二哩	五十九錢

○東海鐵道線

新橋は東京市の南にありて、神戸市を距ること三百七十哩餘。この間の東海鐵道線哩數及賃錢は左の如し。

神戸東京間哩數汽車賃

東京 神戸間	三七七哩	四圓	東京 豐橋間	一九〇哩	二圓三十七錢
--------	------	----	--------	------	--------

東京 大阪間	三五七哩	三圓八十三錢	東京 濱松間	一六八哩	二圓十二錢
同 京都間	三三〇哩	三圓六十二錢	同 靜岡間	一二〇哩	一圓六十錢
同 草津間	三一三哩	三圓四十九錢	同 興津間	一一〇哩	一圓四十九錢
同 彦根間	二八九哩	三圓二十八錢	同 沼津間	八六哩	一圓二十錢
同 米原間	二八五哩	三圓二十四錢	同 御殿場間	七一哩	一圓
同 大垣間	二六三哩	三圓五錢	同 國府津間	四九哩	七十一錢
同 岐阜間	二五四哩	二圓九十七錢	同 大磯間	四三哩	六十一錢
同 名古屋間	二三五哩	二圓八十錢	同 大船間	二九哩	四十一錢
同 大府間	二二三哩	二圓六十九錢	同 横濱間	一八哩	二十七錢
同 岡崎間	二一〇哩	二圓五十八錢	同 品川間	三哩	五錢

○北國鐵道線

越中、加賀及越前の諸國より上京せんと欲する者は、米原に出でて、東海鐵道線に據るを便なりとす。

米原富山間

米原 敦賀間	三〇哩	四十五錢	米原 金澤間	一一六哩	一圓五十七錢
同 今庄間	四七哩	七十一錢	同 高岡間	一四二哩	一圓八十六錢
同 福井間	六九哩	九十九錢	同 富山間	一五三哩	一圓九十八錢

○甲武鐵道線

東京以西甲斐に到らんとする街道にけ、甲武鐵道線ありて、飯田町停車場を起點とし、八王子まで開通せり、甲州街道より來るものは、これによるを便利とす。

飯田町八王子間哩數汽車賃

飯田町 新宿間	四哩	六錢	飯田町 立川間	二二哩	三十一錢
同 國分寺間	一七哩	二十五錢	同 八王子間	二七哩	四十錢

○總武鐵道線

銚子より佐倉及千葉を経て、東京本所に至るものを總武鐵道線といひ、一ノ宮より千葉に出づるものを房總鐵道線といふ。今總房地方より上京せんとする者の爲に、汽車賃を示せば左の如し。

銚子東京間哩數汽車賃

東京 銚子間	七二哩	一圓〇七錢	東京 佐倉間	三一哩	四十七錢
同 成東間	四五哩	六十七錢	同 千葉間	二二哩	三十三錢

佐倉佐原間

佐倉 佐原間	二五哩	三十七錢
--------	-----	------

大原千葉間

千葉 大原間	三六哩	七十二錢	千葉 大網間	一四哩	二十九錢
--------	-----	------	--------	-----	------

○山陽鐵道線

馬關以東神戶までは山陽鐵道の線路にして、其中、厚狹神戶間はすでに全く開通し、門司より又九州鐵道に接続せり。

三田尻神戶間哩數瀛車賃

神戶 厚狹間	三〇七哩	二圓九十八錢	神戶 尾道間	一三八哩	一圓五十錢
同 三田尻間	二七五哩	二圓六十錢	同 岡山間	八九哩	一圓二十錢
同 徳山間	二五八哩	二圓五十錢	同 姫路間	三四哩	五十二錢
同 柳井津間	二三六哩	二圓三十五錢	同 明石間	一二哩	十八錢
同 廣島間	一九〇哩	二圓	同 舞子間	九哩	十四錢
同 糸崎間	一四三哩	一圓五十八錢	同 須磨間	五哩	七錢

○九州鐵道線

門司より八代までは九州鐵道の線路なり。其支線の中、小倉より宇佐間、鳥栖より早岐を経て長崎までは已に開通に至れり。

門司八代間哩數瀛車賃

門司 八代間	一四三哩	一圓八十一錢	門司 博多間	四七哩	六十九錢
同 熊本間	一一哩	一圓五十九錢	同 小倉間	七哩	十一錢
同 久留米間	七〇哩	九十八錢			

各港瀛船便

○各港瀛船便

神戶以西にありては、瀬戸内海の附近、及四國九州沿海の人々は、海路直に大阪に航するもの多く、又北海道地方より上京せむとする人々は、海路横濱を指して出發する者も少なからざるべし。依て是等の人々の爲めに、日本郵船會社及大阪商船會社に屬する瀛船の賃錢を示せば、大畧左の如くなるべし。

小倉 行橋間	一五哩	二十三錢	行橋 宇佐間	二八哩	四十二錢
行橋 中津間	一七哩	二十五錢			
鳥栖 佐賀間	一五哩	二十三錢	早岐 大村間	七一哩	一圓一錢
同 有田間	四二哩	六十一錢	同 長崎間	九七哩	一圓三十二錢
同 早岐間	四九哩	七十二錢			
横濱 神戶間	三圓		横濱 小樽間	六圓	
同 門司間	五圓		同 函館間	三圓五十錢	
同 長崎間	七圓		同 荻濱間	二圓	

日本郵船會社瀛船各港横濱間の船賃

横濱 四日市間 一圓五十錢

大阪商船會社汽船各港大阪間の船賃

神戸	基隆間	十 二 圓	大阪	宇和島間	二圓五十錢
大阪	馬關間	二圓五十五錢	同	三津ヶ濱間	一圓八十五錢
同	門司間	二圓五十五錢	同	今治間	一圓七十錢
同	三田尻間	二圓十五錢	同	多度津間	一圓二十五錢
同	徳山間	一圓八十錢	同	高松間	一圓十錢
同	宇品間	一圓六十五錢	同	徳島間	八十 錢
同	尾ノ道間	一圓五十錢	同	洲本間	四十 錢
同	大分間	二圓四十五錢	同	鹿兒島間	五 圓
同	細島間	三 圓	同	沖繩間	九 圓

此海陸の哩數、乃至汽船、或は汽車の乗込賃錢を參考すれば、凡そ何程の費用を以て上京し得べきやを知るに足るべく、又此海陸の通路を知らば、比較的便利な海港、若くは停車場を自由に選ぶことを得て、諸君は少しの支障もなく、最も安全迅速に、この帝國の大都に入りて旅行を終ることを得むか。

○金 錢 の 注 意

人の旅行中、一人の知己なき客地にありて最頼母しきものは金錢なり。最有力なる

ものも亦金錢に過ぐるはなけれど、さばれ諸君が初めて上京の途に就かるゝ時は、旅費其他極めて必要な費用の外は、多分の金子を一身と共に携帯せざるを利とし、若し上京の上に必要なときは、更に爲替なり何なりにて送らるゝを可とす。是れ一方には旅行中の不安心を防ぐの手段なると共に、また田舎より始めて上京せるものゝ、諸事萬般驚嘆に撲たれ、驚嘆はつひに嗜好に變じ、愾ひに金子ある憑みより、嗜好はまた誘惑となり、惑溺となりて、莫大なる悪結果を遺すの例、極めて少なからざればなり。

凡そ誰と限られざれど、殊に入京當時の諸君は、極めて信任すべき親族とか知己とか或は學校の舎監とかいふ類の外、すべて見ず知らずの他人には、如何に親切なる好意を示さるゝとも、一切金錢上の關係を繋ぐことを避くべし。諺にも人を見たら泥棒と思へと云ふことあり、若し一旦誤りて信用することあらば、再び取かへす可からざる不測の禍に陥ることあらん、慎むべき也。

○旅行中の警戒

東京に着きたる後は、先づ第一に、親戚又は知り合ひの家を訪はるゝか、左なくば旅宿を求めて投宿せらるゝならんが、途中は謂ふまでもなく、汽車中、若くは停

車場の如き人込みの所に於ては、**掏摸**其他の悪漢に狙はれぬやう氣を着け給へ。彼の**掏摸**といふ一種の鼠賊は、人の懐中にある紙入は勿論、**袂**の中の蝦蟇口までも、何時しか知らぬ間に抜き取ることを、諸君の驚く程巧者なるものなり。殊に瀛車、鐵道馬車中などにては、毫も油断せざるやうにすべし。又停車場附近、公園などには、田舎人の装ひして、言語居動を朴訥に見せかけ、親切らしく言葉をかけて、他意なき風に近づくものあり。かゝる者には、決してウカと乗ることあるべからず。次に道路方角等を尋ぬるには、途上の**巡查**に若くはなしと知るべし。

東京市中の旅店

○東京市中の旅店
 着京後、直に親戚朋友を訪はず、旅店に就きて其勞をやすめんとする者は、停車場近傍にて普通の旅人宿に入るべし。宿泊料は、七八拾錢より壹圓までを通常とす。されど所謂紳士向の旅館に至りては、結構宏大にして、宿泊料も一層高く、一泊少くとも壹圓五拾錢乃至貳參圓なるべく、其他に茶代、下婢への心つけ等多額の費用を要すべし。

要するに、京橋區、日本橋區には高等旅館最多く、神田區、本郷區には普通の旅店多かるべく、下谷區は東北鐵道の發着すべき處にあたり、芝區は東海道鐵道の衝に

あるが故に、瀛車客の旅人宿頗る多し。日本橋區にても、馬喰町邊、又淺草區等の如きは、商人宿殊に多くして、深川區、赤坂區、麻布區、牛込區、小石川區は、旅客の多く往來する所にあらず。故に、此區内には、旅店の數、甚だ尠く、又本所區、四谷區及麴町區にては、瀛車の發着する附近の外、旅店極めて少し。

○着京後の乗車注意

東京に着きたる時、各停車場より市内各區に至る人力車賃表は、大凡左の如くなれば、諸君は適宜斟酌して、其代價を拂はるゝを可なりとす。但、夜、雨天、一人乗、荷物付等は凡そ二割を増すべく、雨夜は凡そ四割増、降雪、暴風雨、二人乗、大至急等は、凡そ五割を増す。

自新橋停車場至市内各區賃錢

京橋區	最近五錢乃至最遠十一錢	芝區	四錢乃至二十二錢
日本橋區	九錢乃至十五錢	麻布區	十錢乃至二十一錢
神田區	十二錢乃至十六錢	四谷區	十七錢乃至二十五錢
本郷區	十七錢乃至二十八錢	赤坂區	九錢乃至二十二錢
下谷區	十五錢乃至二十八錢	牛込區	十七錢乃至三十五錢
淺草區	十五錢乃至三十錢	小石川區	十七錢乃至三十一錢
本所區	十五錢乃至二十九錢	麴町區	六錢乃至十八錢

着京後の乗車注意

深川區

十四錢乃至二十九錢

自上野停車場至市内各區賃錢

下谷區
本郷區
小石川區
牛込區
麴町區
四谷區
赤坂區
麻布區

最近三錢乃至最遠十二錢
五錢乃至二十錢
十二錢乃至三十二錢
十五錢乃至三十五錢
十三錢乃至二十二錢
二十二錢乃至三十二錢
二十三錢乃至三十五錢
二十六錢乃至三十五錢

神田區
日本橋區
京橋區
芝區
淺草區
本所區
深川區

六錢乃至十二錢
十錢乃至十五錢
十五錢乃至二十二錢
二十錢乃至三十八錢
八錢乃至十七錢
十三錢乃至二十五錢
十八錢乃至三十錢

自飯田町停車場至市内各區賃錢

神田區
本郷區
下谷區
淺草區
本所區
深川區
麻布區
四谷區

四錢乃至十三錢
七錢乃至十八錢
十錢乃至二十錢
十四錢乃至二十四錢
十六錢乃至二十七錢
二十錢乃至三十錢
二十一錢乃至三十錢
十二錢乃至十九錢

日本橋區
京橋區
芝區
麴町區
小石川區
牛込區
赤坂區

十二錢乃至十八錢
十五錢乃至二十二錢
二十錢乃至三十五錢
四錢乃至十七錢
五錢乃至二十一錢
八錢乃至十八錢
十六錢乃至二十六錢

自本所停車場至市内各區賃錢

本所區
深川區
日本橋區
京橋區
芝區
小石川區
麻布區
赤坂區

四錢乃至十二錢
六錢乃至十八錢
十錢乃至十八錢
十七錢乃至二十二錢
二十二錢乃至四十二錢
二十四錢乃至五十錢
三十一錢乃至四十九錢
三十錢乃至四十二錢

淺草區
下谷區
神田區
本郷區
麴町區
牛込區
四谷區

十二錢乃至二十錢
十六錢乃至二十五錢
十五錢乃至二十二錢
二十錢乃至三十六錢
二十錢乃至二十九錢
二十錢乃至四十七錢
三十二錢乃至四十錢

着京の際、手荷物等あるか、其他已むを得ざることありて車に乗らざるべからざるときは、鐵道停車場内に在る人力車乗車券販賣所より乗車券を買ひて行くを宜しとす。此乗車賃は、以上の割合にて、途上の拾ひ乗りよりは少しく不廉なれども、稍々安全なるものなり。途上の車夫には、間々惡漢ありて、東京慣れざる田舎漢と見るときは、種々奇巧の惡手段を施して、非常の損害を受けしむること少なからず。左に示せる里程は、市内日本橋を起點として、これより各地に至る間の距離を指示せるものなれば、是に據りて遠近の里程を知ること必要なり。

日本橋 萬世橋間

十五町

日本橋 神田錦町間

十四町

日本橋 小川町通間	十二町	日本橋 駿河臺間	十六町
同 葉鴨間	一里十五町	同 本郷湯島間	廿八町
同 駒込富士前間	一里十八町	同 帝國大學間	三十三町
同 上野公園地間	三十二町	同 王子停車場間	二里三町
同 根岸御行松間	一里十町	同 板橋驛間	二里餘
同 淺草公園間	三十三町	同 内藤新宿間	二里餘
同 淺草橋場間	一里十町	同 本所小梅間	一里八町
同 目黒停車場間	二里半	同 兩國回向院間	十七町
同 品川驛間	二里	同 深川富岡八幡間	二十八町
同 池上本門寺間	三里半	同 芝罘宕山間	二十五町
同 千住驛間	二里	同 宮城二重橋間	十五町
同 三田臺間	一里	同 櫻田門間	十八町
同 高輪泉岳寺間	一里半	同 九段招魂社間	二十六町
同 赤坂離宮間	一里	同 牛込神樂坂間	一里餘

出京後、在學中は主に其健脚を用ふべし、人力車のごときは、萬已むを得ざる外は、決して乗るべからず、若しこれに乗らんには、右の里程に準據して其賃金を定むべし。尤も人力車には、辻待と宿車とありて、宿車は一里につき十四五錢の割合なるべく、辻待車夫はこれに比し殆ど半價にて應ずれども、前にも言ふ如く、此輩の中には、時として不當の價を追求して、不慣れの人々を困らすことあれば、斯か

る折には容赦なく、これを交番の巡查に引渡して、非違を訴ふべし。されども不知案内と見るときは、尙幾分か彼等の爲めに翻弄せらるゝの不快もあれば、成るべくは、人力車を待たずして歩行する方よろしかるべし。

○鐵道馬車と勸工場

鐵道馬車は、其本社を芝區沙留に、分社を淺草に置きて、乗合馬車を營業とし、左に掲載せる區域の間を始終間斷なく往復す。

新橋 日本橋間	一區域	二十町	雷門 上野三橋間	一區域	二十二町
日本橋 淺草橋間	一區域	十六町	上野三橋萬世橋間	一區域	十三町
淺草橋淺草雷門間	一區域	十八町	萬世橋 日本橋間	一區域	十五町

この一區域といへるは、十町乃至二十町の距離を有する所にして、一區三錢、半區一錢五厘を投ずれば、迅速に市中を乗廻して、目的の所に達することを得べし。但上等馬車は、一區四錢、半區二錢を要す。

又、此鐵道馬車と共に、諸君に都合よきものは商品陳列所にして、所謂勸工場と名けられて市中到る處に在るもの是なり。これに入るときは諸君の需要品何一つとして存せざるなく、物品には、一々懸直なしの正札ありて押問答の煩累すらなく、

此處彼處とまごつきたる上、高く買被ぶる等の危険を免る。普通、**躰裁**よき机にても、**勸工場**にては七八十錢乃至一圓を投ずれば、容易に手に入れ得べく、又上等の本箱も、五六十錢より一圓迄の範圍に於て、好むものを自由に購買するを得べし。是等共同的販賣店の最大なるものは、左に掲載せる數ヶ所にして、芝及上野公園にあるものは、其規模宏大にして、人の注意を惹くべき商品に富めり。

内國商品陳列場	上野公園内	帝國博品館	京橋區南金六町
東京勸工場	芝公園内	銀座勸工場	京橋區銀座二丁目
南明館	神田區表神保町	九段勸工場	麹町區飯田町二丁目
東明館	神田區表神保町	牛込勸工場	牛込通寺町
杉山勸工場	下谷區上野廣小路	本郷勸工場	本郷區四丁目

此他、各區一二の設なきはなく、銀座通及淺草公園には殊に多し。

意 交際の注

○ 交際の注意

父母の膝下を離れて東都に遊學するや、頼む所は唯是れ朋友のみ、然りと雖も友は多きを貪る可からず、同郷の親友あらば、宜しくこれと交誼を温めて、濫りに路傍の人と親交を結ぶ可からず。吾れに同情を表し贊同を與ふるものを以て、直ちに知己と思ひ親友と爲すべからず、概して斯くの如しと云ふにあらざれども、今日の

學生間には、道義の念薄くして廉耻の心乏しければ、未だ世慣れぬ學生とさへ見れば、温容甘言至らざるなく、滿腔の同情を表するが如くして實はこれを利用し、これを致すの方便に外ならざるなり。見よ諸君にして、いさゝか打解けたる言貌を顯はさんか、渠等は直ちに金錢の相談を申し出さん、然らざれば寄席、牛肉屋、其他の同行を促さん、世豈にかゝる益友のあるべき筈ある。諸君にして若し渠等が外貌によりて、直ちに其心情を推するとあらば、是れ大なる謬事にして、遂に墮落の深淵に引込まるゝに了らん、さりとて絶對的に友を作る勿れとは云はねど、只求めて友を得るに力むること勿れ、求められて餘儀なく友たることなかれと云ふにて、要は餘りに他人を信任し過ぎず、眞の益友を選択するにある也。

第六章 宿所の選定

宿所には、學校の寄宿舎と、市中の下宿屋との二類ありて、共に等しく學生の住居に供ふるものなるが、規律正しき學校ならば、無論寄宿舎の方を取るべし。下宿屋にては、風紀監督の制を缺き、多くの少年を導きて惰弱怠慢ならしむる虞最も大なれば、幸に東京に父兄の懇意なる所あらば、そこに寄宿せしむるか、若くは造士會附屬の塾舎のごとき、子弟の監督薫陶を目的とせる所に入らしむるを最も安全なる方法とす。又女子を遊學せしむる場合に於ては、殊に此點に深き注意を要す。若し之を託すべき適當の親戚若くは朋友なきときは、嚴肅なる寄宿舎を有する學校に入らしむるを第一とす。然らざれば、遊學せしめざるの寧ろ優れるに若かず。朝寢、夜深し、夜遊びの如きは、下宿屋にては如何しても締りの附けやうなきものにて、これ則ち追々、少年子女をして品行と風儀とを亂さしむる原因となるものにて、若し親戚懇意なる家に寄宿するときは、多少遠慮といふことありて、大に其邊の惡慣習を防ぎ得ることもあるべし。

○ 監督の必要

監督の必要

學生の墮落は志操の轉變に基き、志操の轉變は監督の不行届に基因するものなり。學生間に於ける各種の誘惑は、最も恐る可きの魔力を有して、都會の事情に暗く、社會の知識に疎き、田舎出學生に於ては、志操の堅固に目的の確定せる者と雖も、往々これが爲めに、意外の失策を招きて、悲境に陥ることあり、是れ其身を自由に放任して、精神の弛怠を來すに外ならず、斯くの如きは殆んど學生社會の通弊にして、吾等の熱心に矯正の策を執る所なるが、今日に於ては學校寄宿舎及監督塾舎の設備も略ぼ具はり、然らざるものは郷友合宿所の設ありて、學生監督の實を擧ぐる事に勉めつゝあれば、特殊の場合を除くの外は、必ず是等の寄宿舎に入りてその塾舎等に於て監督を受くべきなり。校舎の監督充分なるに於ては、世間の刺戟に依りて岐路に迷ふの憂なく、外來の誘惑に依りて、志操を轉變するの恐無く、最も安心に最も堅實に、修養の實を擧げて、其の目的を貫徹することを得べきなり。

○ 下宿所の位置

東京市内にて、最も多く學生の集まる所は、本郷、神田の二區を第一とし、芝區之に次ぎ、麴町區又之に次ぐ。本郷區は三四年前の調査に據るも、下宿の戸數四百、下宿人員壹萬參千七百四十三人、神田區は戸數三百六十二、人員壹萬參千〇八十九

人に達せり。

勿論、下宿者は、悉皆學生とも限らざるべく、日本橋、京橋、及深川にある者の如きは、學生以外の人を以て、其大半を満たすなるべく、下谷區なども幾分か他の種類を混入する傾向なきにあらざるも、遊學者の集まる所は、大抵は、神田、本郷、芝、麴町の四區にあるが如し。

宿所を定むるには、學校の遠近、土地の便利と共に、衛生上に利益あるべき所を選ぶこと肝要なり。所謂下町と稱せらるゝ低部の市街は、空氣の不潔なる、溝渠下水の停滯せる、皆病毒を蔓延せしむる種なれば、心ある人は、成るべく高地を求めて下宿所を定め、本郷、駿河臺、九段、番町、駒込、小石川、麴町、牛込、麻布、三田臺等より、其學校に通ふを可なりとす。

○區役所々々在 地

其宿所の定まりし後には、寄留届を差出さるべからず、又學校入學の際には、保證人の身元に關して、區長の奥書證明を求むることある故、即ち區役所の位置は豫め知らざるべからず。

神田區役所

錦町二丁目

四谷區役所

四谷荒木町

區役所所在地

本郷區役所

龍岡町

牛込區役所

牛込籠筈町

麴町區役所

麴町一丁目

小石川區役所

水道町

日本橋區役所

堀越町二丁目

下谷區役所

仲徒町四丁目

京橋區役所

築地一丁目

淺草區役所

淺草馬道町一丁目

芝區役所

芝愛宕町三丁目

本所區役所

相生町五丁目

麻布區役所

麻布市兵衛町二丁目

深川區役所

深川靈岸町

赤坂區役所

赤坂表三丁目

○郵便局所在地

最寄にある郵便局電信局等を知らざるときは、郵便爲替の受取方、小包郵便の發送等に少々差間あるべきが故に、最寄にある、各局名並に位置に就きて、豫知する所なかるべからず。

東京本局 所在地 日本橋區材木町

麴町支局 同

麴町二丁目

四谷支局 同

四谷忍町

飯田町支局 同

飯田町一丁目

牛込支局 同

牛込通寺町

神田支局 同

神田須田町

小石川支局 同

小石川傳通院前

本郷支局 同

本郷元富士町

三田支局 同

芝通新町

駒込支局 同

駒込東片町

西久保支局 同

芝神谷町

下谷支局 同

下谷山下町

芝口支局 同

芝口一丁目

淺草支局 同

淺草馬道町

兩國支局 同

日本橋區元柳町

郵便局所在地

深川支局 所在地 深川小松町
麻布支局 同 麻布宮下町

本所支局 所在地 本所横綱町

○郵便爲替取扱所

郵便爲替の事務は、獨り郵便電信局にて取扱ふのみならず、東京市内にては、各區到る處に於て「郵便受取所」といへるものあり。此處にては、郵便爲替をも取扱ふ。郵便電信本局、若くは支局よりも、人の雜沓すること尠きが故に、爲替は、住所の最寄なる郵便受取所にて受取ることゝするを便とす。

今、市中の各區に存する郵便受取所の名稱は左の如し。但、近來新設のもの頗る多し、着京の後、最寄郵便局に就きて問合せ置くを可とす。

- 日本橋區 室町、蠣殻町、小傳馬町、橋町、堀江町、本石町、檜物町、
- 神田區 一橋通、淡路町、佐久間町、今川橋、錦町、猿樂町、三河町、紺屋町、餌島町、多町、紅梅町、
- 本郷區 森川町、駒込淺草町一丁目、元町、宮永町、湯島天神町、
- 牛込區 市ヶ谷田町、原町、神樂坂、市ヶ谷片町、榎町、築土八幡町、馬場下町、北町、
- 四谷區 四谷見附外、傳馬町、
- 赤坂區 赤坂一ツ木、溜池町、北町、
- 芝區 櫻田本郷町、芝口、三田、四久保、二本榎町、濱松町、愛宕町、三田一丁目、新堀町、

- 麻布區
- 京橋區
- 深川區
- 淺草區
- 下谷區
- 麴町區
- 小石川區

- 六本木、飯倉町、三軒家町、市兵衛町、
- 新富町、銀座、東淺町、南傳馬町、八丁堀水谷町、弓町、五郎兵衛町、山下町、
- 富島町、入舟町、
- 東森下町、洲崎辨天町、萬年町、四町、富岡門前仲町、
- 淺草七軒町、揚屋町、黒舟町、馬道町、千束町、須賀町、橋場町、北松山町、青野町、元島越町、
- 下谷徒士町、坂本町四丁目、長者町、南稻荷町、池端仲町、上根岸、金杉上町、
- 谷中三崎町、上野大門町、
- 元園町、麴町六丁目、三番町、平河町、中六番町、飯田橋通、有樂町、
- 小日向水道町、大塚町、餌差町、

第七章 衛生の注意

東京に遊學する少年は、學事に一身を委ねべきはいふまでもなければ、又最も注意せざるべからざるは衛生上の事なり。

都會と病

都會と病原

東京は實に病原の巢窟にして、動もすれば諸君の健康を危うし易し。軀に病を懐く者は、如何に學業の成就を期するとも、必ず上京の途に就くべからず。是れ看すみす病を劇しうせんとして上京するものなれば、父兄たるもの深く之を諫止すべし。殊に東京の學生に向て、最も害毒を逞うするは呼吸器病にして、其肺患に由りて斃るゝ市民は、毎年壹萬人の多數に上れば、常に最も警戒を怠るべからず。今、明治三十二年度の統計に基き、死亡者の數を示せば左の如し。

吸 肺 病	七、四四三	消 化 器 病	四、九二五
神經系及五官病	七、二四六	發育及營養的病	六六二
傳 染 性 病	五二三	泌尿及生殖器病	一、〇三一
皮膚及筋病	四〇	血 行 器 病	一一
骨及關節病	一八〇	外 傷 性 變 死	四六八

傳染病との季節との關係

傳染病と季節との關係

東京は、人口極めて稠密なる所なれば、傳染病殊に猖獗を極むることあり。其の患者及死亡を季節によりて區別すれば、明治三十二年度の統計左の如し。

虎列刺	患 死	腸 痧 扶 斯	患 死	發 疹 腸 痧 扶 斯	患 死	赤 痢	患 死	實 布 埤 里 亞	患 死	痘 瘡	患 死	猩 紅 熱	患 死	合 計
一 月	一〇七	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六六
二 月	八六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四七
三 月	二八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二七〇
四 月	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六五
五 月	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二七〇
六 月	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六八
七 月	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六八
八 月	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六八
九 月	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六八
十 月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六八
十一 月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六八
十二 月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二六八
合 計	二二三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五、三〇三

虎列刺の怖るべきは普く世人の知る所なるが、腸痧扶斯、赤痢、實布埤利亞の又

怖るべきこと、前の統計に見て之を知るべし。されば、諸君は、十分攝生に注意して、是等の傳染病に罹らざらんことを勉めらるべし。

○著名の病院及醫師

學生の最もかゝり易きは、脚氣と胃病となり、多くは土地と食物とより來る、其外腦病、眼病及肺病等も、亦書生社會に多き病なり。但以上は注意して、初發の際に、これが治療を施さば、全癒するに難からずと雖、其病のきざしあらば、早くそれくの醫師、又は病院に赴きて、速に治療を請ふべし。明治三十二年末の調査に據るに、府下には凡そ七十九の病院あり。今其重なるもの及著名の醫師を擧ぐれば左の如し。

- 醫科大學第一醫院 本郷區元富士町 内外科、眼科、脚氣科、婦人科、小兒科
- 醫科大學第二醫院 神田區和泉町 内科、外科
- 日本赤十字社病院 南豐島郡澁谷村 内外科、眼科、婦人科、耳科
- 順天堂醫院 本郷區湯島五丁目 外科、内科、眼科、婦人科、
- 東京慈惠病院 芝區愛宕町二丁目 内外科(貧民治療)
- 杏雲堂病院 神田區駿河臺四紅梅町 内科、外科、
- 東京府巢鴨病院 小石川區巢鴨駕籠町 精神病科
- 東京府本所病院 本所區松代町三丁目 八種傳染病

- 明々堂眼科醫院 小石川區春日町 眼科
- 山龍堂醫院 神田區小川町 内外科、婦人科
- 岩佐病院 日本橋區觸壳町二丁目 内外科、婦人科、眼科、
- 永樂病院 麴町區八重洲町 (傳染病の外治療)
- 東京病院 芝區愛宕町二丁目 内外科
- 井上病院 神田區駿河臺東紅梅町 眼科
- 胃腸病院 麴町區内幸町一丁目 胃腸病科
- 樂山堂病院 淺草區小島町 外科、梅毒、皮膚病、
- 日本橋病院 日本橋區青物町 眼科
- 大西眼科病院 神田區錦町三丁目 眼科
- 明治病院 淺草區須賀町 精神病科
- 腦病院 北豐島郡田端村 精神病科
- 丸茂病院 下谷區櫻木町 脚氣科
- 遠田脚氣病院 牛込區市谷船河原町
- 北里柴三郎 芝公園地五號
- 松山棟庵 芝區三田二丁目
- 實吉安純 麻布區東島居坂町
- 岡玄圃 麴町區飯田町一丁目
- 加藤病院 京橋區木挽町六丁目 外科、皮膚病等
- 山川幸喜 京橋區元數寄屋町二丁目
- 高木兼寛 京橋區西紺屋町

要體育の必

高山紀齋	京橋區銀座三丁目	齒科
養生園	芝區白金三光町	肺病
宮本仲	神田區雜子町	
鈴木萬次郎	神田區北神保町	
日高眼科院	日本橋區蠣殼町	眼科
高田耕安	神田區鈴木町	耳科
賀古鶴所	神田區小川町	耳、鼻、咽喉科
金杉英五郎	神田區南甲賀町	
池田謙齋	神田區北甲賀町	
濱田玄達	神田區北甲賀町	婦人科
佐々木東溟	本所區松代町二丁目	
桐淵眼科病院	下谷區練堀町	眼科
櫻井郁二郎	日本橋區矢の倉町	婦人科
渡邊良齋	神田區南甲賀町	齒科

○體育の必要

業の將に成らんとして、不幸病魔の犯す所となり、學を半途に廢絶するの已むを得ざるに至るは、往々見る所にして、實に千載の恨事なり。是れ一は先天的體質の羸弱なるに因ると雖も、要するに平素體育の不充充分なるに基因せずんばならず。まづ遊學者が、其健康を破る第一の原因は、運動の缺乏にあることなれば、諸君

は、成るべく相應に學校と隔りたる清潔なる高地に宿所を定めて、通學の際、運動の不足を補ふこととせらるべく、又日曜日の休暇には、遠く郊外に杖を曳きて、英氣を養ふことを務めよ。

若し夫れ學校に於ては體操あり、運動會等の設けありて、夫れ／＼體育の規定ありと雖も、こは單に時間を限れる規則的方法にして、未だ是を以て諸君が身體を鍛練するに充分なる、體育の方法となすに足らざる也。幸に現今體育の必要全國に唱導せられてより、東京市内に於て、柔術、擊劍の道場を開く者も尠ならず、皆身心の修養を期圖する青年を歓迎しつゝあり、此種の中にて最も柔道に有名なるは嘉納治五郎氏の講道館にて、小石川區下富坂町十八番地にあり、同館の創立は實に明治十五年にありて、現今の館員六千人と稱し、月々東京市の學校、其公私何れに於てに關せず、殆んど同館の生徒を含まざるなしと云ふを以て、其盛況を知るに足らん。劍術には神田區今川小路の有信館あり、また有數なる道場なりとす。

他に體操、槍術、劍術、游泳術、銃槍等より、其他一般の體育術を悉皆網羅して最範圍廣きものは日本體育會あり、本部を麴町區飯田町九段坂下に置きて、體育場支部を本郷彌生町、神田錦町、牛込市ヶ谷の三ヶ所に置き、器械體操其他の設け

ありて、會員は無料にて、また會員ならざるも一錢を投ずれば、何時にても會場に入りて、遊戯を恣にすることを得。又夏期には隅田川、濱町河岸に遊泳場を開き、以て水泳の練習を教授するものあり。凡て身體の健全を欲する青年諸君は、各々制規の規則を履んで、成る丈は是等の會員たらんことを期せられよ。

○精神の休養

凡そ東京ほど多方面に度りて、趣味の多き土地はなかるべく、又幾多の罪惡これに隨伴して、心身の自由を失ふもの、之より多き土地なかるべく、最も恐るべきは、是等の消息に通ぜざる、少年子弟の、不知不識、此罪惡に近づきて、奇禍忽ち其身を犯すことを悟らざること是なり。

故に諸君が學事に倦んで、精神の休養を爲すに於ては、宜しく其方法を撰ばざる可からず、室内に於て碁を圍み骨牌を弄するが如きは、強ちに不可なりと云ふにあらざれども、是れ畢竟諸君が精神を養ふの道にあらず、外に出で、劇場に臨み寄席に入るが如きは、學生の本分としては斷じて不可なり。總て是等の娛樂は、境遇に依りては、眞に己れの心神を慰むるに足るべしと雖も、身未だ學窓に在るの諸君に於ては、假令一時は心に快感を覺ゆるも、禍のやがて脚下より生じ來るを如何せむ、

趣味の津々たるありて、精神の疲弊を慰藉するに充分なるものありと雖も、學生に取りて危險の分子を含むに於ては、諸君は決してこれに近つかざるを得策とす。

○公園の散策

學生諸君が、精神の休養を爲すに最適なるは散策に在り、由來東京市中には、公園の數尠ならず、又其の近郊には、遠足に適する處あり。諸君は、日曜の休暇に際して、遠く小金井に櫻を狩り、王子瀧の川に紅葉を賞するなど、常に運動に心がけて、健康を保たること肝要なるべし。

上野公園	麴町公園	飛鳥山公園
淺草公園	深川公園	道灌山公園
芝公園	坂本町公園	湯島公園
愛宕山公園	根津公園	日比谷公園

其他各區到る處、名刹古寺を歴訪し、縁起を尋ね、由來を聞きて、昔を偲ぶも可なり。總て散歩は心を暢べ、生を養ふに於て、大に効あるものなる事は、今更喋々を待たざるべし。

○博物館及遊就館

上野公園には帝國博物館、美術展覽會、動物園ありて、各種の珍奇を蒐集し、舊

聖堂の構内には教育博物館ありて、教育上有益の資料をあつめ、小石川には帝國大學の植物園ありて、世界各地の植物を栽培し、九段坂上には遊就館ありて、廣く古今の武器を陳列しあれば、諸君は、業間こゝに遊び以て、勤學の勞を慰せらるゝ亦妙なるべし。

- 帝國博物館 上野公園地 美術品、工藝品、天產物等
- 動物園 上野公園地 生活せる諸動物
- 東京教育博物館 本郷湯島三丁目 教育に關する諸品
- 東京帝國大學附屬植物園 小石川白山御殿町 諸種の植物
- 遊就館 九段坂上靖國神社境内 古今の武器

新聞雜誌
縱覽所

新聞雜誌縱覽所

市中には到る處、新聞雜誌の縱覽所あるも、殊に學生の數多ければ多き程其近街に多數を占むるなり、即ち神田、本郷は其最たるものにして、其間に大小幾何の差異こそあれ、皆各種の新刊物、日刊月刊の新聞雜誌、狭きは市内の範圍に限り、廣きは地方の出版さへも網羅せるを以て、多忙なる諸君に取りては、僅かなる時間と金とを費したるのみにて、其日其日の出來事より、世界の大勢を詳知し得るの便あり、讀書倦み來りて頭腦の疲勞を感じたる時、走りて近所の縱覽所に入り、珈琲一

椀、牛乳一カップ、靜かに眼を新聞雜誌上に馳らす時、實に云ふ可からざる精神の慰藉を感じん也。然れども新聞縱覽所てふ名稱の下には、名をそれに藉りて往々よからぬ媒介をなすものある故、諸君はなるべく此等の不都合なる縱覽所を避けざる可からず。

文部省直轄學校の入學者數

文部省最近の調査にかゝる昨三十四年直轄學校生徒入學者數を示せば左の如し。

校名	入學志願者	入學者	志願者百人中入學
東京帝國大學	六一三	六一一	一〇〇
京都帝國大學	一七〇	一六八	九九
高等師範學校	六一一	一八四	三〇
女子高等師範學校	四九六	一三〇	二六
札幌農學校	二六九	一三九	五二
高等商業學校	一四一四	三一七	二三
	(外)四	(外)四	
第一高等學校	一四二五	三二八	二三
第二高等學校	六四二	一九〇	三〇
第三高等學校	五六二	二〇〇	三六

第四高等學校	五九七	二〇八	三五
第五高等學校	五五一	二二八	四一
第六高等學校	三四六	一七五	五一
第七高等學校	五三三	一四七	二八
山口高等學校	三一〇	一五三	四九
千葉醫學專門學校	二四一	一一八	四九
仙臺醫學專門學校	(外)三	(外)三	六一
岡山醫學專門學校	一五三	九三	六一
金澤醫學專門學校	一一五	一一五	一〇〇
長崎醫學專門學校	一九〇	一〇五	五五
東京高等工業學校	三〇七	一五二	五〇
東京外國語學校	五三八	一三一	二四
東京美術學校	(外)八	(外)八	七七
東京音樂學校	七五〇	五七四	七七
大阪高等工業學校	(外)一	(外)一	九〇
工業教員養成所	一〇八	九七	七七
農業教員養成所	三三五	二五七	七七
	(外)八	(外)八	六〇
	二〇一	一一一	二六
	二二八	一三三	二六
	一九一	三一	一六

商業教員養成所
東京盲啞學校

總計

一一九七四
五〇八五
四二

(備考) 東京帝國大學及京都帝國大學に係るものは學生のみなり高等師範學校、女子高等師範學校、東京高等工業學校及工業教員養成所の各附屬學校に係るものは之を省く(外)とあるは外國人をいふ、

中篇 各學校の規則

第一章 官立諸學校

東京帝國大學

位置

本	部	電話	本局	八	四
法	科	大學	電話	本局	八
醫	科	大學	電話	本局	一
工	科	大學	電話	本局	一
文	科	大學	電話	本局	一
理	科	大學	電話	本局	一
農	科	大學	電話	本局	一

本郷區元富士町一

豊多摩郡代々木村

東京帝國大學は、國家の須要に應ずる學術技藝を教授し、及其蘊奥を攻究するを以て目的とし、大學院及分科大學を以て構成す。大學院は學術技藝の蘊奥を攻究し、分科大學は學術技藝の理論及應用を教授する所とす。

分科大學は法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學、及農科大學とす。分科大學の卒業生、若しくは之と同等の學力を有する者にして大學院に入り、學術技藝の蘊奥を究めて、定規の試験を経たる者には、文部大臣に於て學位を授與す。學位は法學博士、醫學博士、藥學博士、工學博士、文學博士、理學博士、農學

博士、林學博士、獸醫學博士の九種とす。

法科大學には、法律學科、政治學科の二學科を置き、四箇年を以て各學科を修めしむ。

醫科大學には醫學科、藥學科の二學科を置き、四箇年を以て醫學科を修め、三箇年を以て藥學科を修めしむ。

工科大學には土木工學科、機械工學科、造船學科、造船學科、電氣工學科、建築學科、應用化學科、火藥學科、採鑛及冶金學科の九學科を置き、各々三箇年の修業とす。

文科大學には哲學科、國文學科、漢學科、國史科、史學科、博言學科、英文學科、獨逸文學科、佛蘭西文學科の九學科を置き、各々三箇年とす。

理科大學には數學科、星學科、物理學科、化學科、動物學科、植物學科、地質學科の七學科を置き、各々三箇年の修業とす。

農科大學には、農學科、農藝化學科、林學科、獸醫學科の四學科を設け、各々三箇年とす。

醫科大學に於ては、別に國家醫學講習科を置き、四ヶ月間を以て修業せしめ、農

科大學に於ては、實業者を養成する爲め、更に農學科、林學科、獸醫學科の乙科を設け、各々三箇年を以て卒業せしむ。

大學院學生の在學期は五箇年とす。

學年は、九月十一日に始まり、翌年七月十日に終る。冬期休業は十二月二十五日より一月七日に至る二週間とし、春期休業は四月一日より同七日に至る一週間とし、夏期休業は、七月十一日より九月十日に至る二ヶ月間とす。

入學の期は、毎學年の初め一回とす。高等學校大學豫科を卒業したる者は、其志望學科の屬する分科大學へ入學を許可し、法科大學の外は第一年級に編入す。

入學志望者の數、分科大學各學科設備上豫定の人員に超過するときは、其人員超過の學科志望生に限り假入學を許し、更に大學豫科中の課目に就き、競争試験を受けしめて入學者を定む。而して志願者尠乏あるときは、文部大臣に於いて大學豫科と同等以上の學科程度を有する學校の卒業生、又、分科大學若くは、文科大學の通知により、高等學校に於いて、試験を行ひ、大學豫科と同等の學力ありと認定したるものは、同じく入學を許す。

入學を願ふ者は、大學に於て規定せる書式に準じ、七月三十一日まで分科大學

長に願出づべく、入學試験を要する者は、受験料五圓を納むべし。既に入學の許可を得たる者は、總て入學料金二圓を納め、誓式を行ひ、學生簿に記名し、且正副保證人より規定の書式に準じ、在學證書を差出すべし。但正副保證人は、共に丁年以上にして、東京府内に居住し、土地若しくは家屋を有するもの、又は大學に於て適當なりと認むる者に限る。

授業料は、各分科大學共一學年、金貳拾五圓とす。但工科大學學生々徒は用品料として一學年、金拾圓を納めしむ。其納期及金額左の如し。

第一期(九月より十二月に至る) 授業料金拾圓 用品料金四圓

第二期(一月より三月に至る) 授業料金七圓五拾錢 用品料金參圓

第三期(四月より六月に至る) 授業料金七圓五拾錢 用品料金參圓

大學院學生は、授業料及用品料を納むるを要せず。

各分科大學卒業生は、其學科に隨ひ、法學士、醫學士、藥學士、工學士、文學士、理學士、農學士、林學士、獸醫學士と稱するを得。元工部大學卒業生にして、爾來學修せる事業に従ふものは、東京帝國大學總長の認可を経て、工學士と稱するを得。

研究科は、分科大学卒業生、若しくは之と同等以上の學力あるものにして、其專攻の學科を更に研究するもの、爲め、醫科大學、文科大學及理科大學に之を設く。研究の期限は、二ヶ年以内とす。但、願に依り延期することあるべし。研究學生は授業料を納むるを要せず。

各分科大学課程中、一課目又は數課目を選びて專修せんと欲し、入學を願出づるときは、各級正科生に缺員あるとき限り、毎學年の始に於て、選科生として之を許可す。選科生は年齢十九年以上にして、選科主管の教授其學力を試問し、所選の課目を學習するに堪ふると認むる者に限り、其入學を許可するものとす。授業料の金額は正科に同じ。

學術優等品行方正なる學生を選びて、各分科大学の特待學生と爲す。特待學生は每學年末、其學年試業の成績に依り、東京帝國大學總長の許可を経て、各分科大学長之を定む。特待生は、授業料を徴收せず。

貸費は、分科大学貸費及寄附貸費の二種とし、分科大学生にして、特別保護を要する學術を修め、學力優等品行方正にして、學費支辨の途なきものは、年額百二十圓以内を貸付するものとす。貸費を受けたる者、卒業したるときは、卒業後六ヶ月

を經過したる月より起算し、貸費を受けたる月數に均しき期限以内に於て、之を月賦返納すべし。但、寄附貸費には一ヶ年六分の利子を附すべし。

本大學は文部省の主管に屬し、現任總長は理學博士山川健次郎にして、理學博士松井直吉、工學博士辰野金吾、理學博士箕作佳吉、文學博士井上哲次郎、法學博士穗積八束、醫學博士緒方正規、理學博士石川千代松、文學博士坪井九馬三、法學博士梅謙次郎、醫學博士青山胤通、工學博士渡邊渡の十二名を評議員とし、二百五十餘名の教授、外國教師、助教授、講師を以て、三千二百名の學生生徒を養成す。其内米國人一、韓國人三、清國人八、印度人一人ある由なり。

學習院 (四谷區尾張町一)

電話番町二六〇

本院は専ら 天皇陛下の聖旨に基き、華族の男子に華族に相當せる教育を施す所にして、教育の要領は、入學の生徒をして天賦の機能を十分に暢達せしめ、我國の貴族たる本分を盡すに足るべき材徳を十分養成するに在り。

學科を區別して、初等學科、中等學科、高等學科、大學科、海軍豫科の五學科と

し、各科に於て教授する課目を分ちて、左の十課とす。

國漢文課、數學課、理學課、藝術課、歐文課、歴史地理課、政學課、法學課、哲學課、武課

修業年限は初等學科六ヶ年、中等學科六ヶ年、高等學科三ヶ年、通計十五ヶ年に
して、尙大學科は三ヶ年、海軍豫科は三ヶ年とす。

入學の期は、前學年の終、即夏季休業中を例規とす。

本院は、宮内大臣の主管に屬す。現任院長は公爵近衛篤麿にして、工藤一記、織
田一、齋藤恒太郎、白鳥庫吉、大村仁太郎等以下三十名の教授、十二名の助教授あ
りて、凡そ八百餘名の生徒を養成せり。

華族女學校

(麴町區永田町二丁目二十)
電話 新橋 七六二

本校は 皇后陛下の令旨に依り、華族の爲めに建てられたる女學校にして、教
旨の要領は、霽倫を本として智識を發達せしめ、高尚の性情と健康の身體とを以
て、上流の賢母良妻たるべき者を陶冶するに在り。

教科を大別して、小學科、中學科とし、更に小學科を小分して、初等小學科、高
等小學科とし、中學科を小分して、初等中學科、高等中學科として、左の普通學諸
科を教授す。

修身、國文、漢文、歐語、地理、歴史、數學、理科、家事、習字、圖畫、手藝、音樂、體操

修業年限は、初等高等小學科は各三ヶ年、初等高等中學科は各三ヶ年にして、通
計十二ヶ年の課程とす。

本校は、宮内省の所轄に屬し、赤坂門の内におり。現任學校長は細川潤次郎にし
て、學監下田歌子、教授淺岡一、佐野安等以下二十餘名の教授助教及囑托教師を以
て、凡そ四百餘名の生徒を養成せり。

高等師範學校

(本郷區湯島三丁目二十三)
電話 本局 二四九

本校は師範學校、中學校、高等女學校の學校長及教員たるべき者を養成し、兼て普通
教育の方法を研究するを目的とす。

學科を分ちて、豫科、本科、研究科とし、修業年限は、豫科一年、本科三年、研
究科一年とす。

今左に本校入學志望者心得を記載す。

第一 學科目及修業年限

一、豫科の科目は倫理、國語、漢文、英語、論理學、數學、音樂、體操とす
 一、本科を分ちて四學部とす

第一學部の科目は倫理、教育學、心理學、國語、漢文、英語、獨語(又は佛語)、歴史、哲學、生物學、言語學、生理學、體操とし隨意科として法制經濟、音樂を課す

但國語漢文を主とする者には外國語の全部を課せず外國語を主とする者には國語漢文の全部を課せず
 第二學部の科目は倫理、教育學、心理學、哲學、地理、歴史、法制經濟、英語、生物學、體操とし隨意科として國語、漢文、獨語、音樂を課す

第三學部の科目は倫理、教育學、心理學、數學、物理學、化學、哲學、英語、圖畫、手工、體操とし隨意科として獨語、生物學、音樂を課す

第四學部の科目は倫理、教育學、心理學、植物學、動物學、生理學、礦物學、地學、農學、哲學、英語、圖畫、體操とし隨意科として化學、獨語、音樂を課す

一、研究科の科目は倫理學、教育學、教育制度、行政法、社會學、哲學、美學、實驗心理學、學校衛生、專科教育、兒童研究、教育演習とし、各學生をして五科以上を選びて專攻せしむ
 但教育演習は如何なる場合に於ても缺くことを得ず

第二 入學試驗準備心得

當校生徒は通例一定の資格を有する者に就きて試験を施し撰拔する者なれとも各自従前の修業區々其途を殊にするよりして本校の期望に合せざる者多し仍て茲に豫め入學試験の科目及程度を定め以て入學志望者修業の指針となす

一、豫科入學試験の科目は試問、國語、漢文、英語、數學、地理、歴史、理科とす

試問は教育に關する二三の問題を出して之に答へしめ平素思想の傾向及精粗を試みるものとす
 國語は文法、解釋及作文を含み就中文法は其全體に通し特に普通文に於ける應用を能くするを要し解釋は普通文に就き簡明に其意義を説述し得ることを要し又作文は迅速精確に普通文を作り得、文字、熟語、語法等に誤謬なきを要す

漢文は論語、孟子、史記、通鑑要約の中に就きて字義訓詁を明にし其意義を簡明に解釋し得ることを要す
 英語は簡易なる英文(ニュー、ナショナル第五讀本、サイエンス、ブリマー、ペインター氏教育史の程度)を甚しき誤謬なるして音讀し之を明瞭に解釋し及び其文意中緊要なる文法上の説明をなし得ることを要し又平易なる短篇を甚しき誤謬なくして綴り得ることを要す

歴史は本邦史、東洋史、西洋史を含み就中本邦史は最も詳密なるを要し而して時所の觀念は精確なるべく
 隨ひて各時代の範圍及特異の諸點を記憶せんことを要し又政治、文學、宗教、技藝を論ぜず凡て顯著なる人物の事蹟を詳にせんことを要す

地理科は本邦地誌、外國地誌、及地文を含み就中本邦地誌は最も詳密なるを要し又外國地誌は本邦と親密なる關係ある者に重きを置くべし且つ製圖法の大體を心得んことを要す
 數學は算術、代數、幾何を含み就中算術、代數に於ては算法の理由を了解すると共に計算熟達し且つ日常問題の解法に於ける其の適用を能くすることを要し又幾何に於ては平面及立體幾何中の重要なる定理を暗記し其應用を能くし且つ簡易なる面積及體積を算定し得ることを要す

理科は物理、化學及動物、植物を含み就中物理、化學に於ては正確に其の學理を會得し且つ近易なる應用問題の解答を能くし殊に化學に於ては無機物は勿論普通にして簡易なる有機物に關する知識を備へんことを要す又動物、植物に於ては一般の事實を正確に會得するは勿論且つ普通の種類に就て實地解剖上の知識を備へんことを要す

前記諸科目に於て特に其程度を明示せざるものは凡て師範學校の程度に準す

第三 入學及學資に關する心得

豫科生は總べて寄宿舎に入らしめ學資(食費)を支給せらるゝも入學の際被服(色及び形とも本校制定の服に近似のもの即紺色若しくは黒色の背廣若しくはジャケット形)制帽、襪衣類、字書、筆墨硯紙等を用意するを要す今被服、襪衣、字書等は從來所持のものを以て用に充つるものとして其他の諸費即教科用圖書購入費、筆墨紙等學用品購入費、寄宿舎諸雜費等合計一ヶ月金三圓五十錢を自辨するを要す

豫科を卒業するときは直ちに本科に入學せしむ本科生には學資として食費の外に被服費を支給せらるゝと雖も猶豫科生同様毎月金三圓五十錢を自辨するを要す

研究科官費生徒は本科卒業生及舊東京師範學校中學校師範學科、初等中學校師範學科卒業生中より學校長之を撰拔し文部大臣の認可を経て入學せしむるものとす

研究科私費生徒は(一)内外國に於ける官公私立の高等なる學校の卒業生(二)多年教職に従事し相當の學識經驗あるものに就き學校長の特に適當と認むるものに限り入學せしむ

學年は毎年四月一日に始まり、翌年三月末日に終る。生徒の募集は毎曆年の末に於てし、其入學は毎學年の始めに於てす、

生徒の定員は凡そ五百名とす。但專修科、選科及研究科私費生徒は定員外とす。

豫科生徒は、師範學校又は官公立中學校、及文部大臣認定の私立中學校を卒業したる者よりして地方長官之を薦舉し、其中に就き試験の上選拔する者とす。但、補充の必要あれば、臨時相當の資格ある者を募集し、試験の上入學せしむるとあるべし。

師範學校中學校高等女學校教員の缺乏を充たす爲め、特別の必要あるときは、專修科を置くことあるべし。專修科の學科目及程度年限等は其都度之を定む。

前項目に據り、目下設くる所のものは、地理歴史專修科にして、二年七ヶ月を以て卒業せしめ、國語漢文專修科は二ヶ年を以て卒業せしむ。

師範學校、中學校、高等女學校教員たらんとする者にして、本科中の一科若しくは數科目を選修せむとする者をば、教授上の都合に依り選科生として入學を許す。

選科生の在學期限は二ヶ年以上四ヶ年以下にして、其授業料は毎月金二圓づゝとす。但入學出願の節受験料金二圓を納めしむ。

本校は文部省の所轄に屬す。學校長は嘉納治五郎にして、後藤牧太、元良勇次郎、千本福隆、南摩綱紀等以下四十餘名の教授助教教授及囑托教師にて凡そ四百五十名の生徒を教授す。

女子高等師範學校

(本郷區湯島三丁目) 電話本局 二〇五

本校は師範學校女子部及高等女學校の教員たるべきものを養成し、兼て女子普通教育及び幼兒保育の方法を研究するを以て目的とす。

學科を分ちて、文科、理科、技藝科とし、修業年限は、各四ヶ年とす。

文科 倫理、教育學、國語、漢文、外國語、歴史、地理、家事、體操
理科 倫理、教育學、國語、外國語、地學、數學、物理、化學、博物、家事、圖畫、體操
技藝科 倫理、教育學、國語、外國語、家事、習字、圖畫、體操

前項科目の外、習字、音樂を隨意科とす。

生徒定員は三百名とし、左の資格を有する者よりして、地方長官、毎曆年の末に於て之を薦舉し、本校に於て試験の上更に選抜し、毎學年の始めに於て入學せしむるものとす。但缺員あるときは臨時に募集することあるべし。生徒は右の資格を有するものに就き、地方長官之を推薦し、學校長其中より試験して選抜す。

一、身體健全品行方正にして教員たるに適當なりと認むる者

二、師範學校女子部卒業、修業年限四ヶ年の官公立高等女學校卒業生、及之と同等の學力を有する者

三、年齢十七年以上二十二年未満にして、夫を有せざる者

入學試験は、文科理科に於ては國語、漢文、數學、理科、歴史の五科目、技藝科に於ては國語、數學、理科、裁縫、習字、圖畫(毛筆畫)の六科目に就きて學力を考查し、體格及履歴を檢定するものとす。

入學試験及第者は四ヶ月以内假りに入學することを許し、資性品行才能を審察したる上本入學を許すべし。但假入學中は自費たるべし。

本校には研究科、專修科(私費國語漢文科、私費地理歴史科)及撰科を置き、又保

姆練習所等の設もあり、在學期限は、研究科二ヶ年以下、撰科二ヶ年以上四ヶ年以下、專修科(目今設くる所の家事專修科)は二ヶ年とす。

本校は文部省の所轄に屬す。學校長は高嶺秀夫にして、南摩綱紀、飯盛挺造、岩川友太郎、瓜生繁、野口保興以下八十餘名の教授助教授及囑托教員等ありて、現在生徒凡そ三百十五名、卒業生の數(三十四年四月調)六百三十九名あり。

第一高等學校

(本郷區駒込追分町)
電話本局一五〇

高等學校は、専門學科を教授し、若くは帝國大學に入學する者の爲め豫科を授くる所とす。

但し第一高等學校には醫學部及大學豫科を置く。

大學豫科學科規程

大學豫科の學科を分ちて第一部、第二部及第三部とす。

第一部の學科は、法科大學及文科大學志望者に、第二部の學科は、工科大學、理工科大學及農科大學志望者に、第三部の學科は、醫科大學志望者に課するものとす。

第一部の學科は、倫理、國語及漢文、外國語、歷史、論理及心理、法學通論、體操とす。

前項の學科の外、文科大學志望者には經濟通論を課す。

前二項の學科中、文科大學哲學科志望者には論理及心理を缺き、數學、物理を課す。外國語は英語、獨語及佛語の中に就き二種を選ばしむ。

第一項の學科の外、法科大學志望者には隨意科として羅旬語を課することを得。

第二部の學科は、倫理、國語、外國語、數學、物理、化學、地質及礦物、圖書、體操とす。

前項の學科の外、理科大學の動物學科、植物學科、地質學科並に農科大學志望者には動物及植物を課し、工科大學及理工科大學の土木工學科、機械工學科、電氣工學科、採鑛及冶金學科、工科大學の造船學科、建築學科、理科大學及理工科大學の數學科、物理學科、理科大學の星學科、並に農科大學の農學科、農藝化學科、林學科志望者には測量を課す。

外國語は、英語の外、獨語又は佛語を選ばしむ。但し工科大學及理工科大學の電氣工學科、應用化學科、製造化學科、採鑛及冶金學科、並に農科大學志望者は、必

ず獨語を選ぶべきものとす。

第一項の學科の外、理科大學の動物學科、植物學科、地質學科並に農科大學の獸醫學科志望者には、隨意科として羅旬語を課することを得。

第三部の學科は、倫理、國語、外國語、羅旬語、數學、物理、化學、動物及植物、體操とす。

外國語は、獨語の外、英語又は佛語を選ばしむ。

各部各學科の每週授業時數は左の如し。

第一部

學科	第一學年	第二學年	第三學年
倫理	六	五	四
國語及漢文	(九)	(九)	(八)
英語	(九)	(九)	(八)
獨語	(九)	(九)	(八)
佛語	(九)	(九)	(八)
歷史	三	三	三
論理及心理	三	二	二
法學通論			二

經濟通論

備考

體操	三	三	三
計	三〇	三一	三二
備考	三	三	三

表中()は選擇科目の時数を表し、()は文科大學志望者にのみ課する時数を表す

文科大學哲學科志望者には、第三年に於て國語を欲く、且之に課すべき數學、物理の授業時數左の如し。

學科	第一年	第二年	第三年
數學	二	二	二
物理學	二	二	二

英語を以て入學し、法科大學の獨逸法、又は佛蘭西法を選修する法律學科、並に文科大學の獨逸文學科、佛蘭西文學科に志望する者に對しては、外國語の授業時數を左の如く變更す。

學科	第一年	第二年	第三年
英語	四	四	四
獨語又は佛語	一四	一四	一四

隨意科として、法科大學志望者に課すべき羅旬語の授業時數左の如し。

學科	第一年	第二年	第三年
羅旬語	二	二	二

第二部

學科	第一年	第二年	第三年
倫理	三	七	四
國語	八	七	四
英語	八	四	六
獨語又は佛語	五	三	三
數學	五	三	三
物理學	四	三	二
化學	四	三	二
地質及鑛物	三	四	二
圖畫	三	三	二
體操	一	三	三
計	三〇	三一	三〇

第三年に於て理科大學の動物學科、植物學科、地質學科、並に農科大學の農學科、農藝化學科、獸醫學科志望者には數學を欲き、工科大學及理工科大學の土木工學科、

機械工學科、工科大学の造船學科、建築學科、理科大學及理工科大学の數學科、物理學科及理科大學の星學科志望者には化學の實驗を缺き、理科大學の各學科、理工科大学の數學科、物理學科、純正化學科及農科大学志望者には圖書を缺き、農科大学林學科志望者には英語を缺く。

理科大學の動物學科、植物學科、地質學科並に農科大学志望者に課すべき動物及植物の授業時數左の如し。

動物及植物	第一年	第二年	第三年	第四年

工科大学及理工科大学の土木工學科、機械工學科、電氣工學科、採鑛及冶金學科、工科大学の造船學科、建築學科、理科大學及理工科大学の數學科、物理學科、理科大學の星學科並に農科大学の農學科、農藝化學科、林學科志望者に課すべき測量の授業時數左の如し。

測量	第一年	第二年	第三年

隨意科として理科大學の動物學科、植物學科、地質學科並に農科大学の獸醫學科

志望者に課すべき羅旬語の授業時數左の如し。

羅旬語	第一年	第二年	第三年

倫理學 國語 獨語 英語又は佛語 羅旬語 數學 物理學 化學 動物及植物學 體操	第一年	第二年	第三年
	三	三	一
	三	三	三
	三	三	三
計	二九	三〇	三一

獨語を以て入學したる者に對しては、外國語の授業時數を左の如く變更す。

學科	獨語	第一	第二	第三
	英語又は佛語	七	九	八
		九	七	五
		七	九	八

前條の各學科は、生徒卒業後、分科大學各學科の授業を受くるに足るべき豫備の程度を以て標準となす。

修業年限は、大學豫科は三ヶ年にして、醫學部は四ヶ年なりとす。

學年は毎年九月十一日に始まり、翌年の九月十日に終る。

入學の期は毎年七月とす。

大學豫科第一年級に入學を許可する者は、中學校を卒業し、品行方正、身體壯健なるものとす。

入學志願者の數、豫定人員に超過するときは、其人員超過の學科志望者に限り、入學試験を施行す。但、豫定人員は、法科、醫科、工科、文科、理科、及農科の各志望學科につき、毎年入學期に先ち之を定む。

入學試験は、中學校卒業の程度に依り、左の學科に就き、期を分ち之を施行す。但中學校を卒業したる者には時宜に依り、三科目以内を省くことあるべし。

第一期	倫理	國語漢文	習字	外國語	數學
第二期	歴史	地理	圖畫		
第三期	博物	物理化學	體操		

入學試験の各期の終りに於て不合格と確定したる者には、次期より試験を受くることを許さず。

入學志願者は、指定の期日に本校へ出頭し、定規の入學願書用紙に記名調印し、中學校を卒業して第一年級に入らんとする者は、中學校長の證明書を添へ、本校入學志願者の數、豫定人員に満たざる場合に、中學校を卒業せずして、入學を望む者は、學業履歷書及東京市公民たる保證人二名の品行に關する保證書を差出すべし。入學試験料は金三圓とす。

總て入學の許可を得たる者は、入學料金一圓を納むべし。入學の許可を得たる者は十日以内に、正副保證人連署の在學證書を差出すべし。正副保證人は東京市内の公民にして、生徒の親戚、又は父兄の朋友、若くは同郷者にして、保證人たるに足り、且つ修學上に關涉し、一切の事を引受くるに足るべき者に限るべく、然らざれば豫め願ひの上にて本校に於て、適當と認むるものに限るべし。

生徒は本校制定の被服を着用すべし。
授業料は、一學年に付金二十圓とし、每學期の始めに之を徴收す。其金額左の如し。

第一學期	金 八 圓	自九月十五日 至同月二十一日
第二學期	金 六 圓	自一月十五日 至同月二十一日
第三學期	金 六 圓	自四月十五日 至同月二十一日

本校生徒は在學中寄宿寮に入るべきものとす。但し特種の事情ある者に限り審査の上通學を許可することあるべし。寄宿料一ヶ月金七十錢とし、食料は時價に隨ひて別に定むる所に據れども、夏期は蚊帳代十錢を増加す。

生徒にして教科用書を借受せんとするときは前以て貸附料を納付すべし。貸付料は一學期毎に其の原價又は評價額の一割とす。

現任校長は狩野亨吉にして、教頭今村有隣以下四十名の教授、五名の外國教師、三十名の助教講師等を以て、一千餘名の生徒を養成せり。

又校友會あり、雜誌を發行する外、ポートルニス、水泳、其他各種の遊戯を行ふ。

本校醫學部は千葉町に設けられ、主事長尾精一以下十五名の教授ありて、四百餘名の生徒を養成せしが、文部省令にて昨年來千葉専門醫學校と改稱す。

明治三十三年、本校大學豫科應募者中、入學、不入學につきて、東京諸中學校の人員割合左の如し。

應募前修業學校名	應募人員	入學人員	不入學人員
官立 高等師範學校附屬中學校	二〇	九	一一
公立 學習院 中等學科	七	一	七
同 第一 中學校	六四	三〇	三四
同 城北 中學校	五八	一九	三九
同 開成 中學校	五八	二二	三六
私立 明治義會中學校	三七	五	三二
同 正則 中學校	二七	四	二三
同 錦城 中學校	六一	一〇	五一
同 攻玉社 中學校	五	一	五
同 中本學 郁文館	七五	一六	五九
同 日中 學館	五一	一四	三七
同 商工 中學校	一六	四	一二

同	順天中學校	一六	一	一五
同	東京中學校	七〇	一二	五八
同	獨逸學協會中學校	七八	四二	三六
同	早稻田中學校	三二	一〇	二二
同	麻布中學校	一七	五	一二
同	成城學校中學校	一五	一	五
同	青山學院中學校	一二	二	〇
同	京華中學校	一八	九	九
同	立教學院立教中學校	四	四	一
同	大成中學校	八四	一九	六五
同	神田中學校	五〇	一	四九
同	日比谷中學校	一七	一	六
同	曉星中學校	一七	一	六

東京高等商業學校

(神田區一ツ橋通町一) 電話本局五〇九

本校は商業上必要なる高等の教育をなす所とす。

本校修學年限は、豫科を一ケ年とし、本校を三ケ年と定め、別に本科の課程を修了したる後、尙商業各般の専門に關し攻究せんとする者の爲に專攻部を設け、修業期限は二箇年とす。

豫科にて授くる所は、商業道德、書法、作文、數學、簿記、應用物理學、應用化學、法學通論、英語、佛西獨伊清露韓語の内一語、及體操にして、本科に於て授くる所は、商業道德、商業文、商業算術、商業地理、商業歴史、簿記、機械工學、商品學、經濟學、財政學、統計學、民法、商法、國際法、英語、佛西獨伊清露韓語の内一語、商業學、商業實踐、并に體操とす。

入學の期は毎學年の始即九月十一日よりとす。本校に於て適當と認めたる公私立中學校の卒業生にして該校長の保證ある者は、試験を要せず豫科に入學を許すことあるべし。其他、官公立學校にして、普通學の程度、中學校と同等以上と認めたる學校の卒業證書を有するものはこれに準ず。

豫科入學志願者にして、前に掲ぐる者の外は、年齢滿十七年以上、身體強健、品行方正、左の試験に合格すべき學力を有する者たるべし。

作文 公私用文、記事論説文の内
 地理 内外國
 圖畫 自在畫、用器畫
 化學
 英語 書取、會話、反譯
 數學 算術、代數、幾何(平面、立體)三角術初步
 歷史 内外國
 博物 植物
 體操

入學試験は中學校卒業の程度に據る。大學豫科の卒業證書を有する者は、試験を要せず、本科第一年級へ入學を許すべし。

入學志願者は受験料として金三圓を入學願書に添へて納付すべし。但無試験入學者は入學料として金一圓五十錢を納むるものとす。入學の許可を得たる者は、保證人二名を立て、其年九月十日迄に規定の誓書を提出すべし。保證人は、俱に丁年以上の男子にして、市内に一家を立つる者たるべし。

授業料は、一學年豫科金二十圓、本科金二十五圓と定め、每學年九月、二月の二期に分ち、指定の日に於て其半額づゝを前納せしむ。

本校學生生徒の學力優等品行方正にして學資支辨の途なき者は、本人の願意と校長の認定とに由り、一ヶ年金百圓以内の學資を貸給することあるべし。學資の貸給を受けたる者は、卒業後業務につきたる翌月より起算し、貸給を受けたる月數に

二倍せる期限内に於て、其貸給金額を月割を以て之を本校へ返納すべし。又貸給を受けたる者は、卒業後従事すべき業務及俸額等に對し、貸給金額を完償するまでの間、校長の指令に従ふべき義務あるものとす。

本校に於て定めたる教科用圖書にして本校に數部を備ふるものは、學生生徒に貸付すべし。

専攻科は本科の課程を終りたるのち、なほ商業各般の専門に關して、之を攻究せんとするものゝ爲に設けて、其修業年限は二年とす。授業料は一學年二十五圓にして、此卒業者は商業學士と稱することを得べし。

現任校長は寺田勇吉にして、石川巖、高橋二郎以下十一名の教授、七名の外國教師二十餘名の講師、七名の助教ありて、五百餘名の生徒を養成せり。

尙、其卒業生徒に就きて、就職の事業を示すに、明治三十二年末の調査に據れば、會社に雇はるゝ者最も多く、銀行之に次ぎ、官廳、學校、商店の務に従事する者は、殆ど相匹敵せる有様なりとぞ。

商業	二七四	銀行	一四六	官廳	八八
教員	七三	自家營業	五〇	商店	八六

海外留學	一四	兵	役	九	取引所商業	一三
專攻部在學	一七				會議所其他	

商業教員養成所

商業教員養成所

(東京高等商業學校構内)

本所は商業學校及商業補習學校の教員たるべきものを養成するを以て目的とす。修業年限は二ヶ年にして、授業料を徴收せず、在學中學費を補給す。但、生徒卒業の後は、學費の補給を受けたる年限に一ヶ年を加へたる期間、實業學校の教職に従事すべき義務あり。

入學は、學年の始に於てし、師範學校、中學校若くは甲種以上の商業學校卒業生にして、地方長官の推薦したる者より選抜し、推薦生募集人員に満たざるときは、年齢滿十七年以上にして入學試験に合格せる者より選抜す。

本所は東京高等商業學校に附屬す。生徒の現員は三十餘名とす。

東京高等工業學校

(淺草區藏前片町二九)

電話 浪花一六四

東京高等工業學校

本校は、工業に従事するもの、爲めに必要なる學理及技術を教授する所とす。學科を分ちて、染織科、窯業科、應用化學科、機械科、電氣科、工業圖案科の六科となす。但し染織科中には色染分科、機械分科を含み、電氣科中には電氣機械分科、電氣化學分科を含めり。

各教科の授業年限は三ヶ年とす。生徒卒業の後、尙一ヶ年以上、現業實習として

本校の監督を受け、製造所又は實業者に就き、現業を練習すべきものとす。

入學の期は每學年の始にして、入學者は左の資格を具ふるを要す。

- 年齢 滿十七年以上滿二十五年以下
- 品行 善良なる者
- 身體 強健なる者
- 資格 工業者の子弟、又は將來工業に従事せんとする志望堅固にして入學試験に合格する者

入學試験期日は、四月一日より中學校卒業の入學志望者入學願書を受理するに始まり、七月十三日一般入學志望者の學科試験完結に終る。而して試験は、中學校卒業生にして入學を望む者は、其在地方の當該中學校に依囑して之を行ひ、在東京の者及一般入學志望者に在ては本校に於て之を行ふ。

入學試験課目 入學者は中學校卒業生にして、左記學科の入學試験に合格するを

要す。

英語 算術 物理及化學 圖 畫

前項入學試験に合格する者募集人員に満たざるときは、一般入學志望者に就き左の課目の試験を行ひ、合格者を以て之を補ふ。但其試験は中學校卒業の程度に依る。

三角法 博物 英語 算術 代數 幾何 自在畫 用器畫

入學志望者は、本校の教科及教旨に就き、専修すべき教科の一を選ぶを要す。入學後甲科より乙科に轉學するを許さず。

本校卒業生にして品行善良、學業優等なる者は、志願に依り専攻生として尙其學業を研究せしむることあるべし。但専攻生は授業料を納むるを要せず。又、品行善良、身軀强健、年齢滿二十年以上にして、三ヶ年以上引續當該工業に従事し居る者にして、本校教科の課目中に就き、特修せんと欲し、入學を願出づるときは、本校の都合に依り、撰科生として隨時入學を許すことあるべし。又學術應用の爲め休業中必須なる事項の講究、報告及物品を製造せしむることあり。殊に各期休業間に於て上級生徒中、品行善良、學力優等の者に限りては、旅費の支給をうけて工業地方

への出張研究報告をもなさしむ。

休業年限は一ヶ年以内、授業料は一ヶ月金、參圓にして、實修に要する費用は自辨たるべし。

學資概算 本校生徒在學中、實修工場に於て實驗上要する諸般の器具、機械類、並金屬、木材、藥品等の材料は、貸付若くは使用せしむるを以て、生徒の自辨すべき學資の概算は、左表の如し。

種別	第一 年	第二 年	第三 年	計
授業料	10,000	10,000	10,000	30,000
校友會費	1,000	1,000	1,000	3,000
書籍、諸帳簿、繪具、各 自實修製品拂下代等	15,000	15,000	15,000	45,000
筆紙墨費	6,000	6,000	6,000	18,000
下宿料	6,000	6,000	6,000	18,000
手套、シャツ、股 引、靴、下、脚、袴	3,000	3,000	3,000	9,000
靴代	3,000	3,000	3,000	9,000
諸雜費	10,000	10,000	10,000	30,000

合	計	1,424,000	1,424,100	1,424,100	1,424,200
一ヶ月平均	計	118,666	118,675	118,675	118,683

備考

一本表掲記セシ外入學初年ニ於テハ左ノ臨時費用ヲ要ス

- 校友會入會金 一、〇〇〇
- 製圖道具類 七、六〇〇
- 制服、制帽 八、五〇〇
- 外套 八、〇〇〇
- 工場服 二、〇〇〇
- 計 二七、一〇〇

表中掲ぐる所の金額は、物價の高低に依り増減あるべし。

授業料は、明治三十五年の新入學生より一學年二十圓とし、其以前入學したるものは、従前の如く十五圓を徴收し、九、一、四月の三學期開始後、一週間に分納せしむ。

下宿料は、各期休業中も、府下に下宿するものと見做し、一ヶ年十二ヶ月分を算出せり。

其他入學前に於ては、試験料として金二圓を要す。

本校は地積一萬千四百七十七坪餘を有し、隅田川に瀕し、構内二條の入堀ありて製造の原料、石炭の運搬等に便なり。教室、事務所、各科實修、工場等、百般の設備具はらざるはなし。

現任校長は手島精一にして、阪田貞一以下六十餘名の教授助教講師等を以て、現

在三百五十餘名の生徒を養成せり。又本校の卒業生が其後就業の状況を尋ぬるに、明治三十二年十一月二十日の調査表左の如し。

- 官廳に奉職する者 一四六
- 私立工場に就業する者 三六七
- 學校教員たる者 九七
- 専攻生研究生 二
- 海外留學、在勤、出張 三三三
- 兵役 二五
- 未定、未詳 一三
- 死亡 三七
- 合計 七二〇

工業教員養成所

(東京高等工業學校構内)

本所は、工業學校、徒弟學校及工業補習學校の校長教員たるべきものを養成し、

兼ねて工業教育の方法を研究するを以て目的とす。

學科を分ちて、本科及速成科とし、更に再別して左の數科とす。

本科 金工科、木工科、染織科、窯業科、應用化學科、工業圖案科

速成科 金工科、木工科、染色科、機織科、陶器科、漆工科

修業年限は本科三ヶ年にして、速成科は一ヶ年乃至二ヶ年。

本所生徒には一ヶ月金六圓の學費を補給す、但、假入學又は休學の間は學費を給せず。卒業の後は、在學中學費を受けたる年限に一ヶ年を加へたる期間、文部大臣の指定に依り、實業の學校に従事すべき義務あるものとす。

本所は東京高等工業學校に附屬す。主任教授は中川謙二郎にして、明治三十四年九月新入學の本科生、速成科生のみにも凡五十名あり。なほ本科及速成科入學者の資格を示せば左の如くなるべし。

本科は滿十七歳以上にして、中學校卒業のものか、もしくは師範學校、或は之と同等なる學校の卒業者。

速成科は滿二十歳以上にして、兵役に關係なく、高等小學校卒業と同等の學力ある者。

東京外國語學校

(神田區錦町三丁目十四)

電話 本局六〇六

本校は歐洲及東洋近世語を教授する所にして、現今に於ては英、佛、獨、露、伊、西、清、韓語を教授す。

修學年限は三ヶ年にして、語學毎週二十四時間、躰操三時間とし、清、韓語學科には此外に漢文毎週三時間を課す。

本校に別科を置く、別科は速成を旨とし、本校所定の各語學を教授す。修業年限は二ヶ年にして、職業を有する者、若しくは其他特別の事情ある者に限り、入學を許す。本校生徒は其所修以外の別科を兼修することを得。

入學期は毎學年の始とす。但事宜に依り臨時入學を許すことあるべし。中學校程度以上の學校を卒業し、試験に依らずして、入學を許されたる者は入學料金壹圓五拾錢を納むべく、入學試験を受くる者は、すべて試験料金參圓を納むべし。

授業料は一學年に付金貳拾圓、別科は十圓とし、九月二月の二回に分ちて其半額を徴收す。又月額にして分納するも妨なし。

本校所定學科の外、更に副科として、經濟學、國際法、教育學の二學科を置く。

二年級以上の生徒にして、學術優等、品行方正なる者を選び特待生と爲す。特待生は授業料を徴收せず。又學力優等、品行方正にして學資支辨の途なき者は、一箇年金百圓以内の保護貸費、若しくは奨學貸費を交附することあるべし。

現任校長は、文學博士高楠順次郎にして、文學士金澤庄三郎以下十四名の教授、外國教師十五名、及講師、助教併せて二十二名ありて、四百四十七名の生徒を養成せり。

東京美術學校

東京美術學校

(下谷區上野公園西四軒寺跡)
電話 本局 一一四四

本校は繪畫、彫刻、美術、工藝の諸科を置き、各科専門の技術家、及普通圖畫の教員たるべき者を養成する所とす。

教科を分ちて、各本科、及豫備科とす。豫備科は各本科に入るの前に履修せしむる所にして、臨畫、寫生、造型、理科、歴史、美學及美術史、書學、体操にして、一ヶ年の課程とす。

本科は繪畫科、彫刻科、美術工藝科の三科にして、美術工藝科又分ちて彫金科、

鍛金科、鑄金科、及蒔繪科の四科とす。各科の修業年限は四ヶ年にして、學科課程は左の如し。

- 繪畫科 臨模、寫生、新案、圖案法、川器畫法、美術解剖、考古學、歴史、美學美術史、教育學、建築裝飾術、製作實習、卒業製作、體操
- 彫刻科 模刻、寫生、新案、圖案法、圖案實習、美術解剖、考古學、歴史、美學及美術史、彫造手訣、各種材料手法、建築裝飾術、製作實習、卒業製作、體操
- 彫金科 工場實習、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、歴史、美學及美術史、應用化學、彫金圖案、卒業製作、體操
- 鍛金科 工場實習、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、歴史、美學及美術史、應用化學、考古學、鍛金圖案、卒業製作、體操
- 鑄金科 工場實習、造型、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、歴史、美學及美術史、應用化學、鑄金圖案、蠟型、卒業製作、體操
- 蒔繪科 工場實習、調漆法、圖案法、繪畫、漆工史、考古學、歴史、美學及美術史、應用化學、鑄金圖案、卒業製作、體操

入學の期は毎學年の初め即ち九月とす。但臨時入學を許すことあり。入學志願者は本校に於て入學試験を受くる者と道廳府縣の特選に係る者との二種とし、年齢滿十七年以上滿二十五年以下にして、品行善良、身軀強健にして、左の試験課目に合格するものとす。書と彫刻とは受験者に於て適宜其一を選ぶを得しむ。

外國語

書取及歐文和譯、和文歐譯、但英、獨、佛語の内一、受験者の隨意

讀書 和漢文
 數學 算術及平面幾何
 歷史 日本及支那歷史大要
 專門實技 流派及材料を問はず
 彫刻模造及彫刻圖案 同上
 地理 漢字交り文
 物理學及化學 大要
 日本及萬國地理大要

入學志願者は試験料金一圓を納むべし。授業料は一學年金十圓とし、該金額は九月十一月二月四月の初旬に於て本校收入官に分納すべし。

教科用圖書、繪畫彫刻技術工藝用の小道具、及繪具筆紙等は、生徒各自の自辨たるべく、實技上重要な器用品は本校より貸付すべし。

又本校生徒に就て學科の區別を示すときは即ち左の如し。

- 繪畫科 六〇 美術工藝科 三五 彫刻科 二〇
- 豫備科 三二 撰科 八四 研究科 二四
- 自家營業 三五 普通學校教員 一九 技藝學校教員 一四
- 會社 一 官吏 二 兵 役 三

本校は文部大臣の所轄に屬す。現任校長は正木直彦にして、川端玉章、高村光雲、黒田清輝等以下四十餘名の教授助教ありて、現に三百名の生徒を養成せり。

東京音楽學校

(下谷區上野公園西四軒寺跡)
 電話 本局 一一六三

本校は汎く音楽を教授し、及攻究する所とす。

學科を大別して、豫科、本科、研究科、師範科、及選科とす。

修業年限は、豫科一ケ年、本科三ケ年、研究科二ケ年とす。

豫科の學科目は、倫理、唱歌、ピアノ、樂典、寫譜、國語、英語、體操、方舞とし、課外に漢文を置く。

本科を分ちて聲樂部、器樂部、樂歌部とす。其學科目左の如し。

- 聲樂部 倫理、獨唱歌、諸重音唱歌、ピアノ又はオルガン、和聲學、樂典、音樂史、音響學、樂式一班、審美學、歌文、外國語、體操、方舞
- 器樂部 倫理、器樂、諸重音唱歌、和聲學、樂典、音樂史、音響學、樂式一班、審美學、歌文、外國語、體操、方舞
- 樂歌部 倫理、歌文、支那詩文、西洋詩文、歷史、諸重音唱歌、ピアノ又はオルガン、和聲學、樂典、樂式一班、音樂史、音響學、審美學、外國語、體操、方舞

隨意科として、教育學及教授法を課し、課外學科として、生理學、心理學、樂器構造法及調律法を置く。

研究科は聲樂、器樂、作曲及作歌を専攻する者の爲めに之を設く。

師範科は師範學校、中學校、高等女學校及小學校の音樂教員を養成するを目的とす。而して師範科は小學校教員免許狀を有するものに限り試験を須るず。選科は本校所定各科各學部の一科目、若くは數科目を修めんと欲する者の爲に之を設く。

入學の期は毎年一回學年の初め九月に於てす。但、臨時に入學を許すことあり。入學を許可すべき者は、男女を問はず、年齢十四年以上にして左の試験科目に合格したる者たるべし。但、師範學校、公立中學校、公立高等女學校、若しくは之と同以上の學校卒業の者は、唱歌を除くの外試験を要せず。

- 讀 書 和漢文
- 算 術 四則、分數、小數、比例
- 日本歴史 大要
- 唱 歌 小學唱歌集の程度
- 作 文 漢字交り、記事文
- 日本地理 大要
- 英 語 讀方 譯解(ナショナル第三讀本の程度)
- 體 格 (明治三十三年文部省令第四號に準ず)

授業料は一學年金十圓とし、選科は一ヶ月一圓以上五圓以下とす。七月八月を除き、月割を以て之を徴收す。

校長は渡邊龍聖にして、教授、助教、外國教師等ありて、二百餘名の生徒を養成せり。

東京盲啞學校

(小石川區指ヶ谷町) 電話 番町一〇二

本校は盲啞の子弟を教育し、自立の道を得しむることを目的とす。教科を分ちて尋常科及技藝科の二とす。學科課程は左の如し。

- 盲生尋常科 國語、算術、講談、體操
- 同 技藝科 音樂、鍼治、按摩
- 啞生尋常科 讀方、習字、作文、算術、筆談、體操
- 同 技藝科 圖畫、彫刻、指物、裁縫

修業年限は按摩を専修する者は三ヶ年、其他は凡そ五ヶ年とす。生徒入學期は毎年四月とす。在學中は授業料一ヶ月金五十錢を納めしむと雖、貧困者には之を免除することあるべし。又願に依りて寄宿を許す。

本校は文部大臣の所管に屬す。現任校長は小西信八にして、十餘名の訓導及囑託員を以て現在二百三十一名の生徒を養成せり。

本校の生徒に就きて區別するときは、盲生五十八名に對する啞生百六十七名の比例なり。

入學志願者は成るべく之を許可せらるゝの狀況にして、又其生徒が卒業の後就職

の有様は左の如し。

(明治三十三年末調)

盲生の部

減治按摩業	二二	病院按摩手	六	本校助手	五
彈琴教授	六	其他不詳	五		

啞生の部

繪師	三	其他不詳	二	本校助手	二
家事	八	農業	四	溫習中	八

陸軍大學校

(赤坂區青山北町) 電話新橋八三二

本校は各兵科の士官を选拔して高等兵學を教授し、參謀其他樞要の職務に充つべきものを養成する所、學生は左の資格を具ふる者より选拔す。

各兵科の中少尉にして二年以上隊務に服し、身體強健、勤務精勵、氣節ありて識量に富み、學術才幹卓越にして判斷力を有し、將來充分發達の見込ある者

修業年限は三ヶ年とす。學生の候補者は、其隊附屬の聯隊長これを選抜して名簿を製し、順次所管の長官に呈し、同長官は取捨して順次選抜名簿を製し、毎年三月

陸軍士官學校

(牛込區市谷本村町) 電話番町一六七

盡日限り參謀總長に進達す。參謀總長は、學力の檢定を行はんが爲め委員を設け、初審及再審を経て入學を決定し、陸軍大臣之に入學を命ず。

本校は參謀本部に屬す。學校長は陸軍中將寺内正毅にして、藤山治一、司馬亨太郎等以下十二名の教授、東條英教、榊原昇造等三十三名の教官あり。

本校は陸軍各兵科現役士官候補生を各隊より分遣して生徒となし、初級士官たるに必要な教育を施す所とす。生徒の修學期は、毎年十二月一日より翌年十一月下旬に至る十二ヶ月とす。學資は、一切官給たるべし。生徒は情願を以て退學するを許さず。

生徒中、左の事項に該る者は、退校せしむ。

- 一 學術の豫習全からずして、實際修學の識力に乏しく、卒業の目途なき者
- 二 軍紀を紊り、又は、屢々法則を犯す者
- 三 品行不正にして、改悛の目途なき者
- 四 傷疾疾病に依り、修學に堪へざる者

五 卒業試験に落第せし者

明治三十二年度に於て、採用せる士官候補生は、凡そ五百五十名とす。志願者學科試験格例は左の如し。

讀書 漢文(白文訓點)

作文 序、記、論、說(漢字交り文)

算術、代數、平面幾何、立體幾何、平面三角

地理 日本、外國、及日本地文學

歴史 日本、外國、

博物 生理及衛生、動物、植物

物理 力學、物質論、熱學、音學、光學、越歴學、磁氣學

化學 無機化學

圖畫 幾何圖

讀畫 自在畫

外國語學 英語、或は佛語、獨逸語(和文歐譯、歐文和譯)

左に記する者は採用せず。

身長五尺に満たざる者。

妻あるもの。

本人並に父若くは戸主復権を得ざる家資分産者、及び身代限りの處分を受け辨償の義務を終へざる者

禁錮の刑に處せられたる者、及び賭博犯の處分を受けしもの。

年齢を算するには、明治十年一月より同十五年一月までに出生の者に限るべし、入學願書には戸籍及び履

歴書廳長證書を添へ、成規の書式に基きて地方長官に差出すべし
本校長は陸軍大佐高木作藏にして、中金政二郎以下二十一名の教授助教授と、柳原昇造、馬淵正文等以下六十一名の教官あり。

中央幼年學校

(牛込區市谷加賀町)
電話 番町一六九

中央幼年學校は、陸軍地方幼年學校卒業者を以て生徒と爲し、地方幼年學校の教育に連繫して、士官候補生たるに必要な普通學科、及軍人の豫備教育を爲し、陸軍各兵科士官候補生と爲すべき者を養成する所とす。修業年限は二十一月にして之を二學年に分つ。

明治三十三年に於て採用せる生徒定員は、約二百名にして、學科試験格例は左の如し。

讀書 漢文(白文訓點)

作文 書牘(通俗文)記事(漢字交り文)

算術、代數(整數四則より一元六次方程式に至る)。平面幾何(初歩)

地理 日本、支那、朝鮮

歴史 日本、支那
 物理 初歩
 化学 初歩
 幾何圖
 自在畫

外國語學 英佛獨の中一種(歐文譯解)

試験の程度は概ね中學校二年級卒業の學力に比準す。
左に記する者は採用せず。

年齢十六年未滿は身長四尺七寸、十七年未滿は四尺八寸、十八年未滿は四尺九寸に滿たざる者。
妻ある者。以下士官候補生と相同す。

生徒志願者には、本籍又は寄留地の郡市區役所へ願書を出ださしめ、毎年三月下旬、若しくは四月上旬に於て、各地方へ試験官を派出し、幼年生徒志願者の試験を行ひ、此試験に合格せし者の内より選抜して、九月一日に入校せしむ。現任校長は歩兵大佐伊崎良熙なり。

東京陸軍地方幼年學校 (牛込區市谷加賀町)

陸軍地方幼年學校は、陸軍將校に出身志願の者を選抜して生徒と爲し、軍事上の

必要を顧慮して、普通學科を教授し、軍人精神を涵養し、陸軍中央幼年學校生徒と爲すべき者を養成する所とす。生徒修學期は三十六ヶ月とし、之を三學年に分つ。生徒は總て校内に寄留せしめ、自費生徒は、被服糧食等の費用として、若干の納金をなさしむ。又特待生、半特待生と稱するものあり、其人員及區分は、陸軍大臣之を定む。現任校長は、歩兵少佐桑波田景堯なり。

陸軍戸山學校 (牛込區若松町)

電話 番町一六八

本校は學生に、戰術、射撃、體操並に劍術の訓練を爲し、以て各隊の教育進歩を圖り、常に諸科學術の調査研究をなし、且携帶火兵の研究、及試験を行ふ所とす。學科を分ちて戰術科、射撃科、體操劍術科の三科となす。戰術科は歩兵大中尉を以て學生とす。但時宜に依り歩兵少尉を以て其學生と爲すことあるべし。射撃科は歩兵士官及下士を以て其學生となす。體操及劍術科は步騎砲工輜重兵科の士官下士を以て其學生とす。學期は、各科共、概ね五ヶ月にして、毎年二回入學せしむ。學生士官は校外に、其下士は校内に居住せしめ、所要の兵器書籍器具消耗品は貸與又は

支給すべし。現任校長は歩兵大佐大谷喜久藏なり。

陸軍砲工學校

(牛込區若松町)
電話 番町一六六

本校は、砲工兵科の少中尉を以て學生とし、砲工兵各科の勤務に必要な學術を教授する所とす。但少尉にして入學し得ざる者は、中尉大尉に進級の後に在りても學生となすことを得。學生の修學期は、概ね一箇年とし、之を普通科と稱す。普通科を終りたる學生中より、各兵科毎に三分の一以内を選抜し、更に一ヶ年在學せしめ、尙須要なる學術を修めしむ、之を高等科と云ふ。又其最優等なるものは員外生として外國に留學せしむることあり、現任校長は陸軍工兵大佐伊藤亮五郎なり。

陸軍騎兵實施學校

(荏原郡目黒村)
電話 新橋二二八七

陸軍騎兵實施學校は、學生に、戰術及馬術の訓練を爲し、以て各隊教育の進歩を圖り、常に諸科學術の調査研究を爲し、且乗馬具及馬匹器具の研究並試験を行ふ所

とす。學生を分ちて、學術科、馬術科の二種とし、其修學期は、各科概ね十一ヶ月とす。現任校長は騎兵大佐澁谷在明なり。

陸軍經理學校

(生徒舎牛込區河田町)
電話 番町二一八

本校は陸軍經理部士官と爲るべき者を養成するところにして、學生は身軀強健、年滿三十歳以下にして、左の資格を備ふるものより採用す。

- 一、各兵科現役非職停職を除く中少尉の志願者にして試験に合格したるもの。
 - 二、監督學生にして見習監督を命ぜられたる者。
- 學生の修學期は、二年、及、六ヶ月とす。
本校は經理局長之を管して、現校長は一等監督遠藤慎司なり。

陸軍軍醫學校

(麴町區富士見町四丁目)
電話 番町二一九

陸軍軍醫學校は、學生の練習、生徒の養成、及兵衣、兵食、兵營、兵器等の軍陣

衛生に關する試験を行ふ所とす。學生は各部隊附の衛生部士官を分遣して之に充て其特科を練習せしむ。但時宜に依り二等軍醫正に練習を命ずることあるべし。生徒は華士族平民中、醫術開業免狀又は藥劑師免狀を所持し、衛生部現役士官出身志願の者を選抜して採用す。學生の練習期は四ヶ月以内とし、生徒の教成期は一ヶ月以内とす。學生及生徒は校外に居住せしめ、其課業に關し所要の書籍器具消耗品は、貸與又は支給することあるべし。現任校長は一等軍醫監小池正直なり。

陸軍獸醫學校

陸軍獸醫學校

陸軍獸醫學校は、生徒に獸醫部初級士官たるに必要な教育を爲し、士官學生下士學生に各専門の學術を練習せしめ、兵卒學生に蹄鐵工下長たるに必要な教育を爲す所とす。生徒は獸醫免許規則(二十三年八月二十八日官報参照)第二條第二項第三項若くは第四項に該る者にして、獸醫部現役士官に出身志願の者を選抜して採用す。士官學生は獸醫部士官、下士學生は騎兵砲兵輜重兵蹄鐵工長同下長、兵卒學生は騎兵野戰砲兵隊の蹄鐵工卒を分遣して之に充つ。學生の學期は士官に在ては概ね五ヶ月、下士に在ては概ね三ヶ月、兵卒に在ては概ね九ヶ月とす。生徒の學期は十八ヶ月とす。但帝國大學農科大學獸醫學科卒業者に在ては其學期を三ヶ月とす。現任校長は騎兵大佐澁谷在明なり。

海軍大學

海軍大學校

(京橋區築地四丁目
電話 新橋八一〇)

本校は海軍將校、及機關官に高等の學術を教授する所とす。學科を分ちて將校科、機關科、選科の三とし、將校科中の砲術水雷術航海術は、生徒をして其一科を専修せしむ。修業年期は、將校及機關官は一年半にして、軍醫官は一年とす。學校長心得は海軍大佐坂本俊篤にして、二十八名の教官教授あり。

海軍兵學校

海軍學校 (參考) (安藝江田島)

本校は海軍將校となるべき生徒を教育する所とす。

學科を分ちて、砲術、水雷術、運用術、航海術、機關術及普通學となし、修業年限は三ヶ年とす。

生徒は年齢滿十六年以上滿二十年以下にして、海軍將校たらんことを望む者に就き、身體検査及學術試験を爲し、其合格者より成績に従ひ、所要の人員を採用す。試験の場所は、東京、仙臺、青森、鶴岡、長野、金澤、京都、廣島、松江、山口、高知、熊本、鹿島の十三箇所にして、明治三十三年七八兩月中施行せる試験に於ては、志願者數壹千四百貳拾八人の内、入學を許可せられたる者二百人ありき、生徒は入校の日より之を海軍兵籍に編入し、情願を以て中途に退校するを得ざらしむ。

海軍機關學校 (參考) (相模横須賀)

本校は海軍機關官と爲るべきものを教育する所にして、海軍少機關士候補生に技

術を專修せしむる所とす。

學科は、機關術、水雷術、及普通學とし、修業年限は三年四ヶ月にして、入學生徒の年齢及其體格、學力、資格、入學手續書式等は、總て兵學校に異なることなし。學校長は機關總監湯池定監にして、教頭田邊男外鐵以下二十一名の教官あり。

海軍軍醫學校 (京橋區築地四丁目) 電話 新橋一八二一

本校は海軍々醫となるべき者を養成する所とす。校長は軍醫大監木村壯介にして、十三名の教官あり。

東京商船學校 (京橋區靈岸島銀町二丁目) 電話 浪花二九八

東京商船學校は航海、機關に關する學術技藝を教授し、高等の船舶職員たるべき者を養成する所とす。

本校生徒は在學中並に卒業後とも海軍士官の豫備員として兵籍に編入せられ、海

軍一定の規則によりて服役するものとす。
教科を分ちて、航海科、及機關科の二とす、修業年限は航海科五ヶ年六ヶ月、機關科五ヶ年となす。

航海科 航海術、運用術、測量術、海上氣象學、法律、造船學、技業(以上本科)商業地理、機關術大意、船内衛生法、救急醫術、數學、外國語、和漢文、兵式體操(以上補科)航海實習
關科 機關術、機關算法、機械學、製圖、技業(以上本科)船内衛生法、救急醫術、物理、學、理財、數學、外國語、和漢文、兵式體操(以上補科)工術實習、機關運轉實習

入學の期は毎年四月十月と定む。生徒は年齢十五年以上二十一年以下にして、體格検査及學術試験に合格したる者に限る。體格試験の合格者にあらざれば、學術試験を行ふことなし。學術試験の科目は左の如し。

數學、英語、和漢文、物理、地理、歴史

凡そ學生は決して退學を願ふを許さず、自費生は在學中の經費は總て之を自辨し貸費生は之を本校より貸與するものとす。貸費生は、卒業の後、貸與金の還納を了る迄は、本校指命の業務に従事し、毎月俸給高十分の一以上の金額を以て、本人若くは保證人より其貸與金を還納せしむ。自費貸費に拘はらず、試験料、授業料、及校費を徴收せず。

本校は遞信省の管理に屬す。現任校長は海軍大佐平山藤次郎にして、吉村銀次郎浦野喜三郎以下二十九名の教授、教諭、助教ありて、二百七十餘名の生徒を養成せり。
本校は、分校を大阪及函館に設く。

東京郵便電信學校 (芝區芝公園地第五號) 電話 新橋六六

本校は郵便電信に關する必須の教育を施し、將來郵便電信業務に従事すべ、者を養成するを以て目的とす。

學科を區別して、行政科及技術科の二科に分ち、行政科に於ては、郵便電信の監理、技術科に於ては電信電話に關する學藝技術を教授す。修業年限は各二ヶ年にして、學科課目は左の如し。

- | | | | | | |
|------|--------|------|---------|-----|-----------|
| 選信法規 | 事業規畫法 | 法學通論 | 會計法規 | 行政法 | 經濟學 |
| 財政學 | 電氣通信 | 英語 | 佛語 | 獨語 | 統計學 |
| 行政科 | 商業地理學 | 和漢文 | 兵式體操 | | |
| 電氣學 | 電信電話理論 | 電氣工學 | 電信電話建築法 | | 電氣通信及電氣實踐 |

技術科 數學及力學 圖學 物理學 化學 英語 第二外國語(佛語又は獨語)
工業經濟 兵式體操

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。
生徒募集は毎年一回學年の終りに於てし、入學試験は學術及體格の二種とす。
入學を許可すべき者は、左記各項の資格を具ふる者に限る。

年齢十八年以上二十五年以下の者

品行方正なる者

入學試験に合格の者

但尋常中學卒業の證を有するものは、學術試験を要せず。

一 本校は授業料を課せず被服、書籍、器具は之を貸與し、在學中毎月學費として金八圓を貸與す。卒業生の數凡そ二千三十八名何れも遞信省部内の要職に任せり。校長は湯川寛吉、教授は神田選吉、下村宏、田中次郎等にして、生徒現員二百五名あり

寄宿舎は目下建設計畫中にして、本年内落成の見込なりといふ

蠶業講習所

蠶業講習所

(北豊島郡西ケ原)
電話本局一五八八

本所は、農商務省に屬し、蠶業に關する學理及實地を傳習する所なり。
學科を分ちて、本科及別科の二種とし、傳習期限は、本科二ケ年、別科五ヶ月間と定む。

本科生の募集試験は八月中にして、別科は一月中地方廳に於て之を執行す。傳習應募者の資格は、左の如し。

- 本科 年齢二十一年以上 三ヶ年以上養蠶に従事したる者
- 別科 中學校第三年級相當以上の學力あるもの
年齢二十五年以上 三ヶ年以上養蠶に従事したる者
高等小學校卒業以上の學力ある者

傳習生の學費は自辨とす、但し傳習料を徴收せず。
所長は農學博士澤野淳にして、十三名の技師、及技手あり。生徒の定員は本科五十名、別科四十名とす。

水産講習所

(芝區三田四國町二)
電話 橋九六六

本所は農商務大臣の管理に屬し、我邦水産に關する學理と技術との傳習を爲すところなり。

水産講習

學科を分ちて講習科、現業科、及、研究科の三科とし、修業年限は、本科三年に現業科一ケ年以内、研究科凡そ三ケ年とす。

本所に入學せんとするものは、府縣立中學の卒業生、若くは之と同等以上の學力を有して、年齢十七年以上のものにて、入學試験に合格したる上、又体格検査に合格したるものとす。又現業科に入らんとするものは、試業を要せず、二年以上水産の實業に従事したるもの、若くは其子弟にして、品行方正身軀強健年齢二十年以上、三十五年以下のものたるべし。

研究科は本科卒業生にして已修の學科を更に研究せんとするもの、爲に設く。

入學の期は毎學年の始にして、左の試験に及第したるものに限る。東脩及月謝を要せず。

- 算術(全體)
- 動植物學(大意)
- 化學(大意)
- 作文(漢字交り文)
- 讀書(和漢文)
- 英語(書取譯文)
- 衛生學(自在體)
- 地理
- 數學

所長は牧朴眞にして、松原新之助等六人の技師と、教授以下十二人の職員にて、現在百有餘名の生徒を教授す。卒業生の數百九十二名、多くは自家に於いて其業務に従事する外、各府縣下の教師、技師となるもの多し。

第二章 公立專門學校 並に各種學校

東京專門學校

(豊多摩郡戸塚村) 電話 番町三七四

本校は政治學、經濟學、法律學、文學、史學、地理學、國語、漢文學、及英語學を教授する所にして、政學部、法學部、文學部の三學部とす。政學部には英語政治科、邦語政治科を置き、法學部には法律科、行政科、文學部には哲學及英文學科、國語漢文及英文學科、史學及英文學科を設け、外に高等豫科を置く。

修業年限は各三ケ年にして、一ケ年を以て一級に充つ。學年は九月に始まりて翌年七月に終る。

本校は、各學部共文部省より徴兵令第十三條の認定を受けたり。法學部は司法省指定にして、卒業生は判檢事登用試験規則に依り、其の試験を受くべき資格を有せり。又中學校、師範學校の卒業證書を有し、本校文學部を卒業したる者は、文部省より中學校、師範學校、高等女學校等の教員資格を與へらるなり。

入學志願者は入學試験願書に履歷書を添へて差出し、許可を得たるときは保證人より入學證書を出すべし。但入校せんとする者は年齢十七年以上の男子たるべし。入學試験を受けんと欲するものは、其の學科に依り、金五十錢若くは金一圓の受験料を納め、入校の節は、更に束脩として金一圓を納むべし。

政治科(英、邦)法律科、行政科、文學部各科の學費を定むること左の如し。但文學部各科第三年級第三期は金十二圓、高等豫科は金七圓二十錢とす。

前期 金十二圓

後期 金十圓

學期の始めに於て學費を全納し得ざるときは、毎月三日を限り、金二圓(高等豫科生は金壹圓八拾錢)づゝ分納することを得しむ。

寄宿舎に入る者は時價に依て毎月舎費(凡そ金六拾錢)と月俸(凡そ四圓貳拾錢)とを納むべし。

又各學部に要する英語教科書は若干の手数料を徴收して之を貸與すべし。又圖書室には内外古今の圖書を備へ、閱覽室を設けて自由に學生に閱覽せしむ。

本校は明治十五年大隈伯の創立に係り、卒業生を出すこと一千六百八十人(明治三十三年三月調査)位置は遠く市街の喧囂を避けて講堂三、塾舎十六を有し、教場

は百人以上を容るゝもの五、二百人以上を容るゝもの七、其内一は一千五百人を容るゝに足ると云ふ。又校内に出版部を設け、講義録及び雜誌を發刊せり、現時發行する所は、講義録の外に『早稻田叢書』及び『早稻田學報』あり。同攻會は校友及び學生の組織に係る。其他校友會あり、巡回講話の制あり、又時々國會演習、法學討論會等を行へり。又頃者其組織を擴張して私立大學を設けんと企つる等、三田の慶應義塾と相對して本邦屈指の私立學校なり。

學校長は法學博士鳩山和夫にして、學監高田早苗、會計監督市島謙吉、幹事田中唯一郎等、常に校務に盡力せり。在校學生は常に一千名の以上に達し、其卒業生の多くは新聞記者、雜誌記者、著述家等となり、なほ人才の輩出するもの日に月に多し。

明治法律學校

(神田區南甲賀町十一)

電話 本局一三三九

本校は本邦制定の法律及行政經濟に關する學術を教授し、傍ら外國の法律行政及經濟に關する學理を參照考究せしむることを以て目的とす。

修業年限は三ヶ年にして、學年は毎年九月十一日に始まりて、翌年七月十日に終る。其教授時間は毎日午後一時より十時迄とす。教授科目は左の如し。

憲法	法學通論	法例	國籍法	民法
商法	裁判所構成法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
行政法	國際公法	國際私法	法理學	證據法
經濟學	財政學	羅馬法	擬律擬判	

本校の學生たらんとする者は、年齢十七歳以上の男子にして、左の二種の試験中、其一に合格したるものなり。

第一種 國語(假名交り文) 漢文(白文訓點) 數學(四則、分數、比例)

第二種 倫理、數學、國語及漢文、歴史、地理、習字、博物、物理、化學、圖畫、體操、外國語、

左の資格を有する者は入學試験を要せずして入學を許す。且徴兵令第十三條及第二十三條の特例を受くることを得。

中學校師範學校及之と同等若くは同等以上の學科を授くる學校の卒業證書を有する者

左の入學試験科目に據り試験を受け、及第したる者は前條に準ず。但中學校の學科卒業程度に據る。

倫理、數學、國語及漢文、歴史、地理、博物、物理、化學、圖畫、外國語、

入學試験は、毎年九月とす。但、定期外に於て臨時試験を行ふことあり。受験者

は受験料金一圓を納むべし。

入學する者は入學金二圓を納めしむ。生徒在學中は缺席すると否とに拘はらず、月謝はすべて一圓五十錢、高等研究科は一圓なりとす。

本校には寄宿舎ありて、校友及學生に限りて入舎を許す。入舎料は四圓にして、舎費六十錢なりとす。

本校は、品行方正學術優等なる者を選び、特に優待生と爲し授業料を徴收せず。又學術優等品行方正にして、學費支辨の途なきものをば貸費生として、該學年間年額八十七圓七十錢の學費を貸與す。

本校にては講義を筆記印刷して之を校外生に頒つ。校外生たらんとする者は、入學金五十錢、授業料金五十錢を前納せしむ。

學校長は法律學士岸本辰雄にして、教頭法學博士井上正一以下、磯邊四郎、小池靖一、岡村輝彦、有賀長雄、高木豊三、中村進午等の講師五十餘名を以て、千六百三十七名の生徒を養成せり。

實に本校は民間私立學校中屈指の巨校にして、其卒業生を出すこと、創立以來二千有餘名に達せり。

法政

東京法學院

(神田區錦町二丁目二) 電話 本局 四二八

本院は、法律及政治思想の養成を目的とす、邦語并英語の兩法學科を置き、本邦制定の法律及行政經濟に關する學術を授け、汎く歐米の法律を參加講修せしめ、又特に卒業生の爲め、高等法學科の制を設け、各自志望の課目を專攻學修せしむ。學科を分ちて邦語法學科、英語法學科の二とし、修業年限は各三、四年とす。學年九月十一日に始まり翌年七月十日に終る。入學の期は九月二月六月の三期とす。入學せんとする者は年齢十七年以上にして、中學校及之と同等以上の學科を授くる學校の卒業證書を有する者、若しくは左の入學試験科目に合格したる者たるを要す。但英語法學科に入らむとする者は、更に英語の試験を要す。

甲種

國語、漢文、數學(四則分數比例)

乙種

倫理、數學、國語及漢文、歴史、地理、習字、博物、物理、化學、圖畫、英語、體操

學費は入學試験料、甲種は金三十錢、乙種は金一圓を納めしめ、外に入學料金二

圓、授業料一學年金十六圓五十錢を納めしむ。但、月割として分納するも妨なし。本院にては在外員の爲めに講義録を發刊して之を頒布す。在外員は入學料五十錢、月謝五十錢とす。

本院には特待生を置きて該學年内の授業料を免除し、貸費生には一ヶ年七十二圓以内を給し、品行方正學術優等にして將來有望の者は海外に留學せしむることあり。卒業生徒は、二千六百八十二人にして、判檢事辯護士たるもの最も多し。而して附屬圖書館には圖書三萬餘部を藏し、學生の參考に供するには殆ど遺憾なきに至れりとす。

院長は法學博士菊池武夫にして、奥田義人、穗積八束、金井延、戸水寛人等の博士、及學士の講師ありて、目下千四百十五名内外の生徒を養成せり。

專修學校

(神田區今川小路二丁目)

本校は主として理財學、及法律學を教授するところにして、又歴史、地理、及社會學等をも教ふ。

修學年限は三年にして、學年は毎年九月十六日に始まる。
入學せんとするものは、尋常中學、師範學校卒業以上の學力を有するものか、普通、及、特別試験に應じたるものに限る。

東脩は金二圓にして、月謝金一圓五十錢、二科兼修者は金一圓七十錢なりとす。
校主は高橋捨六、校長は相馬永胤、教頭は法學博士松崎藏之助、講師には法學博士田尻稻次郎、文學博士坪井九馬三、神藤才一等以下數十名にて凡六百餘名の生徒を養成し、私立經濟學校として名あり。

日本法律學校

(神田區三崎町)
電話本局二四〇九

本校は日本法律行政及參考學科を授くるを以て目的とし、修學年限は三ヶ年とす。
生徒を區別して正科生及副科生とす、正科生には全科目を修めしめ、副科生には一科目以上を適宜修めしむ。入學資格は、略ぼ明治法律學校に同じ。
授業は晝間就職者の便利を圖り、毎日午後四時半より九時半までとし、學費は東脩金二圓、授業料は一圓五十錢とす。

學校長は松岡康毅にして、理事は法學博士戸水寛人、平沼騏一郎の二人なり。此
他講師の數、及、姓名は、明治法律學校、及、法學院等に同じ。而して其優待生、高等科、校外生等のことほ、他法學校に同じく、現在の生徒千百五十人、卒業生千二十八人、多くは中流以上の要職に就けり。

和佛法律學校

(麴町區富士見町六丁目)
電話番町一七四

本校は法律、行政及經濟に關する學術を教授し、其學理を攻究せしむるを以て目的とし、修學年限は三ヶ年とす。入學試験は之を二種に分ち、其程度はほ、明治法律學校等に同じ。

入學する者は入學金二圓を納むべし。授業料は一ヶ月金一圓五十錢とす。
校長は法學博士梅謙次郎にして、法學博士富井政章、飯田宏作等の講師ありて、數百名の生徒を養成せり。

又隨意科の設けありて、英、獨、佛、漢文學等を教授す。

慶應義塾

(芝區三田二丁目二)
電話 新橋四二一

本塾は英語英文の練習を力め、主として英書に依りて、普通及専門の學科を教授する所にして、其目的は、各自修業する學藝に秀づるのみならず、氣品の泉源、道徳の模範となり、居家處世立國の本旨を明にして、躬行實踐、以て社會の先導者たるべきの士を養成せんとするにあるなり。宜べなる哉、當年天下の俊髦は踵を接して此塾より出でたり。世に所謂三田學風といふものにして、亦此校の創立者福澤諭吉先生の感化力ならずとせんや。先生すでに死して年餘、なほ其學風の今日に於いて見るべきものあり。

本塾に、大學部及普通部を置き、別に附屬小學校(幼稚舎と稱す)及附屬商業學校を設けり。

學年は、五月一日に始まり、翌年四月三十日に終る、之を分ちて三期となす。

大學部は之を分ちて文學科、理財科、法律科、政治科の四科とし、主として經濟學、法律學の專攻と、高等實業家、高等官吏、政治家、新聞記者等の養成につとめり。修業年限は大學部、及普通部共、五ヶ年づゝとす。

入學の期は毎學年の始め一回とす。入學志願者は、入學試験料大學部金一圓、普通部金五拾錢を納め、入學する者はすべて入學金三圓を納むべし。

學費、普通部授業料は一ヶ年金二十五圓五十錢とし、大學部授業料は一ヶ年金三十六圓となし、各三期に分ちて前納せしめ、且教場費として金一圓、體育會費として金五十錢を、毎學期の始めに前納せしむ。

本塾寄宿舎は、成年寮及中年寮の二に分ち、成年寮には滿十六歳以上の者、中年寮には滿十五年以下の者を寄宿せしむ。食費一ヶ月金五圓、舎費金三圓五十錢。

大學部及普通學部在學の生徒は、滿二十八歳迄徴兵を猶豫せられ、又卒業生は無試験にて一年志願兵たる特典を有す。但、本塾は、一學期以上在學したる者にあらざれば、徴兵猶豫に要する在學證明書を交附せず。

大學部法律科卒業生は、判檢事試験に應ずるの特典を有すること、明治法律學校其他司法大臣指定の學校に同じ。

本塾は安政五年、故福澤諭吉の創立に係り。現塾長は鎌田榮吉、教頭は門野幾之進にして、教員は大學部三十四人(外國人三人)普通部二十三人(外國人一人)ありて、生徒普通部八百名、大學部四百五十名あり。

卒業生徒は創立以來正科別科を合せて二千三百人以上に達し、實業社會及操觚社會に重要な位置を占むるもの甚だ多し。又大學部卒業生にして本塾の教師たりしもの、或は其他より、將來大學部の教師たるべき見込を以て歐米に留學せし者すでに數名あり。

同附屬商業學校

本校は、商業の徒弟及諸學校の生徒にして、商業學を學習せんとする者に簡易にして實用に適切なる學科を授くるを以て目的とす。

修業年限は、二ケ年とし、授業時間は毎日午後六時より九時までとす。其學科課程は左の如し。

簿記、算術(洋算和算) 英語、商用作文、和習字、商業地理、商業歴史、經濟、商法、商業要項、實地演習 外に實業商話毎月一回

學費は入學金一圓、月謝金一圓二十錢、校費毎月金三十錢を納めしむ。生徒現員凡そ三百餘名。

大倉商業學校 (赤坂區葵町三)

本校は、内外商業に従事せんとする者に、主として實際的商業教育を施す所なり。修業年限は、豫科二ケ年、本科四ケ年、夜學專修科二ケ年とす。生徒の定員は、本科百五十名、豫科百五十名、夜學專修科二百名とす。學年は九月一日に始まり、翌年七月二十日に終る。入學の期は、每學年の始めとす。

學科課目

豫科	修身 讀書 習字 作文 算術 地理 歴史 外國語 理科 圖畫 體操
本科	修身 讀書 習字 作文 數學 地理 歴史 外國語 經濟 法規 簿記
夜學專修科	商品 商事要項 商業實踐 體操 讀書 習字 作文 算術 外國語 簿記 商事要項

授業料は、一ヶ月豫科金壹圓、本科金壹圓五十錢、夜學專修科金壹圓とす。

本校は、大倉喜八郎の密附行爲に基きて、明治三十三年九月一日の開校。主事は倉西松次郎にして、協議員には末松謙澄、穂積陳重、澁澤榮一、大倉喜八郎等ありて、石黒忠憲を校長兼理事とす。教員は目下十二名(内一名英國人)生徒現在員本科

六十七名、豫科百八十二名あり。夜學專修科は監督者を倉西松次郎とし、其教員は五名より成る。(内二名は本校教諭より兼ね)開校已來漸次盛況に向ひつゝありといふ。

臺灣協會
學校

臺灣協會學校

(小石川區小日向茗荷谷町)
電話番町六三九

本校は、臺灣及南清地方に於て公私の業務に従事するに必要な學術を授くるを以て目的とす。

修業年限は三ヶ年にして、行政科、實業科を設く。其教授科目左の如し。

- 臺灣語 支那官話 英語 簿記 數學 統計學 法學通論 刑法 民法 商法
- 國際法 行政法 經濟學 財政學 農政學 商工經濟學 商業地理 植民史
- 亞細亞史

學年は九月十一日に始まり、翌年七月十日に終る。

入學資格は、(一)年齢滿十七年以上の男子にして、體格検査に合格し、入學試験に及第したる者(二)中學校卒業以上のものとす。

授業料は、一ヶ月金壹圓とし、學術優等品行方正なる生徒を選びて、特待生となし、當該學年間授業料を免除す。又學術品行共に優良なる生徒にして、學資支辨の途なき者は、特に學資を貸與すべし。貸資を受けたる者は、卒業後一ヶ年を経過したる後、貸資を受けたと均しき期限内に其金額を月賦返納すべし。

本校は明治三十三年九月の開校に係り、未だ卒業生を出さざるも生徒定員三百人の内、現在員二百有餘名あり。

校長は伯爵桂太郎、幹事は門田正經、河合弘民にして、目下法學博士仁井田益太郎、田尻稻次郎、中村進午、梅謙次郎等以下十四名の學識經驗ある講師あり。(内一名は英國人、一名は清國人)尙本校は、我國の青年に殖民思想を鼓吹し、新領土の經營を全うせんことを企圖すといふ。舊臘來其校舍、及、寄宿舎の新築成れり。

國學院

國學院

(麴町區飯田町五丁目)

本院は専ら國史國文國法を教授し、併せて廣く之が研究及應用に須要なる諸學科を修めしむる所とす。

學科を分ちて、本科及研究科の二となし、修業年限は本科三年、研究科二年となす。其學科課目左の如し。

本科 國史 國文(解釋 作文 語學 文學史 作歌 美辭 言語學) 道義(人倫 道德說) 法制(古代法制 憲法 皇室典範) 外國史(支那西洋) 地理(一般地理 歷史地理) 哲學(論理學 心理學 教育學) 漢文 英文

研究科

國史 國文 道義(支那道德說 西洋倫理學說史) 法制(古代現今) 哲學(世態 學 西洋哲學史 東洋哲學史 審美學) 漢文 英文

入學の期は、九月の始めとす。本科第一年級に入るを得べき者は、中學校卒業證書を有する者、若くは之と同等の學力を有し、入學試験に及第したる者たるべし。本科中、英語を除きて入學する者は之を選科とす。入學受験料金一圓。

學費は、授業料本科研究科共各金一圓五十錢、撰料金一圓とす。本院學生々徒にして學術最優等品行最方正なる者をば給費生とし、食費を給し授業料を免す。又本院學生の學術優等品行方正なるも學費を支辨する能はざる者に限り、一學年に付七十五圓以内の學費を貸與す。

院長は伯爵佐々木高行、學監は杉浦重剛にして、本居豊穎、木村正辭、落合直文、岡部精一等の講師三十餘名を以て百二十餘名の生徒を養成せり。卒業生は三百人に

近くして、多くは中等教育に従事す。中學校、師範學校の卒業生にして、本院の本科を卒業せるものは、無試験にて中學校、師範學校、高等女學校の日本歴史科及國語科の教員たるべき資格あり。本院は同窓會の機關として毎月一回『國學院雜誌』を發行す。

哲學館

(小石川區原町十七) 電話 番町四四四

本館は、學科を教育部及哲學部の二部とし、教育部は更に倫理科、及漢文科の二科に分ち、漢文科の附屬として、漢學專修科及豫科を置く。

生徒は本科生、豫科生、聽講生の三種に分てり。本科生は中學校卒業のものか、之と同程度の入學試験をうけたるものとす。

學費は、東脩金一圓、月謝金一圓五十錢、(豫科生は金壹圓三十錢)、館費金二十錢とす。

修業年限は、本科三年にして、豫科一年なりとす。

館主は文學博士井上圓了にして、講師には文學博士村上專精、内田周平、文學士

熊谷五郎等以下二十餘名あり。

中學校、師範學校卒業者にして、本館の漢文科を卒業せるものは、中學校、師範學校、高等女學校の漢文科教員資格あり、亦倫理科を卒業せるものは、修身、倫理、教育科の教員資格あり。

本館は、同窓會の機關として、毎月一回雜誌『東洋哲學』を發行す。

濟生學舎

(本郷區湯島四丁目)

本舎の旨趣は醫業の速成を要するにあるを以て、醫學の要領を教授し、期するに四ヶ年を以てし、更に之を本科、別科の二として之を六期に分割す。學科課程は左の如し。

- 第一期 物理學、無機化學、解剖學
- 第二期 物理學、有機化學、解剖學、生理學
- 第三期 生理學、組織學(以上前期學科)
- 第四期 外科通論、病理通論、診斷學、藥物學、外科各論、病理各論
- 第五期 外科各論並臨床講義、病理各論並臨床講義、眼科學并臨床講義
- 第六期 婦人科、産科、衛生學(以上後期學科)

學年を分ちて冬夏の二期とす。毎年十月より三月までを冬學期とし、四月より九月までを夏學期とす。學費は東脩金四圓、月謝金三圓とす。

本舎には藥學部を置き、速成を以て藥劑師を養成す。修業年限は二ヶ年にして、之を四學期に分割す。

學費は、東脩金二圓、月謝金一圓、講堂費金三十錢とす。

舎長は長谷川泰にして、山田良淑以下三十餘名の講師を以て、現在千〇三十八名の生徒を教授せり。

近來やうやく校紀紊亂の風説あるも、すでに卒業生を出すこと八千六百有餘名。兎に角、醫學界一方の醫師養成所たるを失はざるなり。

工手學校

(京橋區南小田原町四丁目八) 電話 新橋 八六一

本校は邦語を以て、土木、機械、電工、造家、造船、採鑛、冶金、製造舎密の各科を教授し、其工手を養成する所とす。修業年限を二ヶ年とし、之を四學期に分ち、毎期五ヶ月を以て修了せしむ。學科を分ちて豫科本科の二とし、第一期第二期に於

ては豫科を専修し、第三期第四期に於ては本科を専修せしむ。その科目は左の如し。

豫科

算術、代數、幾何、三角術、英語初歩、物理學初歩、含密學初歩、工業用簿記、工業用地理、工業用普通文、製圖

土木學科

數學、河工、海工、道路、隧道、鐵道、施行法、橋梁、測量法、製圖

機械學科

數學、力學、地形構造及煉瓦職、蒸氣機關蒸氣罐、水力學水力機、工場器具、材料強弱論、機械運動學、製圖

電工學科

電氣及磁氣、數學、電氣實驗、電信及電話、電力及電燈、製圖

造家學科

家屋構造法、建築材料、測量法、和樣建築法、材料強弱論、仕樣設計法、製圖

造船學科

木船、鐵船、計算、數學、力學、製圖

採礦學科

礦物學、地質學、探礦學、測量法、機械運動學、製圖

冶金學科

礦物學、地質學、含密學、冶金學、試金術、分析法、機械運動學、製圖

製造含密學科

含密學、含密手工、分析含密、製造含密、機械運動學、製圖

生徒を分ちて正科別科の二とし、正科生徒は豫科と本科中の一學科若くは二學科を修むるものとす。別科生徒は本科中一二の學科若くは其學科中數課目を修むるものとす。

正科生徒入學の期は、毎年二月、九月とし、其半ヶ月前に於て入學申込をなすを要す。

別科生及傍聽生は學校の都合に依り時々之を募集す。但每學期の始に於て本科各

學科の内、志願者の數五人に満たざるときは、其期に限り該學級を設けざることあるべし。

授業時間は午後四時より十時までの間とす。但豫科生徒に限り、午後一時より授業の學級を設く。

學費、豫科は授業料一ヶ月金一圓五拾錢、本科及別科金貳圓とす。本科及別科生徒にして二學科以上を専修するものは、一科を兼ねることに金五拾錢を納めしむ。入學手数料は豫科金一圓、本科金二圓を納むべし。

學校長は工學博士三好晋六郎にして、理事監事講師等に博士の稱號を有するもの多し。

大日本農會附屬 東京農學校

(豐多摩郡澁谷村常磐松御料地内)

本校は農の學理と技術とを教授するを以て目的とし、修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

動物學、植物學、物理學、化學、土壤論、氣象學、經濟學、害蟲論、畜産學、園藝學、養蠶論、農具論、

農産製造論、農業經濟論、作物論、肥料論、植物生理學、植物病理學、土地改良論、林學大意、農業經濟論、農場演習、英語、算術、代數、幾何、三角法、測量術、教育學等

本校には別に實習の科目を設け、所屬田圃に於て實地に就て作業を執らしめ、時農事試験場及有名なる實業家に就きて實地の研究をなさしむべし。

入學の期は各學年の始とす。入學を許すべき生徒は年齢滿十四年以上にして、高等小學校全科卒業のもの、若しくは左の試験に合格の者に限る。

講讀 理科 地理 算術 書取 作文
學費は入學金一圓、月謝金二圓とす。

本校の科目中に就きて之を選修せむとするものは、選科生として之を許し、授業料は三科目までは一科五十錢づゝ、四科目以上は二圓とす。

本校には教頭農學博士横井時敬、講師農學士飯郷八十吉、林學士堀正太郎、堀田正逸等専門家十數名ありて、一百餘人の生徒を養成せり。

東京商業學校

(神田區錦町二丁目六番地)

本校は速成の目的を以て内外商業に關する必須の教育を授け、將來商業に従事す

べき者を養成する所なり。

修業年限は三ヶ年とし、之を分ちて三學級とす。學資は東脩金一圓、月謝金二圓とす。

本校は明治二十二年の創設に係り、學校長は法學博士和田垣謙三、幹事は下村房次郎にして、現に二百餘名の生徒を養成せり。其卒業生徒の數すでに三百四十名餘、いづれも會社、銀行等の事務に従へり。殊に明治三十四年四月以來、講師の大更迭を行ひたると共に、其一般に就いても大に改革するところありたる爲、頗る好評あり。

日本美術院

(下谷區谷中初音町) 電話 本局六〇一

本院は同志相會し、本邦美術の特性に基き、其維持開發を圖る所とす。

本院は正員、副員、研究會員、各種會友を以て組織す。研究會員は滿十六年以上の男子にして、美術上の技能を有するものに限る、但し時によりて女子部を設くることあり。研究すべき科目は、繪畫、彫刻、圖案、建築、裝飾、鑄金、彫金、鍛金、

漆工、窯工、刺繡、彫版、寫眞等にして、其研究年限を各五、六年とす。
 研究會員たんとする者は、規定の書式に依り本院に申込み、其技術の審定を請ふべし。但し試験を施す場合には、試験料として金一圓を納め、入籍を許されたる者は、登籍料として金十圓を納むべし。此外には在院中會費を要せず。
 本院は、岡倉覺三これを創設し、主幹橋本雅邦と共に専ら院務を管理す。

鐵道學校

鐵道學校

(下谷區車坂町)
 電話 本局九九二

本校は實地應用の速成を期し、鐵道事業に従事すべき技術者及職員を養成する所とす。

學科を分ちて高等科、隨意科の二科とし、更に建設科、及業務科、機械科の三とす。修業年限は豫科、本科、高等科各一ヶ年とす。學科課程左の如し。

鐵道建設科

豫科 英語、漢文、算術(筆算、珠算)、代數、求積、幾何、對數、三角術、物理、化學、鐵道大要、測量、製圖

本科 數學(求積、對數三角術)、測量、製圖、鐵道大要、軌道、橋梁、施行法(土工、木工、石工、煉瓦工、鐵工)、力學及材料構造法、鐵道車輛、隧道

高等科 圖式力學、橋梁、鐵道材料、鐵道設計、鐵道保安裝置、測量及製圖

鐵道業務科

豫科 英語、鐵道用語、算術(筆算、珠算)、漢文、作文、習字、代數、普通簿記、電信修技送符器、鐵道事務

本科 算術(筆算、珠算)、英語(鐵道用語、鐵道會話)、簿記(普通簿記、鐵道簿記)、商法、鐵道法規、鐵道事務(旅客取扱、貨物取扱、手荷物取扱、列車運轉取扱、信號規定)、電話、電信修技(送符器音響器)、鐵道倉庫事務

高等科 英語、鐵道經濟、鐵道管理法實地演習、鐵道保安裝置

授業時間は午後五時より九時までとす。但し學科の志願者十名に充たざるときは、授業を開始せざることあるべし。

學費は入學金一圓五十錢、月謝は第一年級各科共金一圓五十錢、第二年級各科共金一圓三十錢、校費五十錢、高等科生金一圓五十錢、校費五十錢を納めしむ。

本校の設立者は工學士笠井愛次郎にして、現校長は工學博士野村龍太郎、卒業生徒百二十五名、現在生徒三百五十名あり、其多くは鐵道作業局及私設鐵道會社に就職すことあり。

入學資格 正科各一年前期は高等小學校卒業生、正科各一年後期には中學二年級以上のものを無試験にて入學を許す。

東京航海學校

(神田區猿樂町
二番地)

本校は海員たむと欲する者に必要なる學術技藝を授くる所にして、普通科及實習科の二となす。普通科は商船學校、海軍兵學校及海軍機關學校に入學せんと欲する者、並に海技を實習せんとする者、實習科は西洋形船々長運轉士機關士の海技免狀を受有せむと欲する者に必要なる學術技藝を授くるものとす。又本校には、海軍機關學校、兵學校等の受験科をも設けり。

普通科は修業年限を四ヶ年とし、實習科は別に年限を定めず。學費は入學金一圓、入學手数料十錢、月謝普通科金一圓五十錢、校費十錢とす。實習科月謝は船長運轉士機關士に依り各差あり。

校主は上野清にして、百二十餘名の生徒を養成せり。亦本校卒業生徒にして目下商船學校に在るもの凡五十名餘。蓋し商船學校への入學試験、特別試験等の特典あり。

るなり。

東京物理學校

(神田區小川町
一番地)

本校は、理學の普及を助けんが爲め、數學、重學、測量、物理學及化學を教ふる所とす。修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

算術、代數、幾何、三角、測量、重學、解析幾何、微分積分、物理學、化學、實驗學

授業時間は毎科一時間半とし、毎夕二科若くは三科を課す。入學期は二月、及九月とす。

入學する者は年齢十四年以上にして、略ぼ算術を解し、筆記に差支なきを要す。入學金は金壹圓とし、入學試験を受くるものは、受験料金五十錢を納むべし。授業料は第一學期にては金六圓、第二學期にては金七圓、第三第四學期にては金八圓、第五第六學期にては金九圓とし、毎月之を分納せしむ。

本校第二學期以上の學期に於て、理化學科、數學科の中、其一を選擇て之を專修する者を撰科生とす。撰科生は授業料を減納せしむ。

本校長は、中村精男にして、教員には理學士和田雄治等外二十七名の理學士と、博士二人、此他著名なる専門家多し。

東京慈惠醫院醫學校

(芝區愛宕町二丁目)

本校は専ら醫學生徒を養成する所にして、生徒を定期及期外の二種に分ち、學費は東脩金三圓、授業料は、一時即納金七十五圓、各學期即納冬期金十五圓、夏期金七圓五十錢、月納冬期金十六圓五十錢、夏期金八圓二十五錢を納めしめ、實地演習をなす者には尙その費用を納めしむ。

生徒は十六年以上にして中學校卒業以上の學力を要し、修業年限は四ヶ年とす。

私立藥學校

(下谷區櫻木町)
電話本局一六五〇

本校は専ら藥劑師を養成するを目的として、之に必須の學科を授くる所なり。學科を分ちて正科、專修科とし、課程を四學期に分ち、二學期を以て一學年とす。

學費は入學金二圓、授業料は正科一學年金二十二圓を十一ヶ月に分納せしめ、專修科は一ヶ月金三圓を納めしむ。但本校の全學期を收得したるのち入學者は正科同様の月謝を要す。

學校長は藥學博士下山順一郎、監督は藥學博士丹波敬三、講師には飯盛挺造等外十名なりとす。

東京齒科醫學院

(神田區三崎町)
三丁目

本學院は、元高山齒科醫學院と稱せるものにして、齒科醫たるに必要な學殖を與へ、且つ之を實地に練習せしむる所とす。現在生徒百五十名ばかり。

修業年限は、二ヶ年にして、學費は、入學料金三圓、授業料一學年金十二圓とす。又別に院外生の制を設く。學年は毎年四月六日に始まりて、翌年四月五日に終る。

本院は、千協守之助これに主たり。講師には一守正典等外二十餘名ありて、未だ完全なる學校とはいひ難かるも、兎に角齒科醫學校としては本校を推さざる可らず。

東京顯微鏡院

(神田區小川町)

本院は、顯微鏡の實際應用に關する一般の學說及技術を講習する所にして、講習生の爲に、顯微鏡其他一切の器械、試藥、培養壤及試験動物等を供給す。

講習期限は、講習科三ヶ月、研究科三ヶ月乃至一ケ年にして、外に三ヶ月間の種痘講習科を設く。

入學者は醫師及び前期試験及第者、若しくは之れに相當する學力を有するものにして、入學試験を要するものは試験料金二圓を納めしめ、講習科束脩金二圓、授業料金十圓(分納毎月四圓)研究科束脩金拾圓(講習科卒業の者は五圓)研究費毎月金二圓を納めしむ。又別に短期研究の制を設けて、講習科課目中の顯微鏡術、或は他の一課目のみを修めんとするもの、又は三ヶ月就學し能はざる事情あるもの、或は講習科開期中就學し能はざるものに臨時研究を爲さしむ。研究費は半月金三圓五十錢とし、束脩を要せず。種痘講習科は、束脩金一圓、授業料金二圓(毎月分納八十錢)とす。

東京獸醫學校

(牛込區市ヶ谷河田町六番地)

本校は専ら獸醫の學術を教授し、實業上に應用せしむるを以て目的とす。學科を區別して本科及撰科とし、本科は修業年限三ヶ年にして、卒業生は無試験にて獸醫開業免狀を受くるを得。學年は、毎年九月一日に始まり、翌年七月三十日に終る。撰科は別に期限を定めず。

學費は束脩金貳圓、月謝金貳圓を納めしむ。本校長は陸軍獸醫監厚木訥平次にして、講師には數名の陸軍獸醫ありて、生徒の現員六十八名、今日に至る迄の卒業生凡そ八百八十名餘。其入學試験の程度は、高等小學校卒業の學力を有するものとす。

東京主計學校

(神田區雉子町三十四番地)

本校は速成の目的を以て専ら商店、銀行、會社、及官廳等の會計に關する必須の學術及實務を教授し、將來公私の會社事務に従事すべき職員を養成する所とす。

學科を分ちて本科及撰科とす。修業年限は本科一年六ヶ月にして、撰科一學科六ヶ月とす。

本科は商業主計部、銀行事務部、官廳主計部の三科とす。

本科生又は撰科生にして、學科速成希望の者は、速成生となり、一日二回の攻修を爲すことを得。その修學年限は本科の半分に當る。

學費は、入學金二圓、授業料一ヶ月金二圓(速成生は三圓五十錢)校費毎月五十錢とす。

本校は明治十六年、城生菊四郎の創設に係り、今猶其校長たり。

東京政治
學校

東京政治學校

(神田區錦町三丁目
十番地)

本校は、明治三十一年松本君平の創設に係りて神田中學校内にあり。我國の青年に、政治學の知識を與へ、高等文官、議員及新聞記者とならんと欲する者に、須要の學理を教授するを目的とす。

修業年限は三ヶ年にして、學年級を分て三とす。入學者は、年齢十七歳以上、中

學校卒業と同等の學力ある者か、本科二種の入學試験中の一に合格したるものとす。學費は、入學受験料金一圓、入校金一圓、月謝は一學年は十五圓なれども、毎月一圓五十錢宛を分納するも差支へなきなり。

體操學校

日本體操學校

(麹町區飯田町一丁目
電話 番町五二〇)

本校は、汎く體育専門の教育を學科、術科に教授し、善良なる體育教員及將來該科教員たらんと欲する者を養成する所とす。

生徒募集期は毎年四月十月の二回。教科は之を分て、高等科、普通科の二種とす。本校の學科、年限は左の如し。

高等科 一ヶ年半 普通科 一ヶ年

學費は、入學試験料金壹圓、月謝各科金壹圓とす。

本校の高等科卒業生は師範學校、中學校、高等女學校、普通科卒業生は、小學校の體操教員たるべき資格あり。

校長は吉村寅太郎にして、教員拾餘名あり、目下二百八拾名餘の生徒を養成せり。

卒業生徒は、二百餘名ありて、中學校、師範學校等の體育教師たるもの多し。

明治學院 (芝區白金今里町)

本學院の目的は、學生をして英語を以て完全なる基督教主義の高等普通の教育を受けしめ、智徳兼備の學生を養成するにあり。

本院は、分ちて高等學部、中學部とす。高等學部は中學校以上の普通高等の學科を授け、特に英語を研究せんとする者に須要の教育を施す所とし、中學部は實業に就かんと欲し、又は高等の學校に入らんとするものに須要なる教育を施す所とす。

入學金は金一圓、授業料は金一圓五十錢、寄宿費凡そ金四圓五十錢と定む。

本院は、井深梶之助之を總理し、ワイコップ、ランヂス、バラ、熊野、池田等の教員あり。

青山學院

(豊多摩郡澁谷村大字
青山南町七丁目)

本校は、基督教理を基として普通並に高等の學科を授くる所とす。

修業年限は、中學科五ヶ年、高等科三ヶ年なり。

學費は、入學檢定料金五十錢、月謝高等科二圓、中等科一圓六十錢、寄宿生は舍費四十錢、食料凡そ四圓、浴料十五錢を納めしむ。

入學資格高等科は中學卒業の程度、中等科は他の各中學校に同じ。

本校は、元東京英和學校と稱し、明治十六年の創設に係る。院長は本多庸一にして、内外人十八名の講師ありて、現在生徒二百名を養成せり。又、其卒業生徒の多くは、教員、官吏、實業家、學生(大學或は外國留學)等、すべて社會の中流以上に位す。

佛教高等中學校 (芝區高輪 臺町)

本校は教師たらんと欲するもの、又は佛教大學に入らんとするものに、須要なる學科を教授するところにして、其學科目を擧ぐれば左の如し。

佛教修身、國語漢文、外國語、歴史、地理、數學、博物學、理化學、圖畫、体操

修學年限は五ヶ年、學年は毎年四月一日より始まる。授業料は一切徴收せざるも、入學金一圓と、受験料一圓を要せり。校長は酒井慧眼にして、高楠順次郎、川上貞信等十餘名の教師あり。頃者聞くところによれば、之を佛教大學にすといふ。

曹洞宗大學林

曹洞宗大學林

(麻布區北日ヶ窪町四十三番地)

本學林は佛教の蘊奥を攻究し、専ら曹洞宗の教理を授くるを目的とす。修業年限は三ヶ年にして、寄宿舎の設あり。

本學林は、明治十五年の設立に係る。設立代表者は森田悟由にして、教頭秋野孝道、外十名の教師を以て百八十五名の生徒を養成せり。

淨土宗高等學院

淨土宗高等學院

(小石川區表町七十九番地)

本院は教學に堪能なる教師(僧侶)を育成する目的を以て高等正科を教授するところなり。

ろなり。

修業年限は正科四ヶ年、豫科二ヶ年にして、學費は本校より其幾分を補助す。

校長は大本大善にして、三十餘名の教師を以て百五十名の生徒を養成せり。

授業料は之を徴收せざるも、第二學年に入學を望むものは金七圓を要す。

又本院には寄宿舎の設けあり。卒業生の數今日迄百二十餘名、いづれも淨土宗にて樞要の位置にあり。

國民英學會

國民英學會

(神田區錦町三丁目十九番地)

本會は、主として實用英語と英文學とを教授する所にして、學科を分ちて正科、英文學科、夜學科、會話專修科、特別受験科、英語師範科の六科とす。修業年限は、正科夜學科は各々二年半、英文學科は一ヶ年、英語師範科は三年と定む。

學費は入會金一圓、月謝英文學科、會話專修科は金一圓拾五錢、英語師範科は一圓五十錢以上二圓、正科、夜學科は金九十錢、英語商業科は金一圓、特別受験科は金九十五錢とす。

本會主幹は磯邊彌一郎にして、教員の數約十數名、晝夜各級を併せて常に一千七百餘名の生徒あり。

卒業生一千二百二十一人、正則英語學校と相並び、我邦專門英語學校の優なるものなり。随つて校舎の狹隘を告げたる爲、前年來麴町區三番町に分教場を新築して大に規模を擴張せり。

正則英語學校

(神田區錦町三丁目)
電話 本局二〇九六

本校は正則に英語學を教授し、完全に英語を活用するの士を養成するを以て目的とす。

本校の課目は、午前の部(一)普通科(二)乙種受験科、午後の部(一)普通受験科(二)文學科(三)臨時受験科、夜學の部(一)普通科(二)高等科とす。

校長は齋藤秀三郎にして、午前、午後、夜學を合して現に八百餘名の生徒を有し、將來有望なる英語專門學校なりとす。

頃者更に校舎を新築し、教師を増聘する等、偏に國民英學會と競争するやの傾を

有せり。

イーストレーキ英語會話學校

(神田區西小川町)
一丁目十一

目的 發音、及、會話を主として、傍ら文法、及作文を研究せしむる等、實用的

英語を教授するに在るなり。

學科 豫備科(午後五時より六時)本科(午後六時より七時)高等科(午後七時より八時)

學費 入學金は金壹圓、月謝は一科金壹圓、二科兼修金壹圓五拾錢、三科兼修

金貳圓とす。

職員 校長エフ、ダブルユー、イーストレーキ、教員アラノ、イーストレーキ

生徒 凡そ百五十名。

青年會夜學校

(神田區美土代町三丁目)
電話 本局一五六

本校は、諸官廳、會社、商店等に於て常務を有するものをして、夜間學に就き、

正則實用の英語を修得せしめんことを目的とし基督教信者の創立に係る。
 學科を分ちて普通科及高等科とす。高等科は専ら中等教員の試験に應ずべきものを養成し、修業年限は普通科三ヶ年、高等科一ヶ年にして、授業は、毎日午後六時より八時に至る。學費、東脩五十錢乃至一圓、授業料は八十錢乃至一圓とす。
 校長はドクトル高木正義にして、内外の教師十三名を以て、百十名の生徒を養成せり。

二松學舍

(麴町區一番町四十六)

本舍は、三島毅の管理に係る漢學塾にして、學科を分て本科、受験科の二とす。本科は更に分て高等科、普通科の二とし、受験科は中等教員の養成を以て主眼とし、卒業には、年限を定めず、課目は、左記の書中に就き、毎日數課を撰定して、これを講義し、又生徒作る所の詩文を添削す。

學年は、毎年四月一日に始まり、翌年三月二十七日に終る。

經書 大學、中庸、論語、左傳、周易、書經、詩經

本子集

近思錄、孟子、小學、傳習錄、莊子、老子、管子、荀子、吳子、孫子、韓非子、唐宋八家文

科 歷史

大日本史、資治通鑑、宋元通鑑

古典

制度通、周官、文獻通考一斑、唐六典

受 論語、書經、中庸、禮記、大學、左傳、孟子、孫子、荀子、韓非子、老子、莊子、唐宋八家文、文選、資治通鑑、史記列傳、

方丈記、折たく柴の記、土佐日記、徒然草、十六夜日記、平家物語、保元平治物語、大鏡、源氏物語、枕草紙、増鏡、古今集、萬葉集、新古今集、驗臺雜話、祝詞、宣命、支那文學史、日本文學史、文典、法制、文章詩歌、

科 驗

方丈記、折たく柴の記、土佐日記、徒然草、十六夜日記、平家物語、保元平治物語、大鏡、源氏物語、枕草紙、増鏡、古今集、萬葉集、新古今集、驗臺雜話、祝詞、宣命、支那文學史、日本文學史、文典、法制、文章詩歌、

學費は東脩金一圓、月謝金一圓五十錢、寄宿費約五圓とす。

舎長は文學博士三島毅にして、落合直文等以下十餘人の教員にて現在生徒百五十人を教授す。

卒業生凡そ千有餘人、漢籍教授の私塾としては有名のものなり。

斯文學會

(神田區錦町二丁目十八)

本會は、漢學の眞趣味を發揮するを目的とし、明治十六年開校、同二十年閉校、

爾來學會に於て時々講義を開けり。會長は谷干城、講師は文學博士重野安釋以下知名の漢學者あり、生徒凡五十名。入會金一圓とす。

東京學院

(神田區仲猿樂町十七)

本院は、諸官公立學校入學志願者、又は專修者の爲に、受験科と專修科(獨逸語、英語、漢學、數學、理化學、國語等)を教授するを以て目的とす。院主を龜井藤太郎といふ。學費は東脩金五十錢、授業料各科金一圓五十錢、校費十錢とす。

國語傳習所

(神田區三崎町一丁目) (大成中學校内)

本所は國語國文を教授する所にして、中等教員檢定試験の爲め漢文をも教授す。學年を分ちて前學年(普通科)後學年(高等科)の二ヶ年に定め、前學年は毎日曜日に教授し、後學年は毎日午後二時なりとす。

學費は、東脩金五十錢、月謝は前學年五十錢、後學年一圓。本所設立者は杉浦鋼太郎、教頭は落合直文、講師としては、中村秋香、平田盛胤、文學博士木村正辭、高津鐵三郎、今井彦三郎、文學士芳賀矢一等十餘名にて、凡そ百五十名の生徒を教授す。其卒業者の多くは高等女學校、中學校、師範學校等の教員、もしくは、文筆のことに従事す。

東京英語專修學校

(神田區錦町二丁目六) (東京商業學校内)

本校はもと築地立教大學の一部たりしを明治三十年現在の處に移れり。目的 英語及英文學を教授す。學科及學費 入學金壹圓、高等師範科金壹圓五拾錢、正科金壹圓貳拾錢、中學補習科金五十錢、普通及特別受験科金一圓。校長はアーサー、ロイドにして、教師内外人凡そ十名、現在生徒三百人餘あり。

數理學館 (神田區裏猿樂町九)

目的 純正數理を教授す。

學科及卒業期 普通科 十ヶ月 高等科 一ヶ年

又、時期によりて、受験科を設けることあり。

學費 入校料金五拾錢 授業料 [普通科 金七拾錢 高等科 金七拾錢] 外に教場費金五錢

校長 松岡文太郎

生徒 三百餘名

順天求合社 (神田區中猿樂町四)

目的 本社は數學、測量、天文等の諸學科を教授し、諸學校の教師及測量技師

たる者を養成す。

修業年限 正科 三ヶ年

東京府職工學校 (本所區林町二丁目)

電話 浪花二二六一

本校は、金工若しくは木工の業務に従事するに必須なる智識技能を授け、善良なる職工を養成する所とす。

教科は、木工科、金工科の二科とし、木工科を分ちて大工、指物、附建具、木型の三部とし、金工科を分ちて鑄造、鍛冶、仕上、板金工の四部とす。

修業年限は、三ヶ年とし、第一年に於ては、木工科金工科に各々其豫備實修を課し、第二年より生徒の志望に應じて各其專業を修めしむ。

學費 入學金壹圓 授業料 [正科 授業料 金一圓 測量專修科 授業料 金一圓五十錢] 速成科 授業料 金一圓

校長 松見文平 附記 本社には別に別科(東京工業學校豫備科)測量專修科及速成科を置く。

其年限學費等は各々差あり。

授業時間は毎日午後六時より同九時に至る。現在生徒凡三百名あり。

學年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。
 入學の期は、毎學年の始とす。入學せんとする者は、(一)品行端正身體強健、(二)年齡十二年以上十六年以下にして、(三)修業年限四ヶ年の尋常小學校卒業の者、若しくは之と同等以上の學力を有する者とす。但し一ヶ年以上、木工若しくは金工の現業に従事したる実績あるものは、前項年齡の限りにあらず。
 授業料は之を徴收せず。
 校長は今景彦にして、生徒は定員百名の内、現員百五十餘名あり。

帝國教育會 中等教員講習所 (神田區一ツ橋通町) 電話 本局七七三

本講習所は、師範學校、中學校、高等女學校の教員たるに必要な學科を講習するを以て目的とす。
 學科を分ちて國語、漢文、英語、言語學、教育學の五科とす。修業年限は二ヶ年とす。
 本所に入ることを得るものは、年齡十六年以上にして、師範學校、中學校、高等

女學校を卒業したる者、又は之と同等の學力を有するものとす。
 學費は入所料金壹圓、講習料毎月金貳圓を納めしむ。
 所長は帝國教育會長辻新次にして、教員には今井彦三郎、落合直文、那珂通世、波多野貞之助等外専門の教育家十數名、生徒現在員二百五十餘名。
 又本年九月よりは別に英語科を設くる由なり。

東京府教育會 附屬 教員傳習所

本科 麹町區飯田町五丁目東京府第四中學校内
 家事科 同 東京府第一高等女學校内

本傳習所は、小學校の本科教員及專科教員を養成するを以て目的とし、分ちて三とす、各修業年限左の如し。

- (一) 小學校本科教員傳習所 豫科 六ヶ月
 本科 一ヶ年
- (二) 小學校家事科教員傳習所 豫科 六ヶ月
 本科及高等科 各一ヶ年

學費は入學料金五十錢、授業料豫科は一ヶ月金五拾錢、本科及高等科は金七拾錢とす。學年は毎年四月、若くは十月に始まる。

教員は概ね東京府師範學校教員を以て之に充つ。但し家事科には、女子高等師範學校教員及東京府立高等女學校教員多し。生徒現員は男子二百六十名、女子百四十名あり。所長は東京府教育會長子爵岡部長職なり。亦本年度八月には夏期女子講習會を開き、女教員たるに必須の學力を補充すといふ。

其他の學校の所在地

- 東京府師範學校 (赤坂區青山北町六丁目)
- 東京府女子師範學校 (小石川區竹早町)
- 私立高等豫備門 (神田區三崎町)
- 眞宗中學 (東本願寺(芝區高輪)西本願寺(下谷區谷中))
- 私立百科學校 (神田區錦町三丁目)
- 數學專修義塾 (神田區仲猿樂町十七)
- 獨立英學會 (神田區三崎町一丁目十)

- 共立美術學館 (小石川區竹早町七)
- 東京簿記專修學校 (下谷區竹町四十七)
- 東京簿記專門學校 (神田區錦町一丁目十二)
- 東京速記法研究學會 (同)
- 東京簿記學校 (神田區猿樂町二)
- 銀行事務員養成所 (神田區裏猿樂町四)
- 東京簿記專門教習所 (麴町區三番町三十)
- 槐蔭學館 (下谷區中徒士町二丁目)
- 東京理財學校 (神田區今川小路)
- 歐文正鶴學館 (京橋區築地)
- 本郷英學院 (本郷區元町二丁目四十八)
- 東京經濟學校 (神田區仲猿樂町)
- 速記教習所 (神田區裏猿樂町二)
- 黑龍語學校 (神田區錦町三丁目一〇)
- 支那語學校 (同)

- 隔夜學校 (神田區三崎町)
- 東京簿記精修學館 (神田區美土代町)
- 鳴和學館 (神田區猿樂町)
- 東京中學院 (市ヶ谷佐内坂)

官公立中學校
並に
同程度の學校
高等師範
學校附屬
中學校

第三章 官公立中學校 並に

同程度の學校

高等師範學校附屬中學校 (本郷區湯島三丁目)

本校は高等師範學校に附屬す、入學生徒は同校附屬の小學校より進み來るもの多し。修學年限は五ヶ年とす。學科課程は左の如し。

倫理、國語及漢文、英語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、習字、圖畫、體操
學費は授業料一ヶ月金三圓にして、出席の有無に係はらず徴收す。

本校は、主事大瀬甚太郎(本校教授)以下十八名の教員を以て、三百餘名の生徒を養成せり。

本校の設備は、他の公私立中學校に比して、概して整へるものゝ如く、教員の教育的資格も一般の中學校教員に較々優れる所あり。且つ本校の卒業生は校長の推薦により、之と連絡ある官立學校へは、特別試験もしくは無試験にて入學するを得べし。

東京府第一中學校

(麴町區西日比谷町)
電話 新橋二四〇八

本表中唱歌は隨意科とす。入學は每學年の始(四月)とす。入學を許すべき者は、品行端正、身體健康、志望

計	體操	圖畫	唱歌	習字	物理及化學	博物	數學
〇三	二	二	一	一		一	四
	柔器械、普通器械、各級教練	毛筆、淡墨畫、自由畫法		楷書法		博物初步	算術百分算
〇三	三	一	一	一		一	四
	前級二同シ	自在鉛筆着色		三體書法及細字速寫		動植物	算術全體、代數、幾何、直線、圓形
〇三	三	一				二	五
	柔器械、器械、步兵、執銃	前級二同シ		前級二同シ		動植物及人身生理衛生法	代數一次方程式、二次方程式、幾何、動點、圓積
〇三	三	一			三	一	五
	前級二同シ	自在鉛筆着色、用器畫法、投影畫			物理及化學	動植物	代數二次、三次、四次、五次、幾何、比例、組合、幾何立體
〇三	三				三	一	五
	前級二同シ				前級二同シ	礦物、地質	代數二項式、幾何、三角、平面、立體

本校は男子に必要な高等普通教育を施さんが爲に設置する所にして、其生徒定員を八百人とす。又別に補習科を設く。

學科課程は文部省令に基きて制定したる者にして、修業年限を五ヶ年とす。

(下に記載する中學校の學科程度は多く之に準ず故に以下一々之を掲げず)

學年	學科	時定	時當配
第一	倫理	一	人倫道德ノ要旨
第一	國語及漢文	七	講讀、作文、漢字交リ文
第一	外國語	六	綴字、讀方、聽取、會話、習字
第一	歷史	一	本邦歷史
第一	地理	二	地球及日本地誌
第二	倫理	一	前級二同シ
第二	國語及漢文	七	前級二同シ
第二	外國語	七	前級二同シ
第二	歷史	二	前級二同シ
第二	地理	一	亞細亞及大洋洲地誌
第三	倫理	一	前級二同シ
第三	國語及漢文	六	前級二同シ
第三	外國語	八	前級二同シ
第三	歷史	二	東洋歷史
第三	地理	一	亞細亞、歐羅巴、亞非利加地誌
第四	倫理	一	前級二同シ
第四	國語及漢文	五	前級二同シ
第四	外國語	八	前級二同シ
第四	歷史	三	西洋歷史、上古、中世、近世
第四	地理	一	亞米利加地、亞非利加地、地誌、說文
第五	倫理	一	前級二同シ
第五	國語及漢文	四	前級二同シ
第五	外國語	八	前級二同シ
第五	歷史	二	日本歷史、西洋歷史、現世
第五	地理	一	地文

鞏固、年齢満十二年以上にして、高等小學校第二年度の修業證書を所持する者、若しくは之に均しき學力を有する者とす。

操行修まらず、誨諭を加ふるも改悛の實なき者、出席常ならずして學業進まざる者、無届缺席一ヶ月以上に及びし者、又は引續き缺席三ヶ月以上に及びし者、二學年間同一の學級に在りて昇級すること能はざる者は、在籍を除くべし。

學費は高等小學校第二學年の修業證書を所有し、學年の始、第一年級へ入學者の外、總て入學檢定料金五十錢を入學願出の際納附すべし。授業料は一ヶ月金一圓六十錢とす。

本校は七百七十八名の生徒を有し、學校長は勝浦鞆雄にして、教頭笹倉新次以下三十五名の教諭、助教諭及囑托員あり。

學生間の催としては、武藝部、文藝部、運動部、遠足部、游泳部の設ありて、武藝部にては擊劍柔道等を行ひ、文藝部にては毎學期一回雜誌を刊行せり。尚、明治三十二年三月卒業したる本校生徒百七名の卒業後の状態を示すこと、左の如し。

高等學校へ入學

三五

高等商業學校へ入學

二

札幌農學校へ入學

私立法律學校

一年志願兵

郵便電信學校

東京工業學校へ入學

實業に従事する者

士官候補生

官廳に奉職せるもの

死

届出なきもの

四五

一

二

三九

東京府開成中學校

(神田區淡路二丁目四) 電話 本局 三一二

本校の學科課程、修業年限等は概ね東京府第一中學校に同じ、學費は授業料一ヶ年金廿七圓五十錢を納むるを要し、別に入學の際試験を要するものは受験料として金五十錢を納めしむ。

本校は明治五年の創立にして、元共立學校と稱し、正則英語學を教授せしが、二十八年東京府の管理に屬し今の名に改めたり。校長は田邊新之助にして、六百二十名の生徒を養成せり。

東京府第四中學校

(麹町區飯田町五丁目) 電話 番町 七八七

本校は元城北中學校と稱して今泉定介の設立に係り、入學金五十錢、授業料金一圓五十錢、學校長は深井鑑一郎、生徒現在員凡六百名。

早稲田中學校

(牛込區早稲田鶴卷町)

本校は中學校の課程に従ひ、中等以上の業務に就かんと欲する者、又は高等の學校に入らんとする者を養成する所なり。

學費は入學金一圓、授業料一ヶ月金二圓、受験料金五十錢とす。本校には、寄宿舎ありて、生徒の保護監督獎勵の任に當り、品性の陶冶、學業の進歩、身體の健康に注意せり。寄宿生は入舍金一圓、舎費一ヶ月金一圓、月俸五圓、石油費二十錢を前納せしむるものとす。

又中學校卒業生にして高等諸學校入學志願者の爲に補習科を設置す。

學校長は大隈英麿にして、明治二十九年の創立に係り、教頭坪内雄藏以下三十餘名の教員を以て、七百餘名の生徒を養成しつゝあり。

學生の間には、興風會、ベースボール、音樂隊、雜誌發行等の催ありて、趣味あ

る遊戯の具、略ぼ備はれり。

早稲田實業中學校

(牛込早稲田)

本校は、主として實業に就かんとするものを養成するところにして、修學年限を三ヶ年とす。學年は四月一日に始まりて、翌年三月三十一日に至る。

入學せんとするものは、年齢十五歳以上にして、中學校卒業者は無試験にて第二年級に入學を許す。

入學金一圓、授業料一ヶ月金二圓。

學校長は大隈英麿にして、坪内雄藏以下十數名の講師あり。

日本中學校

(麴町區山元町一丁目)
電話 番町 一八三

本校は、入校金一圓、授業料月額金二圓とす。授業料は、前月中會計掛に就きて授業切符と引換ふべし。授業切符を所持せざる者は其間停學せしむべし。